



第4次大淀町総合計画 後期基本計画
第2期大淀町地方創生総合戦略
令和4年3月

はじめに



本町では、平成 29（2017）年 3 月に、「来たい、住みたい、住み続けたいまち 大淀町～次世代へつなぐ共創のまちづくりをめざして～」を将来像に掲げた「第 4 次大淀町総合計画（基本構想及び前期基本計画）」を策定し、様々な施策に取り組んできたところです。

この間、我が国では、人口減少や少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の流行、ICT の急速な進歩などにより、社会経済情勢が大きく変化しました。

このような社会の動向を捉えるとともに、これまで推進した施策の達成状況の評価・検証や住民ニーズの把握、現在の本町の課題を踏まえて、このたび、令和 4（2022）年度から始まる「第 4 次大淀町総合計画後期基本計画」を策定しました。あわせて、本町の大きな課題である人口減少への対応を効果的かつ計画的に推進できるよう「第 2 期大淀町地方創生総合戦略」を一体的に策定しました。

そして、今後の 5 年間で特に取り組む必要があると考える施策を 4 つの「重点プロジェクト」としてまとめました。また、本計画から国連の持続可能な開発目標（SDGs）を新たな視点として計画に取り入れることにより、本町の取り組みが SDGs に資するものとなっているかを意識しながら各施策を進めてまいりたく考えております。

町の財政は、引き続き厳しい状態にありますが、これらの計画を進めていくためには、行政はもとより、町民の皆様や各種団体、企業、学校など、様々な方々のご理解とご協力が必要です。「協働」「共有」「共感」の理念のもと、住民の皆様とともに着実に進めていき、「来たい、住みたい、住み続けたいまち」の実現に努めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご協力を賜りました総合計画策定審議会委員、町議会議員、アンケート調査にご協力をいただきました住民の皆様並びに関係各位に心から厚く御礼申し上げます。

今後とも町政に対する一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 3 月

大淀町長 岡下守正

目次

第1章 序論	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 基本構想の概要	4
3. 後期基本計画策定の視点	16
4. 施策の体系	36
第2章 後期基本計画	41
計画推進のために	43
1. 人口減少社会に対応したまちづくり	44
2. 様々な主体による協働と連携のまちづくり	46
3. 情報発信で知ってもらうまちづくり	49
4. 計画的・効率的な行財政運営のまちづくり	52
5. 広域的な連携と協力によるまちづくり	56
1.すこやかで安心できる暮らしのために	58
1. 保健・医療	59
2. 子育て支援、少子化対策	63
3. 高齢者福祉	66
4. 障がい者（児）福祉	68
5. 地域福祉	72
6. 社会保障	74
2.いきいきとして活力あるまちづくりのために	76
1. 商工業・企業誘致・新しい産業	77
2. 食料・農業・農村	80
3. 森林・林業	83
4. 観光・道の駅	85
3.まちの基盤づくりと安全・快適な暮らしのために	87
1. 都市拠点の形成	88
2. 交通ネットワークの形成	90
3. 住宅・市街地整備	93
4. 環境保全と環境美化、景観・緑化	95
5. 公園・緑地	98

6. 上下水道	100
7. 廃棄物処理等	103
8. 斎場・墓地	105
9. 消防・防災	106
10. 防犯・交通安全	109

4.うるおいある人間性豊かなまちづくりのために…………… | 111

1. 人権の尊重	112
2. 男女共同参画	114
3. 学校教育	116
4. 就学前教育	119
5. 生涯学習・生涯スポーツ	121
6. 歴史・文化・芸術	124

第3章 重点プロジェクト…………… | 127

重点プロジェクトの位置づけ	129
1. 子育て支援・少子化対策プロジェクト	130
2. 下市口駅周辺まちづくりプロジェクト	132
3. 学校教育環境の充実プロジェクト	134
4. 行財政基盤強化プロジェクト	136

第4章 資料編…………… | 139

1. 計画策定の経緯	141
2. 諮問・答申	142
3. 大淀町総合計画策定審議会条例	144
4. 大淀町総合計画策定審議会 委員名簿	146
5. 大淀町総合計画策定推進本部会議設置要綱	147
6. 大淀町総合計画策定推進本部会議 委員名簿	149
7. 施策項目とSDGsの関係性一覧	150
8. 指標・数値目標一覧	152

第1章 序論

1. 計画策定の趣旨

1.1. 計画策定の目的

本町では、平成29年3月に「来たい、住みたい、住み続けたいまち 大淀町 ～次世代へつなぐ共創のまちづくりをめざして～」を基本理念・将来像として定めた「第4次大淀町総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定し、まちづくりを進めてきました。

また、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を実現していくため、平成28年3月に「大淀町地方創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定し、取り組みを進めてきました。

この度、総合計画「前期基本計画」の計画期間が満了することから、これまで取り組んできた施策の進捗状況や実績を検証するとともに、各施策において新たに生じた課題や、社会情勢等により変化した課題に対する確かな対応を図るため、「後期基本計画」（令和4年度～令和8年度）を策定しました。

「後期基本計画」においては「第2期大淀町地方創生総合戦略」を一体的に策定することで、より効率的で実効性のある計画としています。人口減少対策や地方創生に向け、より包括的に取り組んでいきます。

1.2. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」の2部構成であり、計画期間は下表のとおりです。

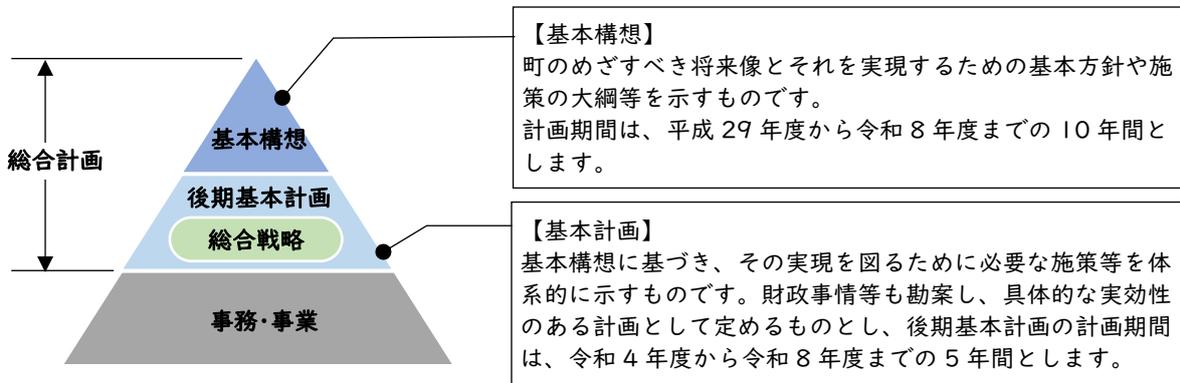


表 1-1 第4次大淀町総合計画・第2期大淀町地方創生総合戦略の計画期間

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
第4次基本構想			10年間										
前期基本計画			5年間										
後期基本計画								5年間					
第1期 総合戦略	5年間												
第2期 総合戦略								5年間					

↑ 総合計画と一体化

2. 基本構想の概要

2.1. まちづくりの基本理念・将来像

平成29年3月に策定した基本構想において、すべての分野において尊重する基本理念とこれからのまちづくりの目標の姿として、将来像を次のとおり定めています。

【基本理念・将来像】

来たい、住みたい、住み続けたいまち 大淀町
～次世代へつなぐ 共創のまちづくりをめざして～

これからのまちづくりを進めていくにあたっては、様々な人や組織等が協力しあう「協働」「共有」「共感」によるまちづくりが非常に重要です。

「協働」「共有」「共感」の理念を大切にしながら、「共創のまちづくり」を進め、誰もが「来たい」、「住みたい」、「住んでよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちの実現をめざすとともに、次世代の子どもたちへつなぐまちづくりを進めていくこととします。

2.2. まちづくりの基本目標

(1) 計画推進のために

次項に掲げる4つの基本目標を着実に実施し、各種施策・事業を効果的に展開するために、人口減少社会に応じた協働と連携のまちづくりや情報発信を積極的に進めるとともに、行財政運営の効率化や広域行政の推進に積極的に取り組むこととします。

(2) 基本目標

大淀町の将来像の実現に向け、まちづくりの4つの基本目標を次のとおり設定します。

◆基本目標1：すこやかで安心できる暮らしのために

〈保健・医療・福祉 分野〉

◆基本目標2：いきいきとして活力あるまちづくりのために

〈産業 分野〉

◆基本目標3：まちの基盤づくりと安全・快適な暮らしのために

〈都市基盤・生活環境 分野〉

◆基本目標4：うるおいある人間性豊かなまちづくりのために

〈人権・教育・文化 分野〉

2.3. 将来人口の見通し

(1) 社人研準拠推計による将来人口の見通し

平成 27 年の国勢調査を基に推計された国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」に準拠した推計によると、本町の人口は令和 32（2050）年に 10,000 人を下回り、その後も減少を続け、令和 42（2060）年に 6,758 人まで減少するとされています。

この値は下表のとおり平成 25 年に国が公表した社人研準拠推計よりも人口減少が深刻化した値となっています。また、最新の実績値である令和 2 年度国勢調査では、さらに人口減少が進行している状況です。

表 1-2 社人研準拠推計比較

	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)	2055 (R37)	2060 (R42)
H25 社人研準拠推計 (前期基本計画策定時)	19,175 (実績値)	18,244	17,334	16,335	15,279	14,205	13,095	11,965	10,869	9,818	8,826
H30 社人研準拠推計 (推計の最新値)		18,069 (実績値)	16,841	15,540	14,217	12,897	11,570	10,252	9,006	7,839	6,758
R2 国勢調査 (実績の最新値)			16,728 (実績値)								

(2) 目標人口の達成状況

5 年前に策定した基本構想では、平成 25 年社人研準拠推計をベースとして下記の条件設定で独自推計を行い、町の目標人口は「令和 8（2026）年に 17,520 人をめざす」として設定しました。

◆ 前期基本計画策定時の目標人口の設定条件 ◆

【自然増減】

合計特殊出生率を、令和 32（2050）年に 1.09（平成 27 年時点）から人口置換水準である 2.07 まで回復させる

【社会増減】

令和 2（2020）年以降、転入と転出が均衡する状態（純移動率をゼロ）にする

上記の目標人口の実現に向けて、前期基本計画及び第 1 期総合戦略に基づき、これまでの 5 年間で子育て支援策や移住・定住促進策、雇用の創出等、将来的な人口構造の適正化と活力あるまちづくりをめざした「積極戦略」を中心とした施策や事業に取り組んできました（*p28「前期基本計画及び総合戦略の検証」参照）。

しかしながら、毎年 100 人を超す転出超過の状態は続き、令和 2 年国勢調査の結果においても、人口減少の抑制には至っていない状況となっています。

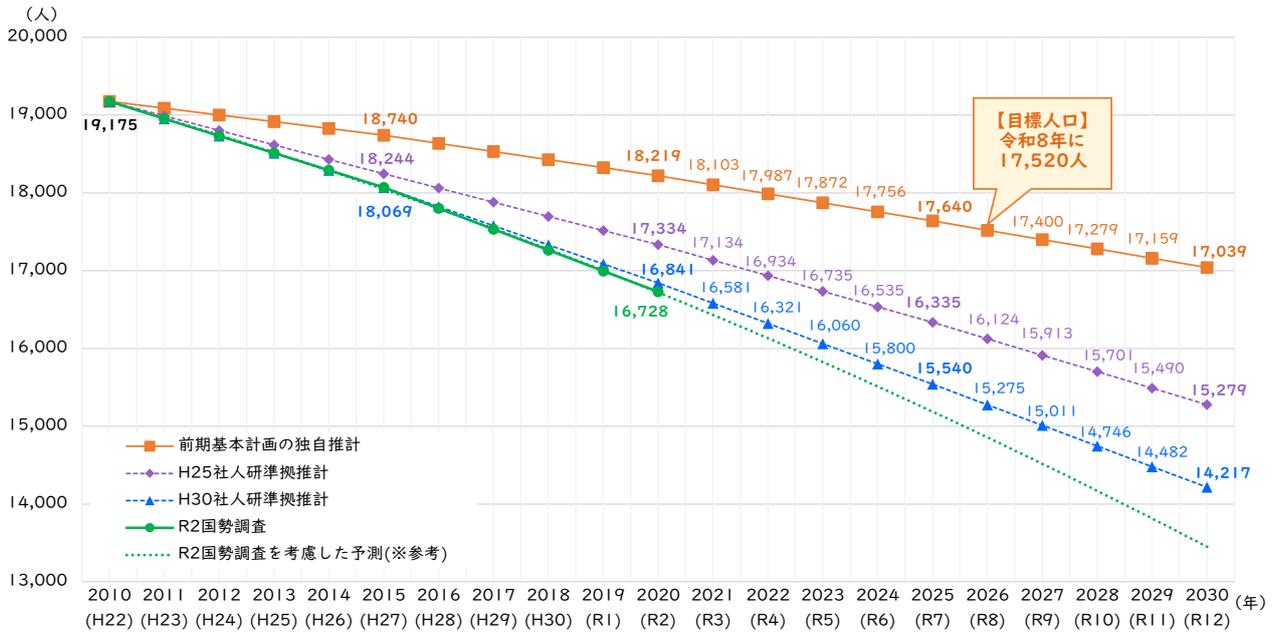


図 1-1 社人研準拠推計による将来人口の見通し

※将来推計は 5 年毎の推計値となるため、単年毎に按分した結果を示しています。

これまでの 5 年間で様々な取り組みを展開してきたものの人口減少の抑制に至っていない要因の一つとして、近年、出産・子育て世代が転出超過となる傾向が続いていることが考えられます。出産・子育て世代の転出により、合計特殊出生率も低下し、人口減少につながっていると考えられます。

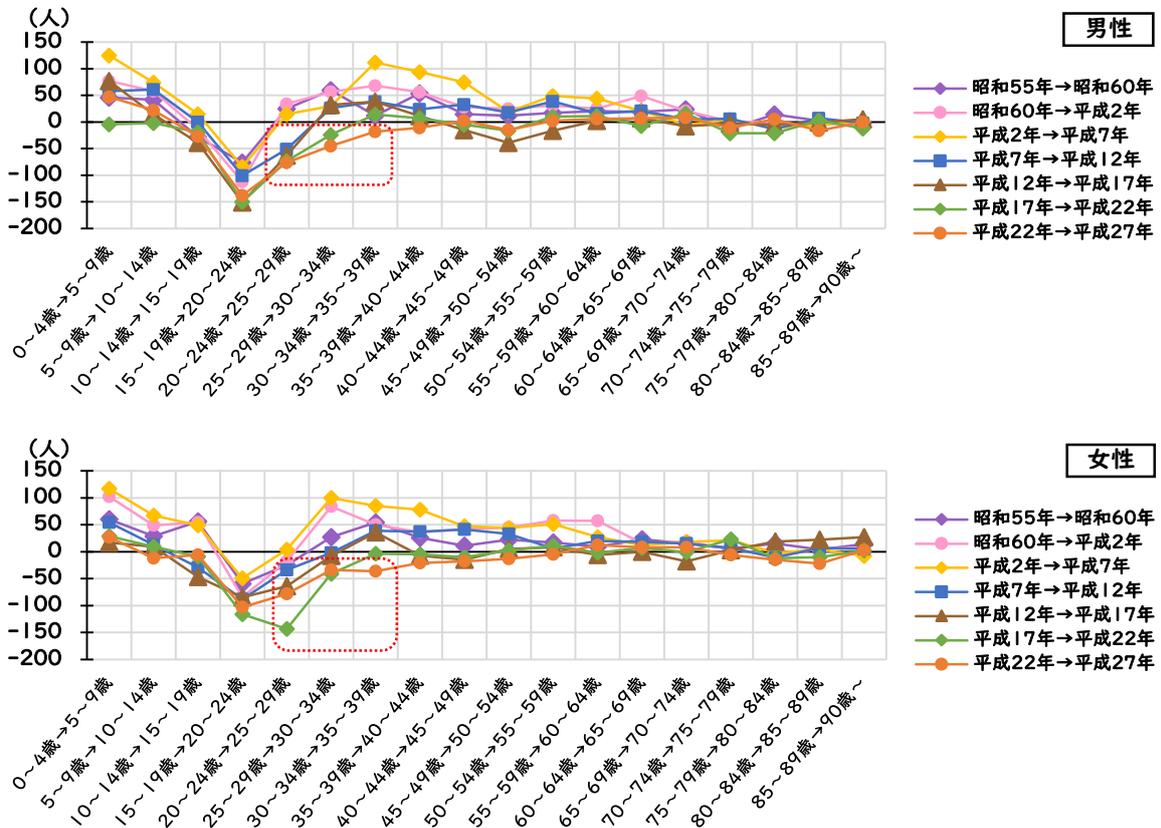


図 1-2 年齢階級別人口移動の推移

(3) 5年後(令和8年度)の目標人口の設定

現状の人口動向をふまえ、今後も、引き続き「積極戦略」を展開し、進学・就職・結婚等による人口流出を抑制するとともに、出産・子育てがしやすい環境づくりに注力していきます。

一方で、日本全体の人口減少が進んでいる中で、地方の人口減少は避けられないとも考えられるため、人口減少に対応しながら持続可能なまちづくりをめざす「調整戦略」も併せて進めることが重要です。本町では、平成30年に「財政計画」を策定し、財政の立て直しを図っていることから、財政健全化と「積極戦略」による取り組みとのバランスが今後の最大の課題といえます。

上記をふまえ、後期基本計画においては、前期基本計画と同様に幅広く施策を展開していきますが、財政計画との整合性を図り、選択と集中による施策の重みづけを行いながら取り組んでいきます。

また、人口増につながる移住・定住促進を図る一方で、新たな人の流れをつくることにより地域活性化をめざします。そのため、目標人口を以下のとおり見直します。

◆ 後期基本計画における目標人口 見直しの考え方 ◆

【 自然増減 】

今後、子育て支援・少子化対策や学校教育環境の充実により、大淀町で子どもを生き育てたいと思う環境を整えることで、合計特殊出生率を令和42(2060)年に現状の1.09(平成27年時点)から全国平均の1.44まで回復させることをめざします。

【 社会増減 】

より利便性の高い大阪府や橿原市等に転出する傾向があることから、中心市街地の早期整備や交通ネットワークの充実に努め、住環境の向上を図ります。また近年、大学進学による10代後半の転出だけでなく、20~30代に転出超過の傾向が見られます。要因の一つとして町内に働く場が少ないことが考えられるため、企業誘致や企業支援等に努めます。

若い世代の転出抑制に取り組むことで、平成30年社人研準拠推計による純移動率(転出超過)を5%好転させることをめざします。

【 その他の視点 】

財政状況が厳しい本町において、上記の生産年齢人口の増加(減少抑制)による税収増加(減少抑制)に加え、ふるさと応援寄附や未活用地の活用等による自主財源の確保、民間企業・大学等との連携による町財政負担の軽減・平準化にも努めます。

また、周辺自治体や各種団体等との連携によって交流人口や関係人口(*)といった新たな人の流れを創出・拡大するとともに、地元生産加工商品を購入する地産地消を促進し、定住人口の増加以外の視点でも地域活性化を図り、『持続可能なまちづくり』をめざします。

* 関係人口：

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

【大淀町の人口の将来展望】

令和8(2026)年に **15,344人** をめざす

(令和8年時点で平成30年社人研準拠推計の想定人口より **+69人** をめざす)

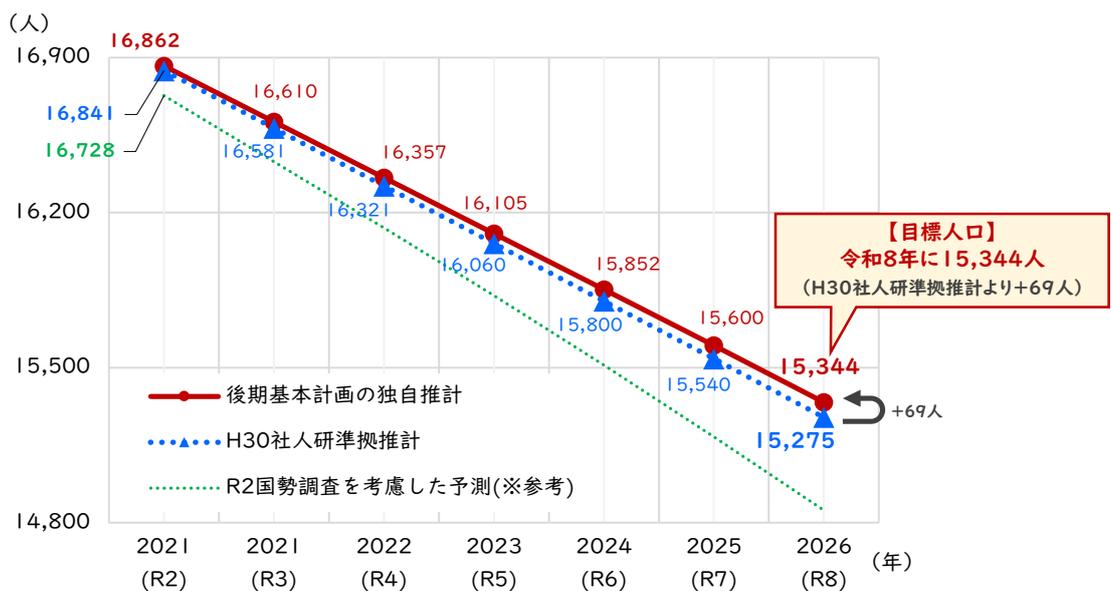
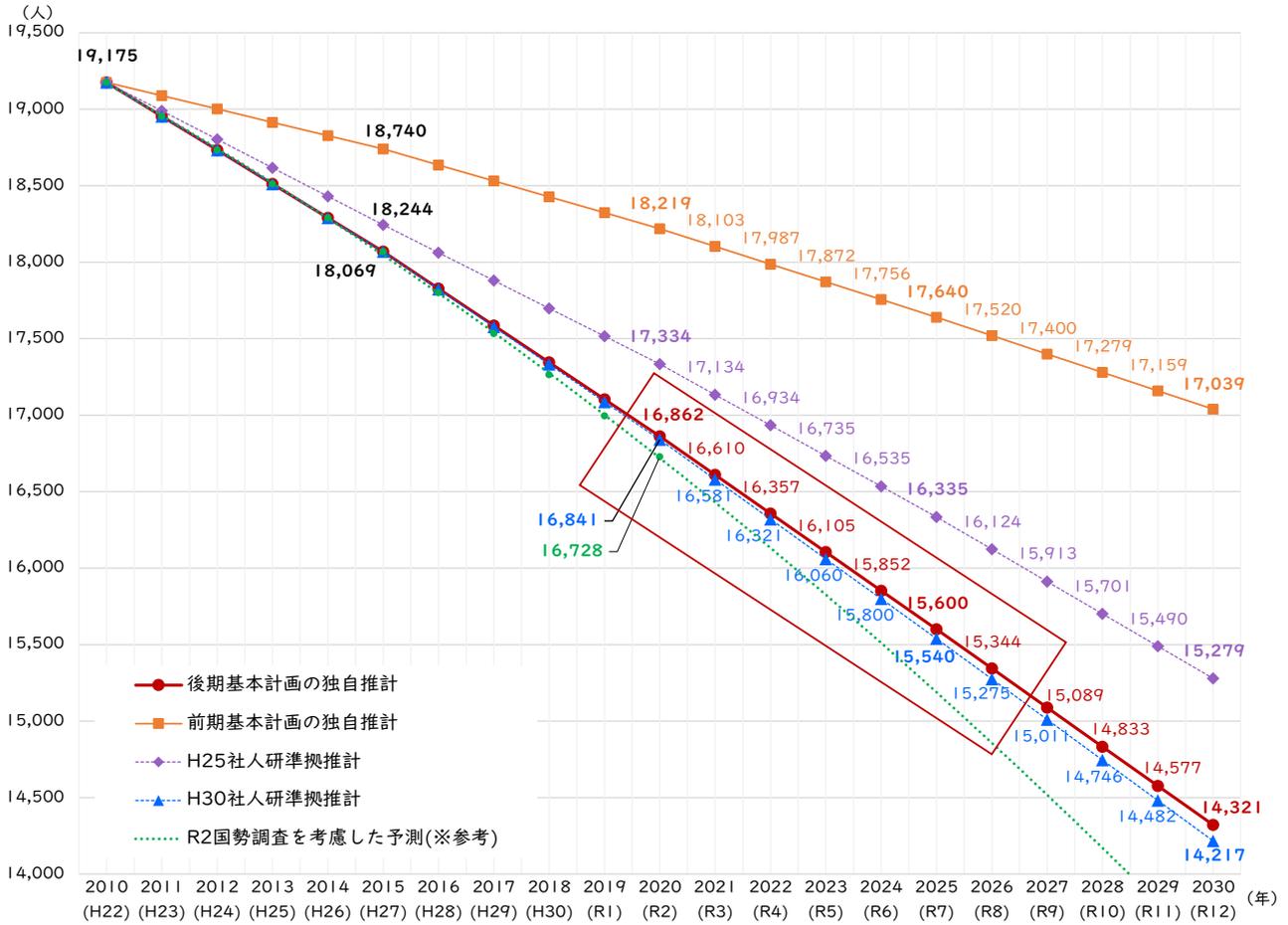


図 1-3 独自推計による将来人口の見通し

※将来推計は5年毎の推計値となるため、単年毎に按分した結果を示しています。

2.4. 地域形成の方向

(1) 土地利用の基本構成

大淀町における近年の人口推移をみると、平成12年をピークに減少傾向がはっきりと表れており、今後も人口の減少が続くことになると見込まれています。

そこで、大淀町では、このような人口減少局面におけるまちづくりと秩序ある土地利用を基本として、豊かな自然や田園を保全・活用しながら、各地区の特性に応じて賑わいと個性ある環境の創出を図るため、土地利用の方向を次のように定めます。

	各土地利用の方向
森林地区	<p>現在の山林に位置づけます。</p> <p>治山治水対策なども適切に実施し、大淀町の美しい自然環境を育むことを基本として、保全と活用を図ります。</p> <p>人工林は、林業活性化の取り組みにより、健全な育林に努めます。</p> <p>広葉樹林等は、公益的な機能面、里山景観の形成面からも保全に努めるとともに、森林レクリエーションなどへの活用を図ります。</p>
集落・施設地区	<p>市街化調整区域の集落地と、道の駅、馬佐木材工業団地、南和広域美化センター、新たに建設を予定しているごみ処理施設（さくら広域環境衛生組合）建設予定地周辺の非住宅地などに位置づけます。</p> <p>集落地においては、無秩序な宅地化を防止しつつ、周辺の農業環境と調和のとれた田園景観の維持に努めます。集落周辺の荒蕪地については、極力、地域ぐるみで営農を維持するとともに、必要に応じて、生活関連施設や産業施設など、地域の活性化に資する施設用地への転用や、貸し農園などへの活用を促進します。</p> <p>施設地区においては、敷地外周部の緑化など、周辺の自然・田園環境との景観の調和を図りながら、関連施設や地域活性化に資する施設などの整備も検討します。</p>
農業地区 (農業振興地域内)	<p>集落・施設地区を除いた農業振興地域内の農地に位置づけます。</p> <p>梨やお茶などの特産物の振興を図るとともに、都市近郊地としての特質を活かして、稲作や少量多品目の野菜栽培を促進し、地域の安全・安心で適価な農作物を供給する地区として、農地の流動化や、農作業の受委託など、地域ぐるみでの営農を支援し、促進します。</p>
田園地区 (農村振興地域外)	<p>市街化調整区域内の農業振興地域外の農地に位置づけます。</p> <p>田園環境の維持保全を基本とし、集落地区、農業地区に準じた土地利用を促進します。</p>
市街地地区	<p>市街化区域に位置づけます。</p> <p>住居系地域においては、生活道路や水路、公園等の改善、公共下水道等の整備により、良好な居住環境と日常生活の利便性の向上を図り、商業・工業系地域においては、基盤整備とともに、企業誘致、産業振興策の推進に努め、賑わいづくりと本町産業の活性化を図ります。</p> <p>住居系、商業系、工業系地域のそれぞれ地域の住み分けと、環境の整備と調和を図りながら都市的土地利用を促進し、移住・定住の受け皿としての機能充実と、既存市街地の空洞化傾向の抑制を図ります。</p>

各土地利用の方向	
河川地区	主に吉野川周辺に位置づけます。 清流の維持・増進とともに、親しみやすい河川環境、自然や柳の渡し等の資源を活かした水辺のレクリエーション空間として、公園化等を進めます。
ゴルフ場地区	町内の3箇所のゴルフ場に位置づけます。 これらのゴルフ場では、今後とも、農薬や化学肥料等による環境汚染の防止や残地森林等の適正管理等、周辺環境には細心の注意を図って、維持運営がなされるものとしします。

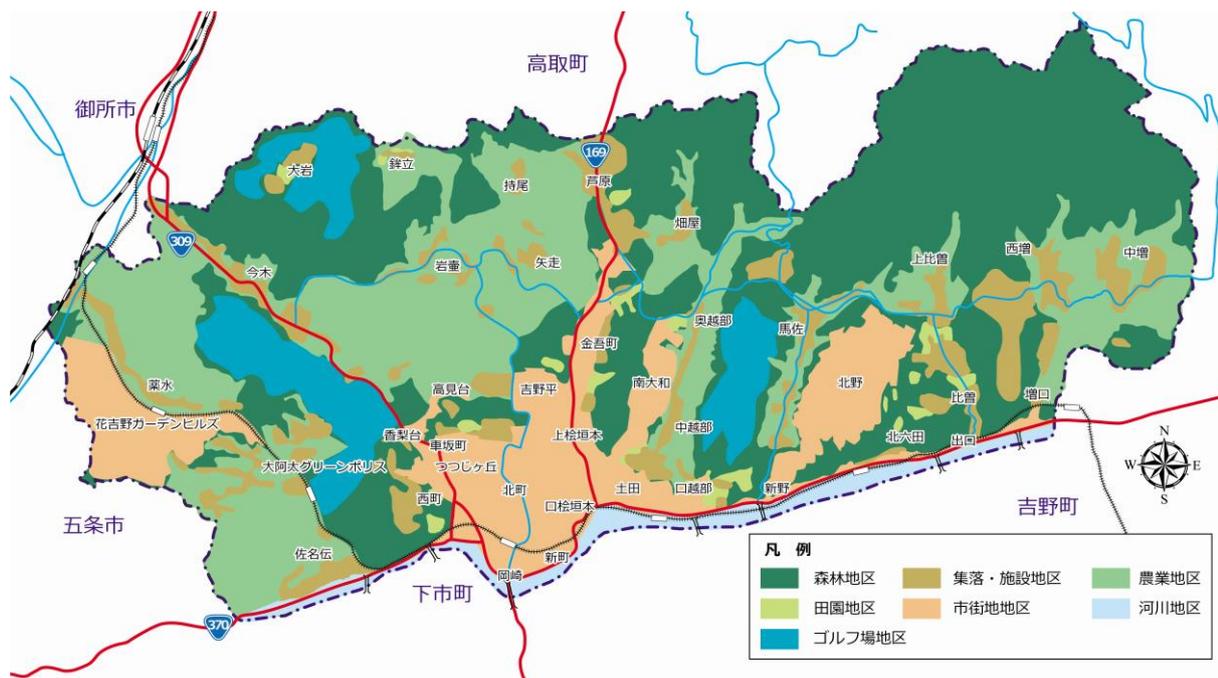


図 1-4 土地利用基本構成図

(2) 地域形成の骨組み

個性豊かな町域の発展と一体化、町内各地区の生活利便の向上をめざし、地域形成の骨組みを次のように定めます。

■交流軸の形成

	各交流軸の形成の方向
大和・吉野青垣軸	<p>町の北部一帯の森林は、大和盆地と吉野地域の外郭を構成する森林です。大淀町にとっても、町域の北側に立地する「緑の屏風」ともいべき森林であり、「大和・吉野青垣軸」と位置づけます。</p> <p>この軸上では、点在する集落の居住環境や、森林環境との調和を図りながら、芦原越街道や壺坂越街道などの古代に飛鳥と吉野を結んだ道、安産の滝、大岩大日堂、大岩古墳群などの地域資源も活かして、ハイキングコースなどによりネットワーク化を図り、豊かな山の自然を満喫できる場としての充実を進めます。</p>
吉野川交流軸	<p>悠然と流れる清流“吉野川”は地域のシンボルです。吉野川に沿って走る国道169号、370号は吉野川の上・下流域を結んでおり、これらを“吉野川交流軸”として位置づけます。</p> <p>この軸上では、清流の維持・増進とともに、リバーパーク「おおよど」や鈴ヶ森公園を中心として、柳の渡し（北六田）、椿の渡し（越部）、桧の渡し（下洩）、旧吉野駅（六田・軽便鉄道）、土田のケヤキの大木、鈴ヶ森行者堂などを活かした水辺のふれあいの場の整備を図り、川の自然を満喫できる場としての充実を進めます。</p> <p>また、国道169号、370号は、広域交流軸としても機能する路線であり、吉野郡の玄関口としての拠点整備・充実や広域交通としてのサービス機能増進などを図り、広域を結ぶ軸線としてもふさわしい改善を促進します。</p>
広域交流軸	<p>大淀町と広域圏を結ぶ国道169号、309号、都市計画道路・山手線及び町道住川大淀線、都市計画道路・千石橋通り線周辺を、“広域交流軸”として位置づけます。</p> <p>吉野川交流軸と合わせて町の骨格となる路線であり、京奈和自動車道の開通や高取バイパスの整備により、広域圏を結ぶ機能が一層充実されているなか、これらの路線は周辺市町村をはじめ、広域的な往来において重要な路線であり、また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ吉野地域に至る路線でもあります。</p> <p>本町の玄関口周辺に情報発信機能や広域交流の拠点となる施設整備・充実を進めるとともに、京奈和自動車道などと一体となって利便性が高まるよう、案内標識や休息施設の整備による誘導機能の充実、渋滞解消、走行性向上など広域交通としてのサービス機能の増進を図ります。</p>

	各交流軸の形成の方向
地域交流軸	<p>吉野川交流軸、広域交流軸とともに町の骨格を形成し、町域を一体的に結び周辺地域へと連絡する軸線として、都市計画道路・高取大淀吉野線（国道169号以東）、県道今木出口線（馬佐工業団地～新樺大橋）周辺を、“地域交流軸”として位置づけます。</p> <p>これらの軸上では、骨格となる都市計画道路の整備とともに、町域全体並びに周辺地域を対象とするような拠点機能の立地も検討しながら、それぞれの沿線に適合した環境改善など、地域内や周辺地域との交流軸としてふさわしい機能の育成を進めます。</p>
地域連携軸	<p>吉野川交流軸、広域交流軸や地域交流軸とともに、町内の各地区を結ぶ主要な道路周辺を、“地域連絡軸”として位置づけます。</p> <p>これらは、町の骨格を補完し各地区の地域生活の動線を多く受け止める軸であることから、これらの軸上では、歩行者などの安全性に特に配慮した道づくりとともに、各路線の個性を増進するような沿道への花木や花の植栽、各地区の生活拠点機能の立地を図り、各地区の生活中心としてふさわしい機能の育成を進めます。</p>

■ゾーンの形成

	各ゾーンの形成の方向
おもてなし・交流ゾーン	<p>国道169号で榎原方面から芦原トンネルを抜けてくる付近一帯を“おもてなし・交流ゾーン”と位置づけます。</p> <p>道の駅・吉野路大淀iセンターを中核施設として、本町や吉野郡への玄関口という立地を活かして、吉野方面への観光客等の中継ゾーンとしてふさわしい環境整備と賑わい創出を進め、さらなる誘客を図り、様々な情報や特産品の提供などによる来訪者へのおもてなしと、ひと・もの・情報などの交流を促進します。</p>
産業振興ゾーン	<p>福神地区（センター地区・誘致施設地区等）と馬佐木材工業団地周辺を“産業振興ゾーン”として位置づけます。</p> <p>本町の産業振興の拠点ゾーンとして、福神地区では、南奈良総合医療センターを中核とした医療関連施設などの集積、馬佐木材工業団地周辺においては、木材関連産業の複合産業化など、既存施設や既存産業の機能強化に取り組みながら、健全な生産環境の維持保全を図り、あわせて積極的な企業誘致、新興産業の育成を進めます。</p> <p>また、新たな産業振興拠点や誘致施設などを確保する場合においては、まちの健全な構造形成の観点から、広域交流軸や地域交流軸周辺への誘導を図ることとします。</p>
みどりの産業振興ゾーン	<p>東部渓谷地については、エコロジー拠点を中心とした産業振興とコミュニティ空間形成の促進を図ります。近接する田園居住地域や自然環境との調和を保ちながら、エコロジー拠点施設や周辺自然環境を活かし、生産環境の充実や、野外レクリエーション施設などの憩いや交流の場の創出を図ります。</p>

	各ゾーンの形成の方向
中心市街地ゾーン	<p>古くから本町のまちづくりの中心的な位置を占めてきた下湊地区を中心とした一帯（車坂交差点付近～大淀町役場～ライフ周辺～リバーパーク～千石橋～大淀病院跡地付近）を“中心市街地ゾーン”として位置づけます。</p> <p>近鉄下市口駅・大淀病院跡地の周辺整備をはじめとした基盤整備による都市機能の充実や、周辺地域への交通連絡機能の強化・拡充、公的機関・都市機能の誘導や集約により、本町らしさを持つまちの顔としての空間づくりをゾーン一帯で押し進めます。</p>

■拠点の形成

	各拠点の形成の方向
広域交流・情報拠点	<p>本町や吉野郡への玄関口となる道の駅・吉野路大淀iセンターと近鉄下市口駅及び大淀病院跡地の周辺を、交流窓口と情報発信の機能を持った“広域交流・情報拠点”として位置づけます。</p> <p>近鉄下市口駅及び大淀病院跡地については、周辺整備等と連携を図りながら交流拠点施設の設置、交通連絡機能の集約と拡充を進めるなど、それぞれの拠点において、本町や吉野郡への玄関口としてふさわしい環境整備を図ります。また、様々な情報や特産品の提供、イベント開催などにより、本町や吉野地域の魅力などの情報発信を図るとともに、地域や周辺市町村の住民、観光客などの様々な主体による人的・物的交流を促すことにより拠点としての機能強化を進め、交流人口増加、経済効果創出、移住定住促進に向けた取り組みを積極的に展開します。</p> <p>あわせて、国道309号についても、京奈和自動車道のインターに連絡し、今後広域的な交通流動が増大するものと想定されることから、その動向を見極めながら、新たな交流・情報拠点の形成についても検討します。</p>
行政・文化拠点	<p>町役場、文化会館、図書館周辺を、“行政・文化拠点”として位置づけます。この拠点では、行政機能の中核、文化・芸術・生涯学習活動の中核として、現在の機能の維持・増進を図るとともに、町民が学び、文化活動を営むことで心の健康を増進させるような機能の充実を図ります。</p>
スポーツ・交流拠点	<p>平畑運動公園（サッカー場、テニス場）、平畑体育館周辺を“スポーツ・交流拠点”として位置づけます。</p> <p>各種スポーツ活動の推進とともに、多くの町民がスポーツなどを通じた交流を行える場としての整備・充実を図ります。</p>
各地区生活拠点	<p>町域内の東部、中部（東・西）、西部の生活圏における生活利便と、人々のふれあいを増進していくため、各圏域の状況に即して小学校、幼稚園、保育所、体育館、近隣商業地などを集積する“地区生活拠点”として位置づけます。これらの拠点では、必ずしも一箇所に居住・生活機能を集約することにはなりません。新たに公共施設を整備する場合は、各圏域の地域連絡軸上に確保し、極力、生活拠点機能を集約化する方向性を持つこととします。また、これらの生活拠点機能は、遊休化した公共施設の転用なども視野に入れて、効果的に生活拠点機能の拡充を図ることとします。</p>

	各拠点の形成の方向
教育・学習拠点	<p>町立大淀桜ヶ丘小学校、町立大淀中学校、県立大淀高校周辺を“教育・学習拠点”と位置づけます。</p> <p>教育・学習活動の中心として、町内各幼稚園・小学校などと連携を図りながら、教育環境の充実や生涯学習、子育て施策との連携を図るとともに、特別支援教育や高等教育などとも連携を図りながら新しい教育・学習活動の枠組みのあり方を検討します。</p>
エコロジー拠点	<p>現在、建設が予定されている「さくら広域環境衛生組合」ごみ処理施設周辺を“エコロジー拠点”とします。</p> <p>ごみ処理や環境問題を巨視的な観点で見つめながら広域的拠点施設として整備し、ごみの再資源化や減量化の広域的システムを整備します。</p> <p>また、排熱・余熱利用の促進を進め、エネルギーの有効利用やリサイクルなどの環境問題の啓発を図るとともに、環境美化運動・リサイクル活動等の支援の拠点としても充実を図ります。</p>
防災拠点	<p>町役場を“防災拠点”として位置づけ、町域の東部、中部、西部に“防災ブロック拠点”を配置します。</p> <p>災害時に防災活動の拠点として機能するだけでなく、平常時には住民の憩いの場としての利用や訓練・研修の実施、防災ボランティア情報の集約といった機能を充実させます。</p>
広域医療拠点	<p>南奈良総合医療センター周辺を“広域医療拠点”と位置づけます。</p> <p>南和地域の中核病院としての「南奈良総合医療センター」を中心として、町内及び近隣の医療機関との連携を推進し、地域医療体制の一層の充実と拠点機能の強化を図り、あわせて周辺整備を進め病院を核としたまちづくりを図ります。</p> <p>また、福祉・健康拠点との連携も図りながら、健康づくり体制の充実に向けた様々な健康づくり施策との連携を図ります。</p>
福祉・健康拠点	<p>近鉄下市口駅及び大淀病院跡地周辺を“福祉・健康拠点”として位置づけます。</p> <p>福祉・健康に関する公的機関を集約した空間作りを周辺整備とあわせて進めます。また、広域医療拠点との連携も図りながら、介護予防や生活習慣病予防など、様々な健康づくり施策との連携を図り、健康寿命の延伸に向けた健康づくり体制の充実を図ります。</p>



図 1-5 地域形成の骨組み構成図



図 1-6 地域形成の骨組み構成図

3. 後期基本計画策定の視点

3.1. 大淀町の現況

(1) 人口の動向

本町の総人口の推移をみると、平成 12 (2000) 年に総人口のピークを迎えました。昭和 55 年以降、急激な増加を示していましたが、平成 12 年以降は減少に転じています。令和 2 (2020) 年は 16,728 人であり、これはピーク時の 20,376 人と比べて 3,648 人の減少となっています。

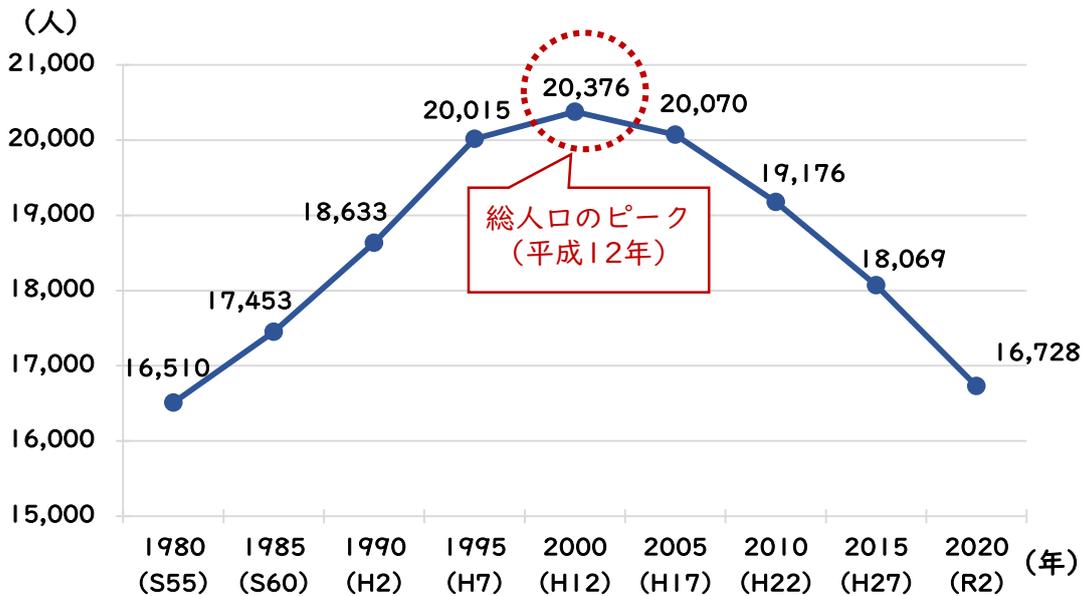


図 1-7 総人口の推移

(出典：国勢調査)

年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）は平成12（2000）年まで増加傾向にありましたが、平成17（2005）年以降は減少傾向となり、令和2（2020）年には9,261人と、ピークであった平成12年から約4,000人減少しました。年少人口（15歳未満）については、昭和60（1985）年をピークとして減少傾向にあります。令和2年には1,641人となっており、昭和60年と比べて約2,060人減少しました。

これに対して、老年人口（65歳以上）は一貫して増加傾向にあります。平成12年には老年人口が年少人口を上回り、令和2年には、老年人口が年少人口の約3.5倍となっています。また、高齢化率も年々上昇し、令和2年には34.7%となっています。

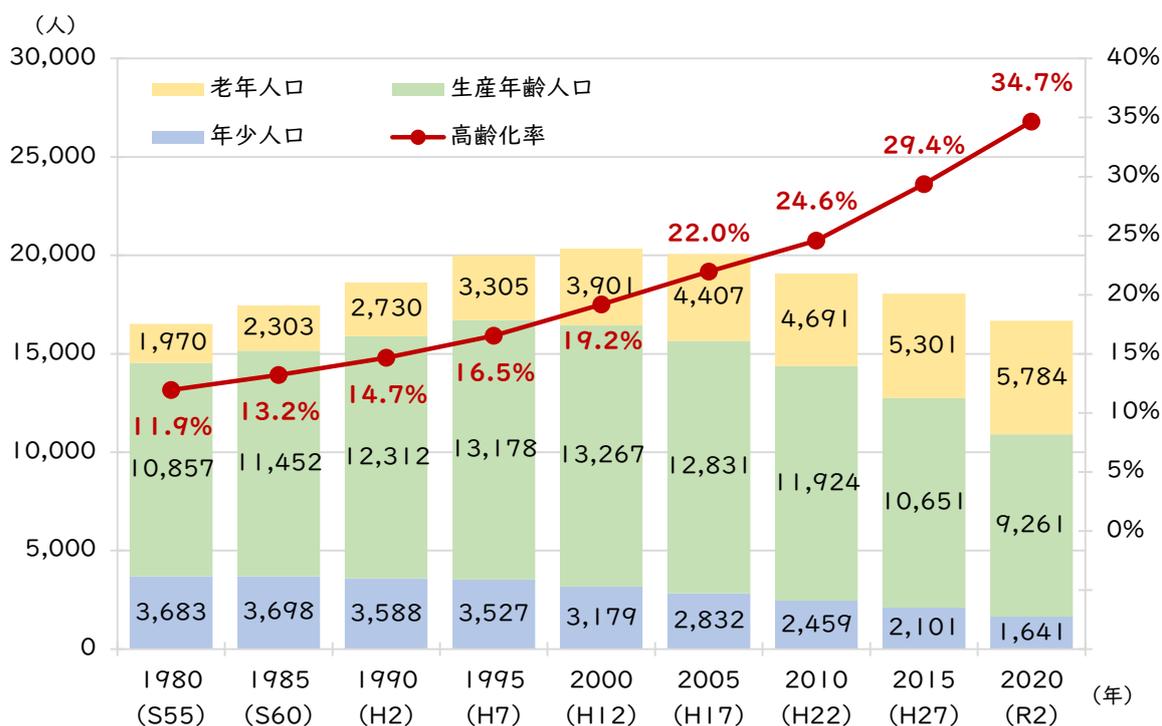


図 1-8 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

(出典：国勢調査)

(2) 財政の状況

本町の経常収支比率(*)は、平成 27 年度以降増加しており、平成 30 年度決算時で 100.1%と悪化しました。その後、令和元年度にはやや改善しましたが、96.8%と未だ高く、財政の硬直化が進んでいることから財政健全化が急務となっています。

また、令和元年度の決算では、歳出に占める補助費等の割合が 25.4%と 4 分の 1 を超えており、周辺市町村や県よりも上回っています。本町ではごみ処理・常備消防・病院事業において一部事務組合を構成しているため、これらへの負担金の額が多くなっていると考えられます。

このままでは近い将来に基金が枯渇し深刻な状況に陥ってしまうため、平成 30 年度に財政予測を実施して「財政計画」をとりまとめ、毎年度見直すこととしています。

今後、歳入の減少を多額の基金取り崩しにより運営している現状から早期に脱却し、行財政構造を抜本的に見直して持続可能な地方自治体としなければなりません。そのため、本計画は「財政計画」と整合を図りながら進めていく必要があります。

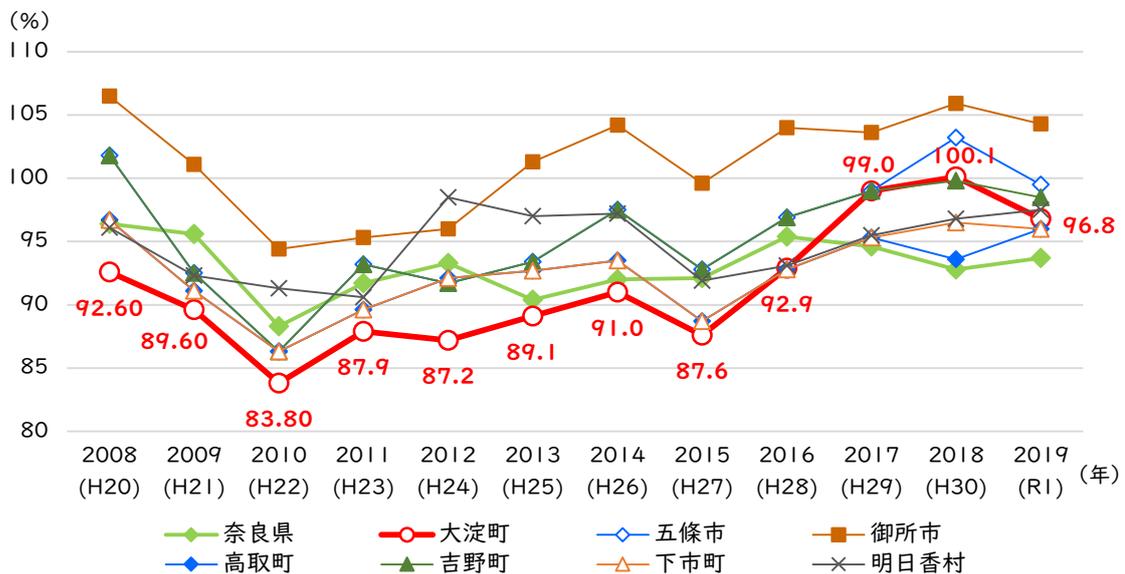


図 1-9 経常収支比率の推移

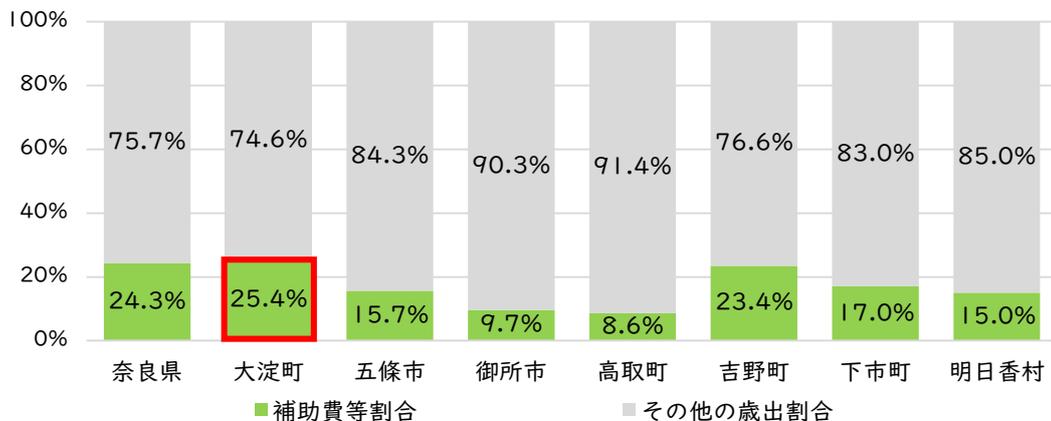


図 1-10 歳出に占める補助費等割合 (令和元年度)

* 経常収支比率：

通常の行政サービスを行うのに必要な費用（経常経費）を、町税等の一般的な財源（経常一般財源）でどれくらいまかなえているかを示す比率。

3.2. 町民意識

本計画の策定にあたって、令和3年5月に満19歳以上の町民の中から無作為に抽出した1,500人を対象にアンケート調査を実施しました。有効回答637票、有効回収率42.5%でした。

また、これからの大淀町を背負っていく中学生と高校生を対象として、同様に意識やニーズ動向についてのアンケート調査もあわせて行いました。これらの結果からまちの現状評価や今後期待するまちづくりの方向性など、新たなまちづくりに向けた町民ニーズをまとめると次のとおりです。

(1) 町民のまちへの愛着度と今後の定住意向

大淀町に愛着を「大に感じている」と「どちらかといえば感じている」をあわせた“愛着を感じている”と回答した町民は66.1%、大淀町に今後も「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」をあわせた“住み続けたい”と回答した町民は66.0%となりました。

また、高校生は“愛着を感じている”が58.5%、“住み続けたい”が23.7%で、中学生は“愛着を感じている”が62.9%、“住み続けたい”が37.1%となりました。

町民全体の愛着度、定住意向よりも、今後の大淀町を担う若者世代が低い結果となっていることから、人口流出を食い止めるためにも愛着度や定住意向を高める必要があります。

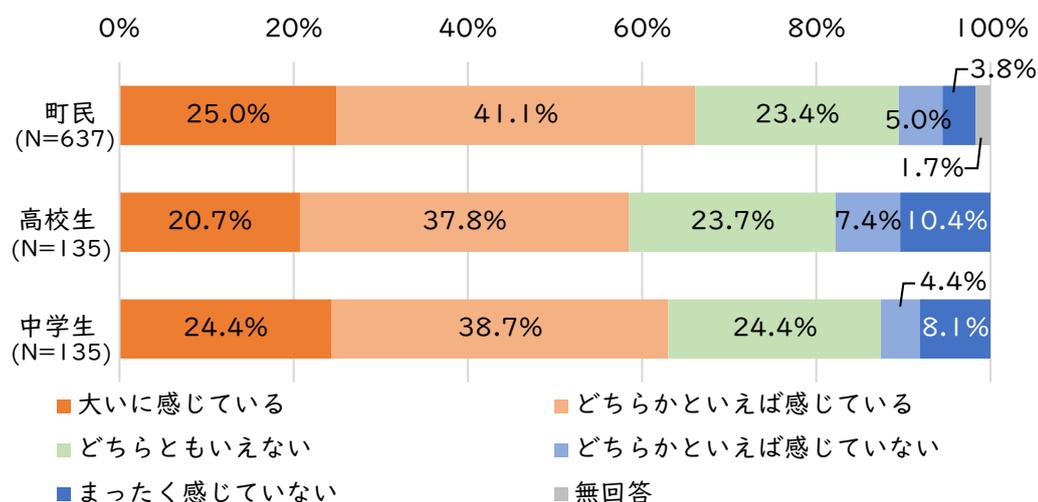


図 1-11 まちへの愛着度

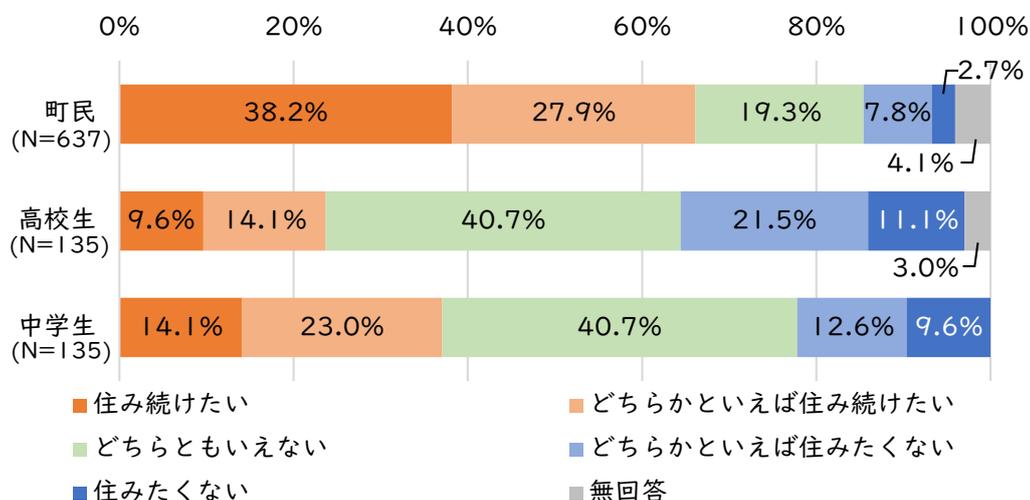


図 1-12 定住意向

(2) まちの各施策に関する満足度

まちの各施策について、現在どの程度満足しているかを把握するため、現行の「第4次大淀町総合計画前期基本計画」及び「大淀町地方創生総合戦略」の7分野41項目を設定し、項目ごとに「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらとも言えない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、加重平均値による数量化で評価点（満足度：最高点10点、中間点0点、最低点-10点）を算出しました。

満足度が低い項目をみると、“都市基盤づくり”や“産業・観光振興”が課題となっていることがわかります。いずれも行政だけでは解決することのできない課題であり、町民や関係団体、企業等を含めた総合的な取り組みが課題となっていることがうかがえます。

- 満足度が最も高い項目は「上下水道の整備状況」。次いで「廃棄物の処理状況」、「消防・防災体制の状況」の順。
- 満足度が最も低い項目は「都市拠点の形成」。次いで「交通ネットワークの形成」「公園・緑地の整備・維持管理状況」の順。

【第4次大淀町総合計画前期基本計画】

満足度が高い5項目	満足度が低い下位5項目
①上下水道の整備状況	①都市拠点の形成
②廃棄物の処理状況	②交通ネットワークの形成
③消防・防災体制の状況	③公園・緑地の整備・維持管理状況
④生涯健康づくりの推進	④雇用の創出に向けた取り組み
⑤防犯・交通安全への取り組み	⑤観光振興の取り組み

【大淀町地方創生総合戦略】

満足度が高い5項目	満足度が低い下位5項目
①子育て支援対策の推進	①商工業の振興
②特色のある教育プログラムの推進	②新しい産業の育成支援
③生きがいある暮らしづくり	③観光振興
④情報発信の推進	④定住・U I J ターンの促進
⑤交流活動の推進	⑤安定した行政体制の確保

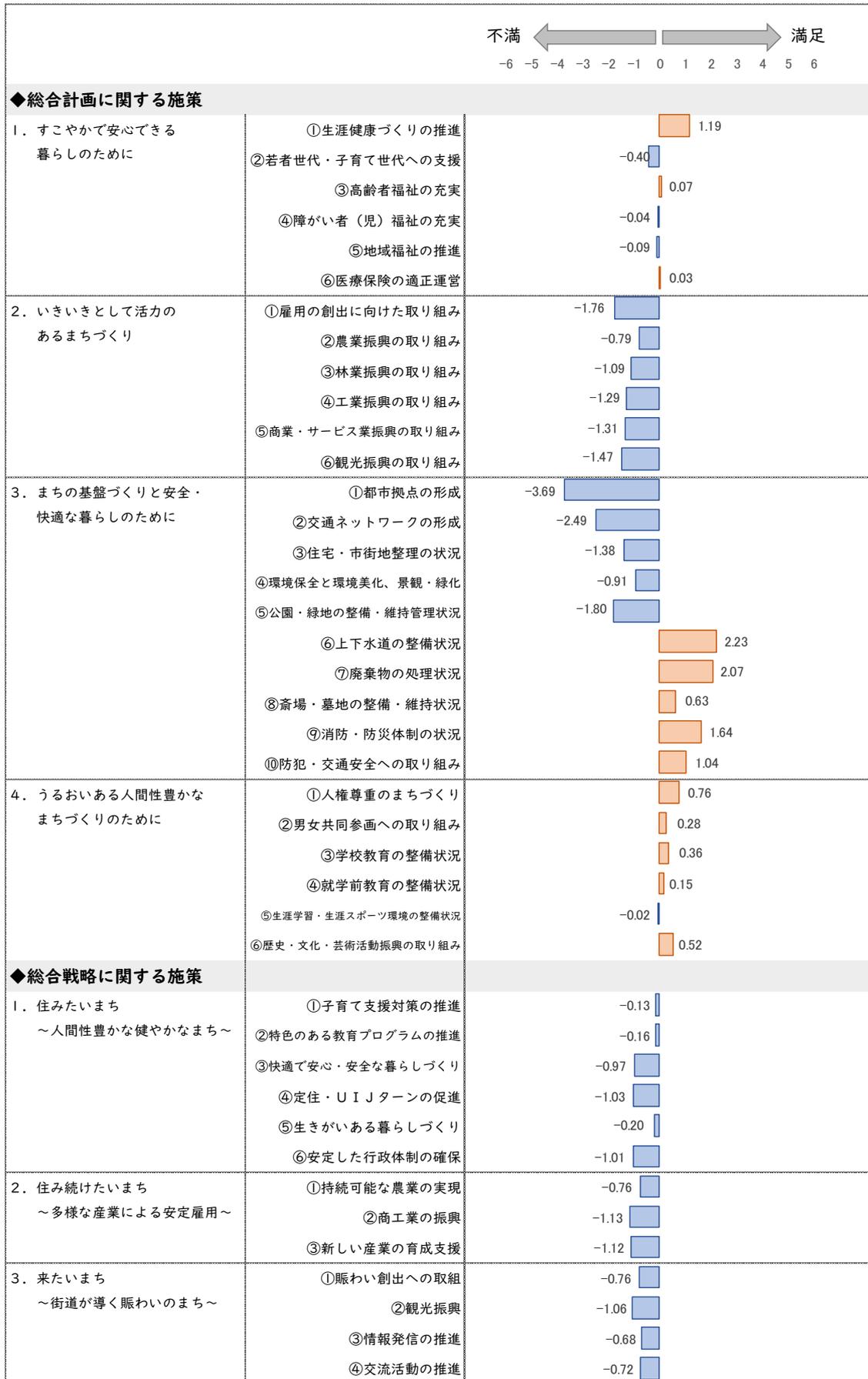


図 1-13 まちの各施策に関する満足度

(3) まちの各施策に関する重要度

まちの各施策について、今後どの程度重視しているかを把握するため、満足度と同じ7分野41項目について、「重視している」、「やや重視している」、「どちらとも言えない」、「あまり重視していない」、「重視していない」の5段階で評価してもらい、加重平均値による数量化で評価点（重要度：最高点10点、中間点0点、最低点-10点）を算出しました。

重要度の高い上位項目をみると、住民生活に直接的に関係のある項目への関心が高いといえます。現在の取り組みを振り返り、改善していくことはもちろんのこと、サービス等を利用していなかったり、なじみが薄かったりする町民にどのような取り組みが行われているのかしっかりとわかりやすく周知、広報していくことも大きな課題といえます。

- 重要度が最も高い項目は「快適で安心・安全な暮らしづくり」。次いで「医療保険の適正運営」、「防犯・交通安全への取り組み」、「上下水道の整備状況」、「廃棄物の処理状況」の順。

【第4次大淀町総合計画前期基本計画】

【大淀町地方創生総合戦略】

重要度が高い5項目	重要度が高い5項目
①医療保険の適正運営	①快適で安心・安全な暮らしづくり
②防犯・交通安全への取り組み	②子育て支援対策の推進
③上下水道の整備状況	③安定した行政体制の確保
④廃棄物の処理状況	④賑わい創出への取組
⑤高齢者福祉の充実	⑤生きがいある暮らしづくり

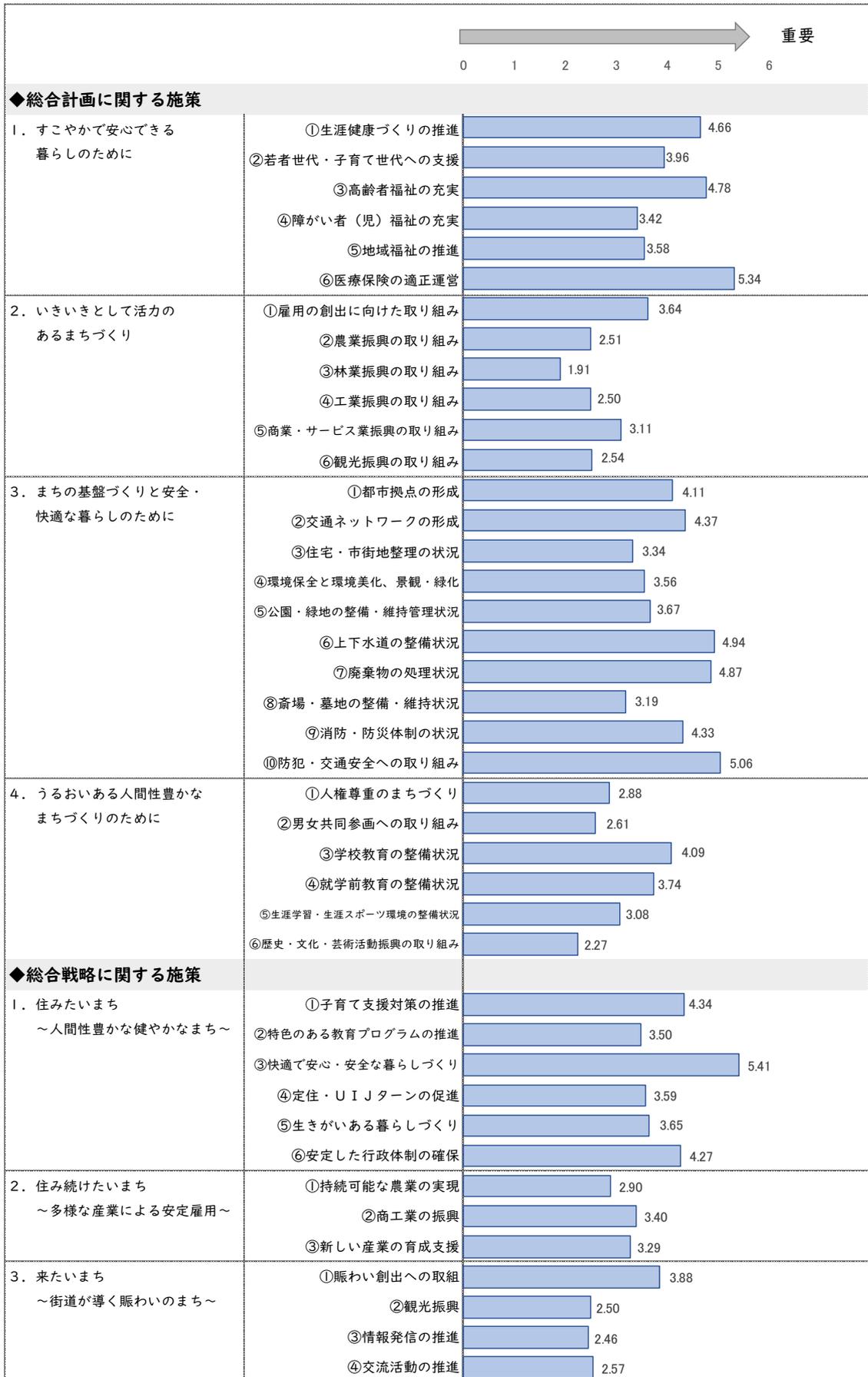


図 1-14 まちの各施策に関する重要度

(4) 満足度と重要度の相関（優先度）

前項まででみてきた満足度と重要度の分析結果をふまえ、今後優先的に取り組むべき施策項目を抽出するため満足度評価と重要度評価を相関させた散布図を作成しました。このグラフでは、左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高・重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなります。この散布図による数量化〔下記参照〕で優先度を算出しました。

この結果をみると、優先度は、「都市拠点の形成」（13.58点）が第1位で、次いで「交通ネットワークの形成」（12.58点）が第2位、「快適で安心・安全な暮らしづくり」（12.41点）が第3位、以下、「安定した行政体制の確保」（7.66点）、「医療保険の適正運営」（6.22点）、「公園・緑地の整備・維持管理状況」（5.11点）、「雇用の創出に向けた取り組み」（4.82点）、「定住・UIJ ターンの促進」（4.33点）、「商工業の振興」（3.85点）、「高齢者福祉の充実」（3.69点）などの順となっています。

※散布図による評価点（優先度）の算出方法

- ① 散布図を作成するため満足度偏差値・重要度偏差値を算出する。

例：「交通ネットワークの形成」→満足度偏差値 33.43…、重要度偏差値 53.23…

- ② ①で算出した偏差値から、平均（中心）からの距離を算出する。

例：「交通ネットワークの形成」→ $18.37\dots = \sqrt{(33.43-50)^2 + (57.94-50)^2}$

- ③ 平均（中心）から「満足度評価最低・重要度評価最高」への線と平均（中心）から各項目への線の角度を求める。

例：「交通ネットワークの形成」→21.52度

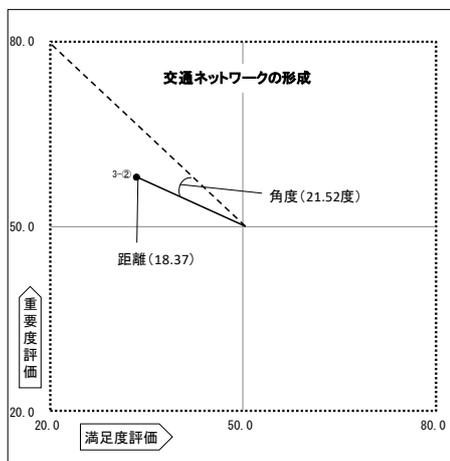
- ④ ③で求められた角度より修正指数を算出する（指数は下記のとおり設定し、左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど得点が高くなる）。

例：「交通ネットワークの形成」→ $0.6848 = (90-21.52) \times (1 \div 90)$

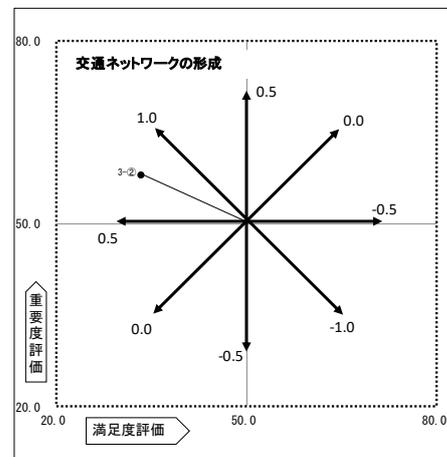
- ⑤ ②で算出された平均（中心）からの距離と④で算出された修正指数から優先度を算出する。

例：「交通ネットワークの形成」→ $12.58 = 18.37\dots \times 0.6848\dots$

距離・角度



指数の設定



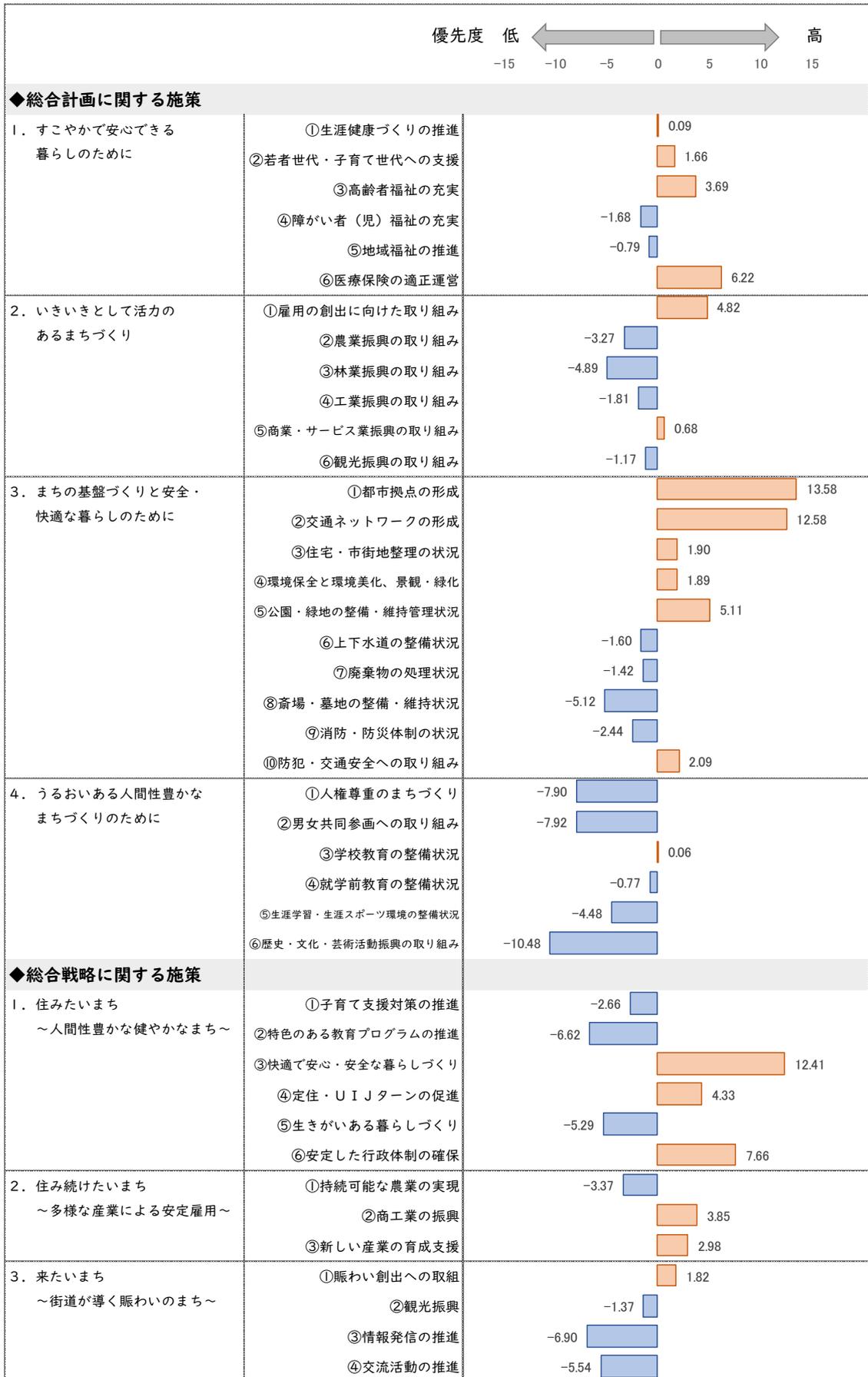
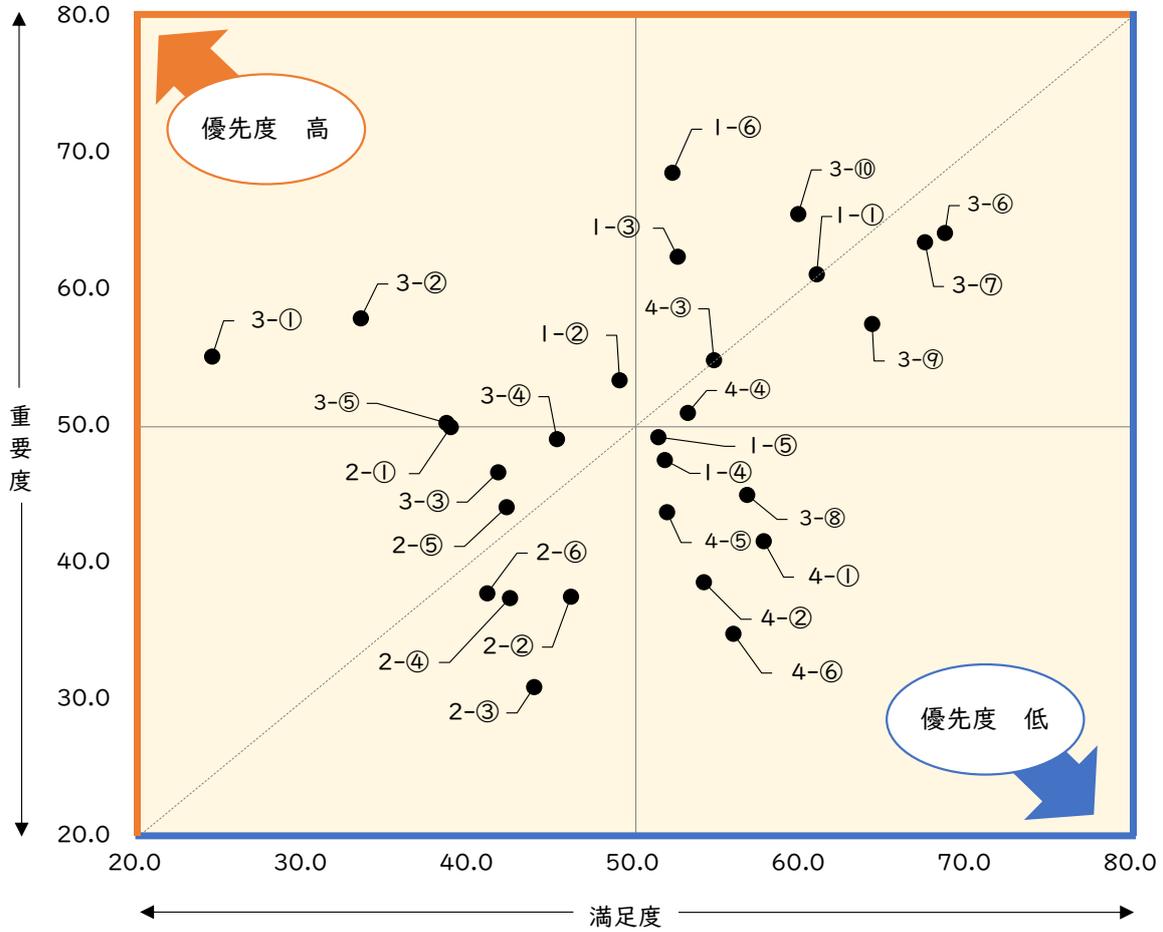


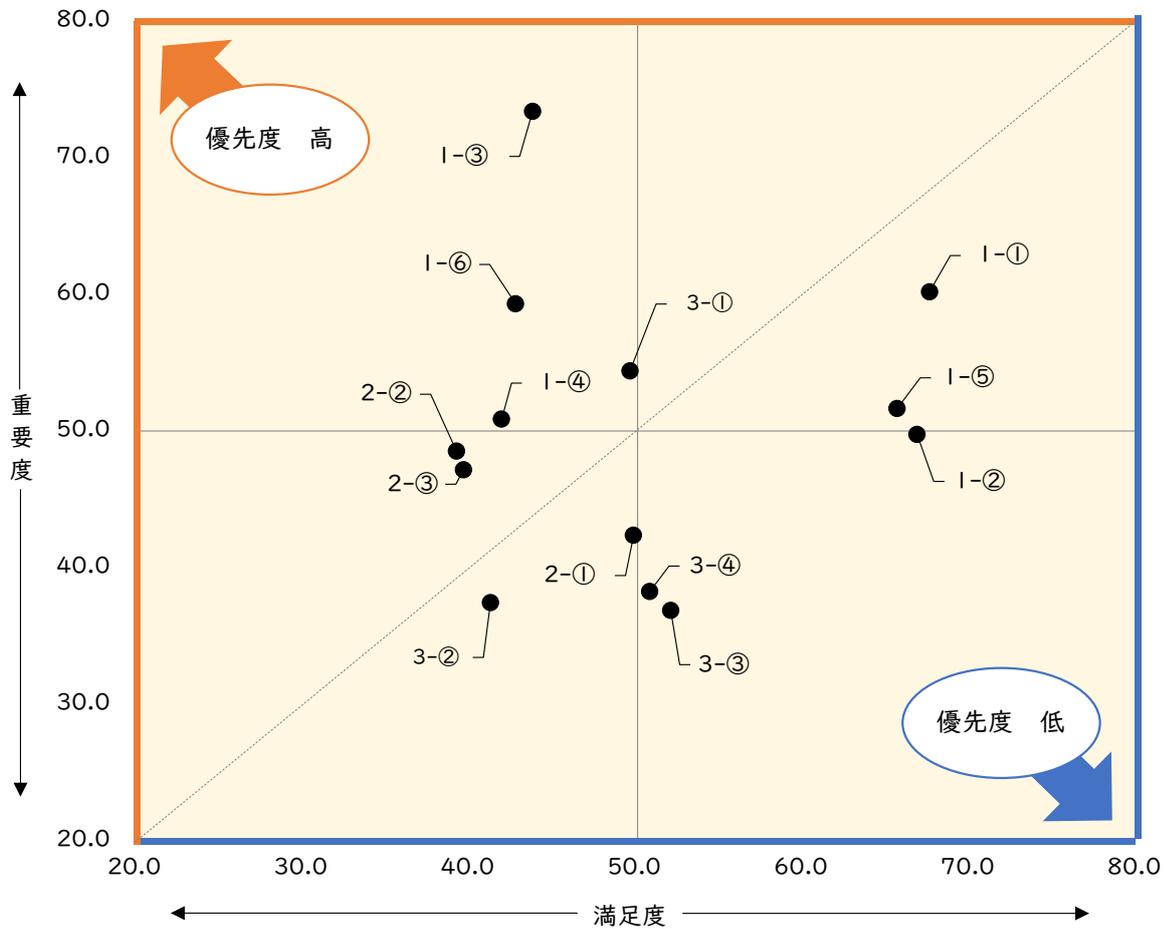
図 1-15 満足度と重要度の相関（優先度）

【第4次大淀町総合計画前期基本計画】



優先度高い	優先度低い
3-1 都市拠点の形成	4-6 歴史・文化・芸術活動振興の取り組み
3-2 交通ネットワークの形成	4-2 男女共同参画への取り組み
1-6 医療保険の適正運営	4-1 人権尊重のまちづくり
3-5 公園・緑地の整備・維持管理状況	3-8 斎場・墓地の整備・維持状況
2-1 雇用の創出に向けた取り組み	2-3 林業振興の取り組み
1-3 高齢者福祉の充実	4-5 生涯学習・生涯スポーツ環境の整備状況
3-10 防犯・交通安全への取り組み	2-2 農業振興の取り組み
3-3 住宅・市街地整理の状況	3-9 消防・防災体制の状況
3-4 環境保全と環境美化、景観・緑化	2-4 工業振興の取り組み
1-2 若者世代・子育て世代への支援	1-4 障がい者(児)福祉の充実
2-5 商業・サービス業振興の取り組み	3-6 上下水道の整備状況
1-1 生涯健康づくりの推進	3-7 廃棄物の処理状況
4-3 学校教育の整備状況	2-6 観光振興の取り組み
	1-5 地域福祉の推進
	4-4 就学前教育の整備状況

【大淀町地方創生総合戦略】



優先度高い	優先度低い
1-③快適で安心・安全な暮らしづくり	3-③情報発信の推進
1-⑥安定した行政体制の確保	1-②特色のある教育プログラムの推進
1-④定住・UIターン促進	3-④交流活動の推進
2-②商工業の振興	1-⑤生きがいある暮らしづくり
2-③新しい産業の育成支援	2-①持続可能な農業の実現
3-①賑わい創出への取組	1-①子育て支援対策の推進
	3-②観光振興

3.3. 前期基本計画及び総合戦略の検証

(1) 第4次大淀町総合計画前期基本計画

前期基本計画は、5つの基本目標を柱とし、121の主要施策を位置付けており、各主要施策には計226の成果指標を設定しています。前期基本計画の成果指標に関して令和2年度実績値を整理し、前期基本計画の達成状況を下表のとおり5段階評価を行いました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の影響を受け、人が集まるような各種イベント開催をはじめ、様々な取り組みが出来ない状況だったので評価が低く、目標の達成率は低い状況です。

また、財政状況の悪化に伴い平成30年度に策定した財政計画に基づき、「重点プロジェクト」などをはじめとする一部事業の実施が先送りとなっています。

上記をふまえ、後期基本計画では、ポストコロナの時代の中でどのような施策を展開するのか、また財政の立て直しを行いながらどのように施策を展開するのかを検討する必要があります。

《点数及び評価について》

- ①各成果指標の達成率を点数化した上で、各点数を2乗し、達成率が高い成果指標の点数に重みを付ける。
達成率 0%：1点、1～49%：2点、50～79%：3点、80～99%：4点、100%：5点
②施策の項目ごとに①の平均点により「点数」を算出する。また、これに対して「評価」を行う。
平均点 1～3点：E、4～8点：D、9～15点：C、16～24点：B、25点：A

施策の項目	点数	評価
計画推進のために		
0-1.人口減少社会に対応したまちづくり	2.0	E
0-2.様々な主体による協働と連携のまちづくり	7.0	D
0-3.情報発信で知ってもらうまちづくり	4.6	D
0-4.計画的・効率的な行財政運営のまちづくり	10.2	C
0-5.広域的な連携と協力によるまちづくり	1.0	E
第1章 すこやかで安心できる暮らしのために <保健・医療・福祉 分野>		
1-1.保健・医療	10.2	C
1-2.子育て支援、少子化対策	16.4	B
1-3.高齢者福祉	16.7	B
1-4.障がい（児）福祉	14.2	C
1-5.地域福祉	5.7	D
1-6.社会保障	25.0	A
第2章 いきいきとして活力あるまちづくりのために <産業 分野>		
2-1.雇用の創出と新しい産業	5.3	D
2-2.農業	14.7	C
2-3.林業	11.9	C
2-4.工業	8.0	D
2-5.商業・サービス業	11.0	C
2-6.観光	9.9	C
第3章 まちの基盤づくりと安全・快適な暮らしのために <都市基盤・生活環境 分野>		
3-1.都市拠点の形成	1.0	E
3-2.交通ネットワークの形成	8.5	D
3-3.住宅・市街地整備	5.0	D
3-4.環境保全と環境美化、景観・緑化	25.0	A
3-5.公園・緑地	1.0	E
3-6.上下水道	19.3	B
3-7.廃棄物処理等	10.2	C
3-8.斎場・墓地	13.0	C
3-9.消防・防災	13.3	C
3-10.防犯・交通安全	8.8	D
第4章 うるおいある人間性豊かなまちづくりのために <人権・教育・文化 分野>		
4-1.人権の尊重	2.3	E

施策の項目	点数	評価
4-2.男女共同参画	2.4	E
4-3.学校教育	21.0	B
4-4.就学前教育	25.0	A
4-5.生涯学習・生涯スポーツ	2.6	E
4-6.歴史・文化・芸術	8.2	D

(2) 大淀町地方創生総合戦略

総合戦略は、3つの基本目標を柱とし、34の具体的な施策を位置付けており、各施策には計58のKPIを設定しています。計画期間（平成27年度～令和元年度）全体に対する評価は、KPI及び具体的な施策ごとに5段階評価（1～5pt）で評価しています。

個別事業の評価は概ね4以上であり一定の成果が出ているものの、財政状況の悪化等も伴い、『「生きる力」をはぐくむ学校と地域の協働』や『中心市街地のまちづくりの推進』、『新エネルギーによる産業興し』などの一部施策は低い評価結果となりました。

施策の項目		評価	
施策分野	具体的な施策	KPI	個別事業
基本目標1 住みたいまち ～人間性豊かな健やかなまち			
1.子育て支援対策の推進	①保育所・認定子ども園や学童保育の充実	5	5
	②地域ぐるみの子育て支援	4	5
	③結婚・出産支援の取組	3	4
2.特色ある教育プログラムの推進	①ふるさと教育の取組	4	4
	②「生きる力」をはぐくむ学校と地域の協働	1	2
	③スポーツに親しむ環境づくり	3	4
3.快適で安心・安全な暮らしづくり	①南奈良総合医療センターを中核としたまちづくりの推進	4	5
	②公園・緑地の整備充実と景観づくり活動の促進	5	5
	③中心市街地のまちづくりの推進	1	2
4.定住・UIJターンの促進	①定住促進のPR	3	5
	②住宅供給（団地内の空き宅地への入居促進等）	4	4
	③住宅購入・リフォーム等への支援	2	3
	④ふるさと回帰の支援	1	3
5.生きがいある暮らしづくり	①地域自治によるまちづくりの推進	3	5
	②文化・社会教育の充実	4	4
	③生涯学習活動の支援	3	4
6.安定した行政体制の確保	①効果的・効率的な行財政運営の一層の推進	5	5
	②広域行政、広域連携の推進	3	4
基本目標2 住み続けたいまち ～多様な産業による安定雇用			
1.持続可能な農業の実現	①次世代に繋がる農業への取組	2	4
2.商工業の振興	①地域特産品のPR	5	4
	②既存事業者に対する支援の充実	5	5
3.新しい産業の育成支援	①新エネルギーによる産業興し	1	1
	②起業の支援	4	5
	③新たな企業の誘致及び雇用の場の確保と雇用促進	2	4
基本目標3 来たいまち～街道が導く賑わいのまち			
1.賑わい創出への取組	①商業の拠点整備と商店街活性化	3	3
	②道の駅の充実	1	5
2.観光の振興	①観光資源の発掘・充実	3	4
	②観光情報の発信機能強化	3	4
	③中心市街地のまちづくりの推進	3	2
3.情報発信の推進	①協働によるセールスの推進	3	4
	②イメージアップ戦略の推進	2	4
4.交流活動の推進	①地域間交流の促進	4	5
	②地域づくり団体等の活動促進	3	4
	③国際交流の促進	5	3

3.4. 大淀町の主な課題

本町におけるまちづくりの代表的な課題として、以下の課題があげられます。これらの課題を克服するための施策を展開していく必要があります。

課題1 人口減少社会を見据えたまちづくり

本町の人口は平成12年以降減少に転じており、今後も減少することが見込まれています。

若年層を中心として町外に人口が流出していることにより、特に生産年齢人口が減少し、労働人口の減少や税収減、経済活動の収縮といった問題が予測されています。人口減少を抑えるためには、若者の転出抑制や転入者を促進する施策、あわせて若年女性の人口増加など将来の出生数の増加につながる施策が求められます。

一方、今後の人口減少は避けられないことから、社会システムの再構築を行うなど人口減少社会に現実的に対応するよう取り組みを進めることも重要です。

課題2 高齢化問題を克服するための対策

本町の高齢化率は年々上昇し、人口のおおよそ3割を占める状況です。町民アンケートで前期基本計画の各施策のうち重要度が高い項目として「高齢者福祉の充実」があげられています。

高齢化により、年金・医療・福祉等の社会保障負担が増大する等、財政をさらに圧迫することが懸念されるため、行政サービスを維持するためにも、将来的な医療・介護需要の高まりを視野に入れつつ、健康寿命の延伸に向けた健康づくりや介護予防の推進、福祉施策等の体制整備が求められます。

課題3 若者世代・子育て世代が将来に希望を持てる支援

町民、高校生、中学生にアンケートで定住意向を伺ったところ、「住み続けたい」または「どちらかといえば住み続けたい」と回答した割合は、町民よりも高校生および中学生のほうが低い結果となっており、若者世代の定住意向が低い状況です。若者世代のニーズを把握し、将来に希望を持てる支援を進め、転出抑制やUIJターンの促進につなげる必要があります。

また、町民アンケートで総合戦略の各施策のうち重要度が高い項目として「子育て支援対策の推進」があげられています。核家族化および共働き世帯が増える中、家事・生活支援や、より一層の子育て支援が必要になるものと考えられます。

課題4 持続可能な財政基盤の構築

本町の財政状況は、経常収支比率(*p18)の悪化に伴う財政の硬直化が著しく、このままでは近い将来に基金が枯渇してしまう深刻な状況に陥っています。歳入の減少を多額の基金取り崩しにより運営している現状から早期に脱却し、行財政構造を抜本的に見直す必要があります。

また、今後は、高齢化に伴う社会保障経費や、公共施設及びインフラ等の維持管理・老朽化対策経費の増大が想定され、これまで以上に厳しい財政状況になることも想定されます。行政サービスを安定的・継続的に提供していくために、安定した財政基盤を確立していく必要があります。

人口減少抑制・地域活性化の取り組みと、持続可能なまちづくりに向けた財政健全化の取り組みのバランスが本町の最大の課題といえます。

課題5 産業の振興と雇用の場の創出

少子高齢化に伴う後継者不足等により、町内事業所数や農林業従事者が減少しています。町民アンケートで前期基本計画の各施策のうち重要度が高く、満足度が低い項目として「雇用の創出に向けた取り組み」があげられています。

本町の地域資源や魅力を活かし、農林業や商工業の連携を図るとともに、住民・関係団体・事業者等とも連携しながら、生産、消費、雇用等の経済活動が町内で循環するように取り組んでいく必要があります。

また、既存事業者への支援や起業促進、企業誘致の推進など、町内経済の活性化に向けた取り組みにより、町内における雇用の場を確保するとともに、女性や高齢者、障がい者などの就労支援をはじめ、誰もが働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。

課題6 安全で安心なまちづくり

大淀町は世界遺産「吉野・大峯」の山並みを望み、清流吉野川の美しい景観と自然が身近に感じられる自然豊かな環境に囲まれています。一方で、この豊かな自然は、台風や集中豪雨等の気象災害や、地震等の地象災害の影響を受けやすい地域ともいえます。近年大規模化する風水害や土砂災害等への対策をハード、ソフト両面から強化していく必要があります。

また、町民アンケートで前期基本計画の各施策のうち重要度が高い項目として「防犯・交通安全への取り組み」があげられています。防犯や交通安全、感染症対策、消費者問題への対応等、あらゆる分野で日常生活における安全・安心を維持できるよう継続した取り組みを進めていく必要があります。

課題7 快適で魅力ある都市拠点づくり

人口減少や少子高齢化が進む中で、下市口駅周辺の活性化や公共交通の維持、空き家・空き地への対策等が求められています。町民アンケートでも前期基本計画の各施策のうち重要度が高く、満足度が低い項目として「都市拠点の形成」や「交通ネットワークの形成」、「住宅・市街地整備の状況」があげられています。

本町の玄関口である下市口駅周辺は公共交通の結節点であるとともに、町内で唯一の商店街が形成されてきましたが、道路幅員が狭隘であり、商店街の空洞化も進行しています。駅前の賑わいを取り戻すため、周辺の町立大淀病院跡地等も含めた一体的な整備を引き続き進めます。

3.5. 前期基本計画策定後の社会潮流の変化

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた取り組みの推進

平成 27 年国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における国際目標として、持続可能な開発目標 (SDGs^{*}) が掲げられました。

世界が抱える問題を解決し、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、「17 のゴール (目標)」と「169 のターゲット (施策)」から構成され、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して、途上国のみならず先進国も取り組む普遍的な目標として、まちづくりに活かすことが求められています。



図 1-16 SDGs 17 のゴール

(出典：外務省ホームページ)

* SDGs :

「Sustainable Development Goals」の略称で、持続可能な開発目標を意味する。国連の定める持続可能な開発のための国際目標。

(2) Society5.0 を見据えた取り組みの推進

狩猟 (Society1.0)、農耕 (Society2.0)、工業 (Society3.0)、情報 (Society4.0) 社会に続き、先端技術が産業や日常生活のあらゆる場面に導入されたデジタル化社会により実現する5番目の社会の姿 (Society5.0(*)) への対応が必要となっています。

健康・医療、農業・食料、環境・気候変動、エネルギー、安全・防災、人やジェンダーの平等などの様々な課題の解決につなげることが求められています。

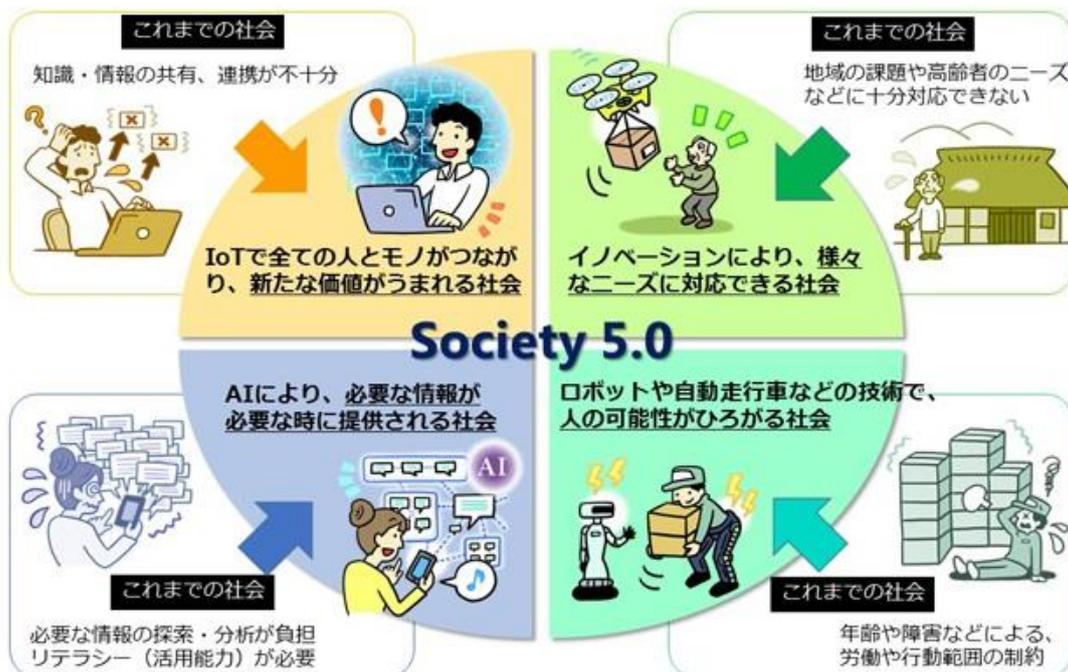


図 1-17 Society5.0 で実現する社会イメージ

(出典：内閣府ホームページ)

* Society5.0 :

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)。

(3) 大規模自然災害の多様化への対応

全国各地で大規模地震や集中豪雨等の自然災害が発生しており、今後の発生が予想される災害等への備えも含め、必要となる対応をあらゆる分野で進めることが求められています。

(4) 地球環境問題の拡大

経済の発展やエネルギー消費の増加に伴い、地球温暖化や大気汚染などの地球環境問題は世界的な課題の一つです。新興国におけるエネルギー需要の拡大を背景に、世界各国で再生可能エネルギー(*)の導入拡大に向けた取り組みが求められています。

脱炭素プロシューマーへの転換

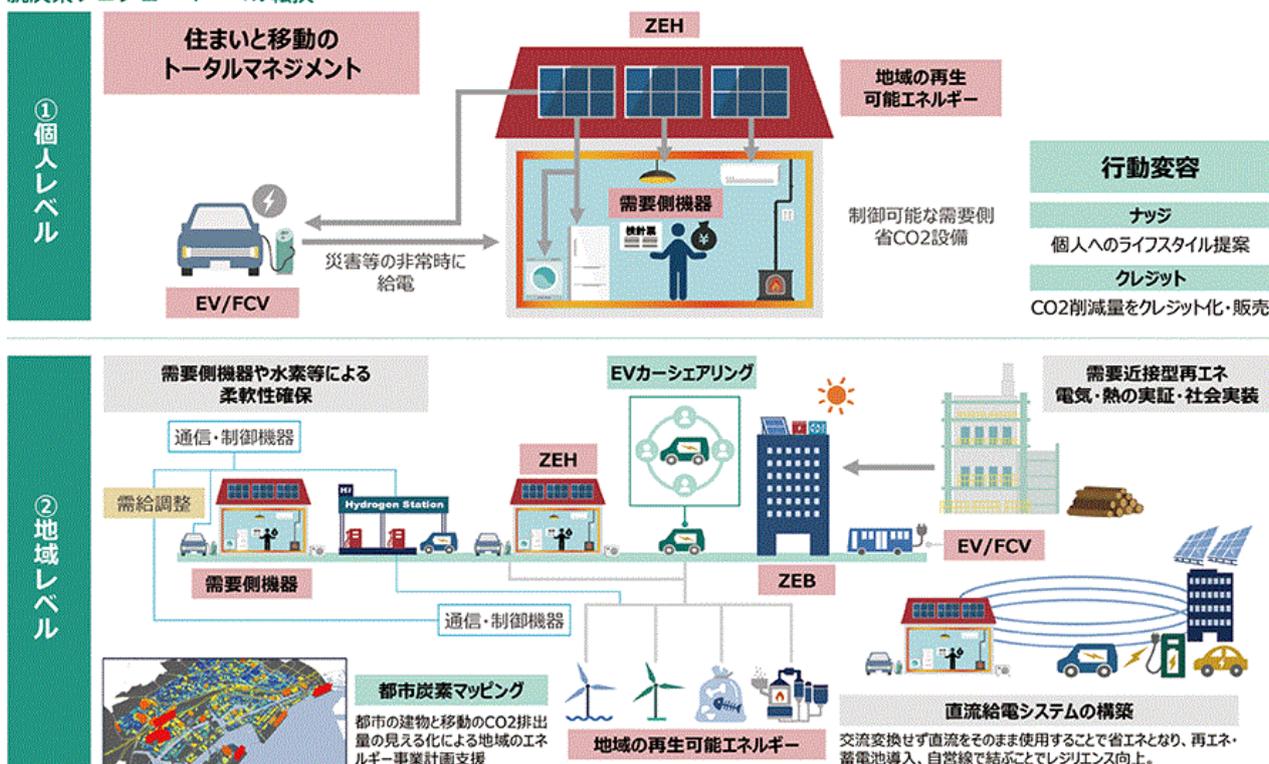


図 1-18 ライフスタイルの脱炭素化するためのイノベーション技術のイメージ

(出典：「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」環境省)

(5) ウィズコロナ・ポストコロナ社会への対応

新型コロナウイルス感染症の流行により、3密回避等の新しい生活様式の導入や海外との往來の自粛・制限等、「ウィズコロナ社会」が続いています。ワクチン開発等によって終息を迎えた後においても、価値観やライフスタイルの変化が続くことが予想されることから「ポストコロナ社会」を見据えたまちづくりを進めることが求められています。

* 再生可能エネルギー：

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生され、半永久的に供給され、継続利用できるとされるエネルギー。

3.6. まち・ひと・しごと創生総合戦略

地方創生とは、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことをめざすものです。

国及び県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をふまえ、まち・ひと・しごと創生法第10条に定められた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として地方創生に向けた戦略的な取り組みを整理します。

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」においては、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正をとともにめざすため、以下のとおり、次の4つの基本目標と「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」という2つの横断的な目標が新たに設定され、これらの目標の下に取り組むこととしています。

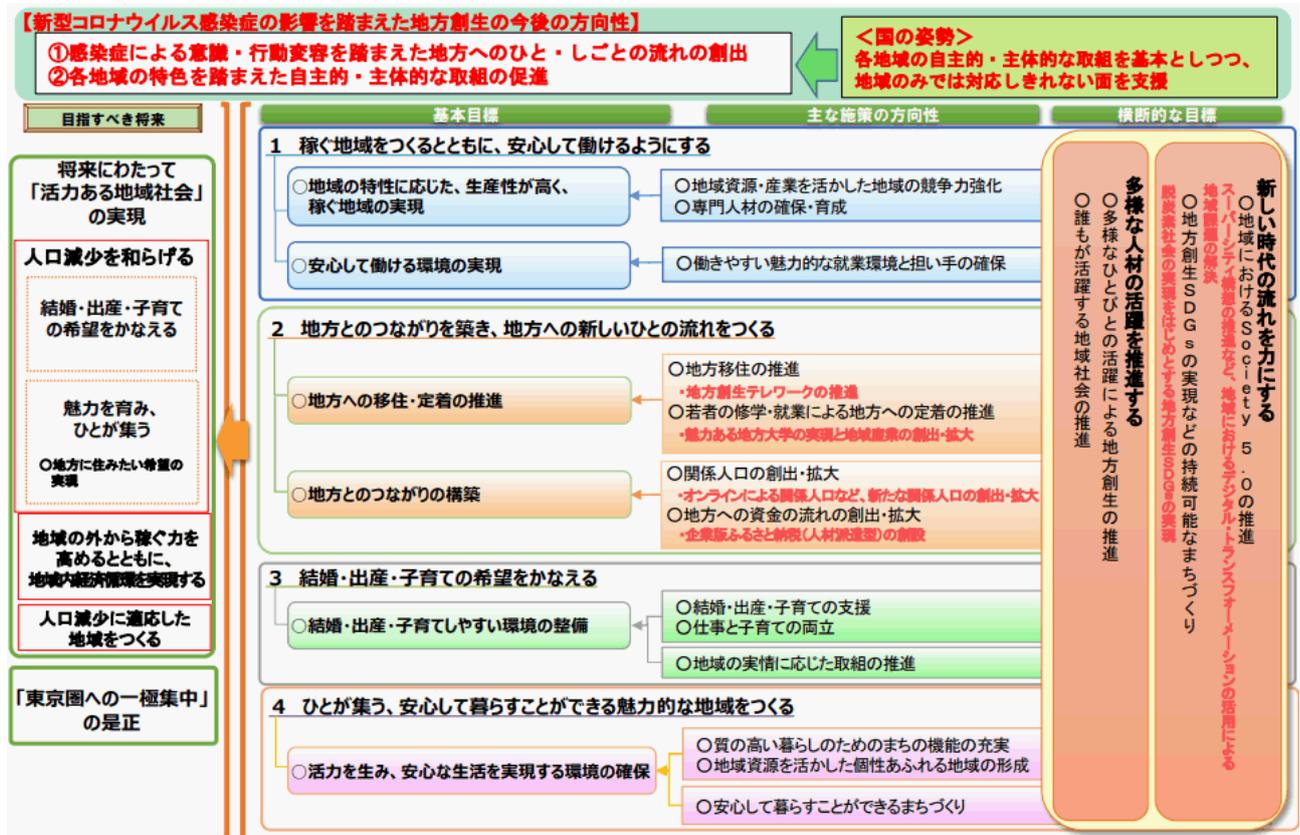
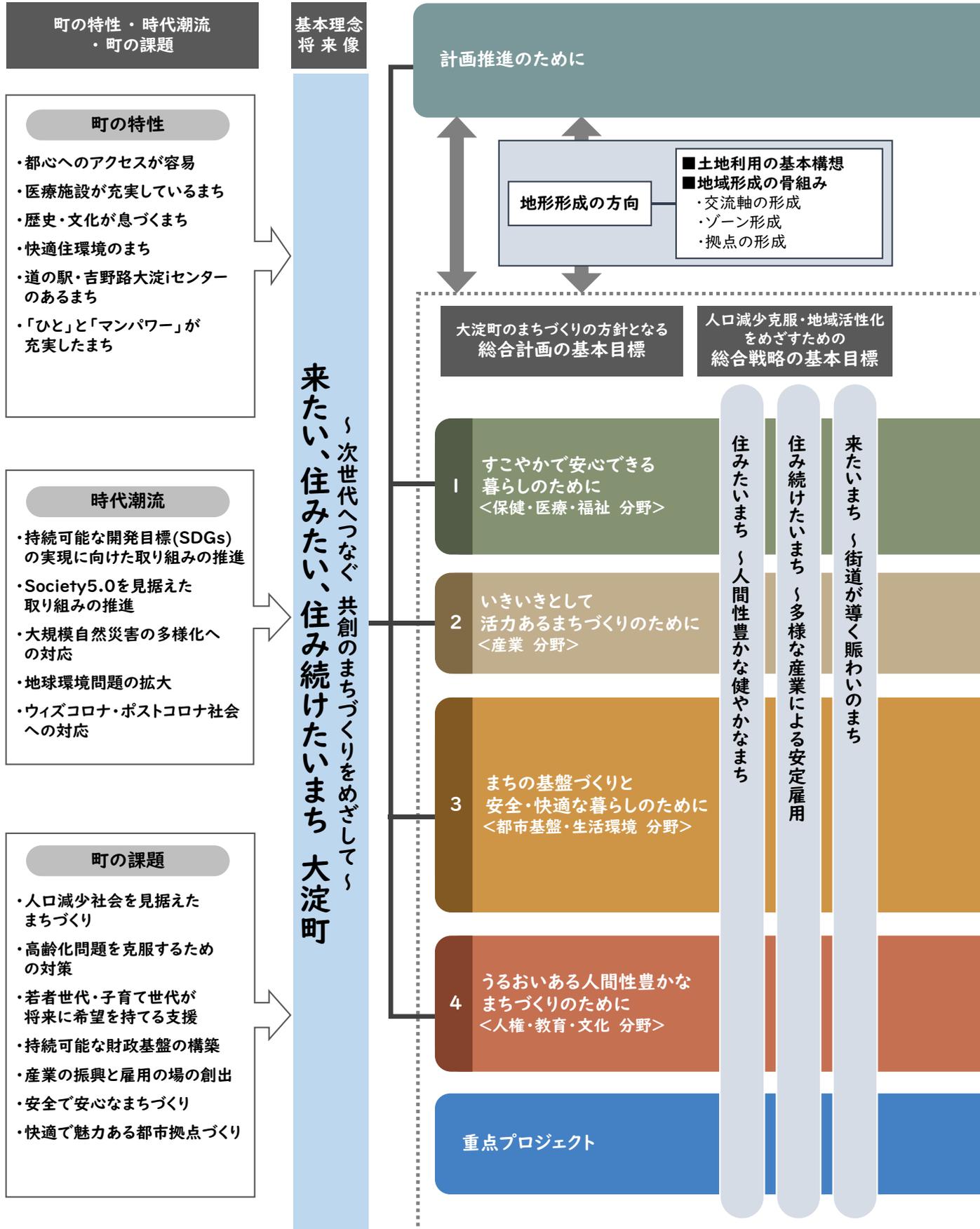


図 1-19 国の第2期総合戦略(2020改訂版)の施策体系

(出典:「まち・ひと・しごと創生基本方針2021について」令和3年6月、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局)

4. 施策の体系

本町の将来像を実現するために、以下のとおり分野別に施策を体系化しました。



現状や課題を整理した上で分野ごとに基本目標を定めています。

1.人口減少社会に対応したまちづくり

2.様々な主体による協働と連携のまちづくり

3.情報発信で知ってもらいまちづくり

4.計画的・効率的な行財政運営のまちづくり **重点**

5.広域的な連携と協力によるまちづくり

施策の項目

1.保健・医療

2.子育て支援、少子化対策 **重点**

3.高齢者福祉

4.障がい者(児)福祉

5.地域福祉

6.社会保障

1.商工業・企業誘致・新しい産業

2.食料・農業・農村

3.森林・林業

4.観光・道の駅

1.都市拠点の形成 **重点**

2.交通ネットワークの形成

3.住宅・市街地整備

4.環境保全と環境美化、景観・緑化

5.公園・緑地

6.上下水道

7.廃棄物処理等

8.斎場・墓地

9.消防・防災

10.防犯・交通安全

1.人権の尊重

2.男女共同参画

3.学校教育 **重点**

4.就学前教育

5.生涯学習・生涯スポーツ

6.歴史・文化・芸術

1.子育て支援・少子化対策プロジェクト

2.下市口駅周辺まちづくりプロジェクト

3.学校教育環境の充実プロジェクト

4.行財政基盤強化プロジェクト

4.1. 主要施策一覧

基本目標を達成するために、以下の主要施策に取り組んでいきます。

なお、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた目標（*p35 参照）をふまえ、本町として人口減少克服と地域活性化をめざすための施策や取り組みを「総合戦略」として位置づけ、★印を付けています。

【各種目標、施策において共通してふまえるべき視点・考え方】

基本目標	施策の項目	主要施策	総合戦略
0. 計画推進のために	0-1.人口減少社会に対応したまちづくり	0-1-1.地方創生総合戦略の推進	★
	0-2.様々な主体による協働と連携のまちづくり	0-2-1.地域の自治の仕組みづくり	
		0-2-2.地域コミュニティの活性化	★
		0-2-3.ボランティア活動等への支援	★
		0-2-4.相談・支援体制の充実	
		0-2-5.産官学連携によるまちづくり	★
	0-3.情報発信で知ってもらえるまちづくり	0-3-1.広報活動の充実	★
		0-3-2.広聴活動の充実	
		0-3-3.まちの魅力発信と多様な交流活動の推進	★
		0-3-4.適切な情報公開と公文書の適正管理	
		0-3-5.オープンデータの推進による公共データの活用推進	★
		0-3-6.地域情報化の推進	★
		0-3-7.情報社会における人材育成	★
	0-4.計画的・効率的な行財政運営のまちづくり	0-4-1.財政の健全化	
		0-4-2.歳入の確保	★
		0-4-3.行政改革の推進	★
	0-5.広域的な連携と協力によるまちづくり	0-5-1.広域的な行政の推進	★
0-5-2.様々な連携・協力による町の魅力向上		★	

【分野別の取り組み】

基本目標	施策の項目	主要施策	総合戦略
1.すこやかで安心できる暮らしのために <保健・医療・福祉 分野>	1-1.保健・医療	1-1-1.保健の推進	
		1-1-2.医療の推進	
		1-1-3.関係機関等との連携	★
		1-1-4.相談体制の充実	★
		1-1-5.医療費の助成	
	1-2.子育て支援、少子化対策	1-2-1.安心して生み育てられる環境の整備	★
		1-2-2.心身をすこやかに育む支援体制の充実	★
		1-2-3.子育てにかかる意識の啓発並びに相談・支援活動等の充実	★
	1-3.高齢者福祉	1-3-1.高齢者の元気づくりの推進	★
		1-3-2.高齢者の地域生活を支援する体制の確立	★
		1-3-3.相談・支援活動の充実	★
	1-4.障がい者（児）福祉	1-4-1.相談・情報提供・支援体制の充実	
		1-4-2.障がい児への支援（就学等への支援）	
		1-4-3.障がい者の生活支援・自立支援対策の充実	★
		1-4-4.社会参画の促進と就労支援	★
		1-4-5.地域ぐるみでの障がい者福祉の充実	★
		1-4-6.保健・医療の充実	
1-4-7.ノーマライゼーションの理念に基づく社会の実現			

★印の項目は総合戦略を兼ねた取り組み

基本目標	施策の項目	主要施策	総合戦略	
1.すこやかで安心できる暮らしのために <保健・医療・福祉 分野>	1-5.地域福祉	1-5-1.支えあう地域福祉の仕組みづくり		
		1-5-2.安心して暮らせる仕組みづくり		
		1-5-3.相談体制・情報提供の充実		
	1-6.社会保障	1-6-1.国民健康保険制度の健全な運営		
		1-6-2.後期高齢者医療制度の健全な運営		
		1-6-3.介護保険制度の適切な運営		
2.いきいきとして活力あるまちづくりのために <産業 分野>	2-1.商工業・企業誘致・新しい産業	2-1-1.戦略的企業誘致	★	
		2-1-2.経営基盤の安定化と事業再構築支援	★	
		2-1-3.きめ細やかな起業支援	★	
		2-1-4.雇用促進と新しい働き方の環境整備	★	
		2-1-5.エネルギーの地産地消	★	
		2-1-6.産業技術の継承	★	
		2-1-7.生活者に寄り添う産業の持続	★	
	2-2.食料・農業・農村	2-2-1.持続可能な生産基盤の構築と担い手の育成	★	
		2-2-2.みんなで取り組む鳥獣被害対策	★	
		2-2-3.消費者ニーズへの対応と6次産業化	★	
		2-2-4.地産地消の推進	★	
		2-2-5.持続可能な農村づくり	★	
	2-3.森林・林業	2-3-1.森林の整備・保全と林業経営体の育成		
		2-3-2.持続可能な森林づくり		
		2-3-3.森林資源の活用		
	2-4.観光・道の駅	2-4-1.道の駅を中核とした観光振興と経済循環	★	
		2-4-2.観光プロモーションの強化	★	
		2-4-3.観光基盤の整備	★	
		2-4-4.広域観光連携の推進（周辺観光地との連携）	★	
		2-4-5.観光客の行動変容への対応	★	
	3.まちの基盤づくりと安全・快適な暮らしのために <都市基盤・生活環境 分野>	3-1.都市拠点の形成	3-1-1.中心市街地の整備	★
			3-1-2.各種拠点・ゾーンの整備・充実	★
		3-2.交通ネットワークの形成	3-2-1.道路交通体系の整備と維持管理	
			3-2-2.交通ネットワークの充実	
3-3.住宅・市街地整備		3-3-1.住環境の提供と支援	★	
		3-3-2.秩序あるまちづくりの誘導		
		3-3-3.移住・定住の促進	★	
		3-3-4.良好な住環境にかかる社会基盤整備		
3-4.環境保全と環境美化、景観・緑化		3-4-1.自然等の環境保全と地球温暖化対策	★	
		3-4-2.公害等の未然防止		
		3-4-3.環境美化と環境保全		
3-5.公園・緑地		3-5-1.公園・緑地の整備・充実	★	
		3-5-2.維持・管理体制の確立		
3-6.上下水道		3-6-1.上水道の運営		
		3-6-2.下水道の運営		
3-7.廃棄物処理等		3-7-1.ごみ収集・処理体制の充実		
		3-7-2.ごみの再資源化・減量化の促進（3R運動）		
		3-7-3.し尿収集・処理体制の充実		
3-8.斎場・墓地		3-8-1.斎場の適切な管理運営		
		3-8-2.墓地の確保と適切な維持管理		
3-9.消防・防災	3-9-1.防災体制の充実	★		
	3-9-2.消防・救急体制の充実			
	3-9-3.危機管理体制の充実			
3-10.防犯・交通安全	3-10-1.犯罪のないまちづくりの推進			
	3-10-2.交通安全対策の推進			
	3-10-3.消費者行政の推進			

★印の項目は総合戦略を兼ねた取り組み

基本目標	施策の項目	主要施策	総合戦略
4.うるおいある人間性豊かなまちづくりのために <人権・教育・文化 分野>	4-1.人権の尊重	4-1-1.人権を基本に据えた行政施策の推進	
		4-1-2.人権啓発・人権教育の推進と充実	
		4-1-3.学校における人権教育の推進と充実	
		4-1-4.人権問題に関する相談・支援体制の充実と連携	
		4-1-5.人権施策拠点施設の活用	
	4-2.男女共同参画	4-2-1.男女共同参画社会実現のための啓発	
		4-2-2.男女ともいきいきと働ける環境づくり	★
		4-2-3.男女平等を進める生涯学習の充実	
		4-2-4.まちづくりへの参画促進	
		4-2-5.あらゆる暴力の根絶	
	4-3.学校教育	4-3-1.教育環境の充実	
		4-3-2.教育内容の充実	★
		4-3-3.地域に根ざした学校運営	★
		4-3-4.家庭教育事業の充実	
	4-4.就学前教育	4-4-1.教育環境の整備充実	★
		4-4-2.教育内容の充実	★
	4-5.生涯学習・生涯スポーツ	4-5-1.生涯学習の推進	★
		4-5-2.社会教育・生涯学習施設の適切な整備と管理運営	★
		4-5-3.生涯スポーツの推進	★
		4-5-4.生涯スポーツ施設の適切な整備と管理運営	★
	4-6.歴史・文化・芸術	4-6-1.歴史文化遺産の保護・伝承	★
		4-6-2.歴史文化遺産の活用	★
		4-6-3.活動拠点の改善や有効活用等	★
4-6-4.様々な文化・芸術活動の振興		★	
4-6-5.優れた文化・芸術等に触れる機会の提供		★	

【重点プロジェクト】

重点プロジェクト		総合戦略
重点プロジェクト	子育て支援・少子化対策プロジェクト	★
	下市口駅周辺まちづくりプロジェクト	★
	学校教育環境の充実プロジェクト	★
	行財政基盤強化プロジェクト	★

★印の項目は総合戦略を兼ねた取り組み

第2章 後期基本計画

計画推進のために

- ◆ 1.人口減少社会に対応したまちづくり
- ◆ 2.様々な主体による協働と連携のまちづくり
- ◆ 3.情報発信で知ってもらうまちづくり
- ◆ 4.計画的・効率的な行財政運営のまちづくり
- ◆ 5.広域的な連携と協力によるまちづくり

1. 人口減少社会に対応したまちづくり

現状と課題

出生数の減少と死亡者数の増加による自然減の進行及び転出超過による社会減の進行も相まった人口減少問題は極めて深刻な問題です。平成 27 年度以降は「大淀町地方創生総合戦略」に基づき、人口減少対策として様々な取り組みを進めてきましたが、転出超過数の抑制及び出生数の向上にはつながっておらず、人口の減少傾向に歯止めをかけるまでには至っていません。

少子高齢化の進展に伴う人口構造の歪みと相まって、地域経済の疲弊・縮小、生活機能や地域活力の低下など、まち及び地域の維持や運営が困難となることも懸念されており、行政においても町税等の自主財源の減少だけでなく、普通地方交付税の減少も予測されています。

このような状況下においても、住民サービスについては一定の水準を維持することが必要であり、選択と集中による効果的・効率的な事業の実施や積極的な財源の獲得・確保がより重要となってきます。

また、総人口が減少しても社会活動に参加する活動人口や交流人口を増やし、活力や活気にあふれたまちづくりを進めるためには、すべての住民や企業等の団体と行政が一丸となり、問題を克服していくことが必要です。

あるべき姿と取り組み方針

人口減少は避けられないものととらえ、人口増加時代におけるまちづくりからの転換が必要です。移住定住促進や流出防止、出生率向上など人口減少幅を最小限に食い止めるために、将来的な人口構造の適正化と活力あるまちづくりをめざす「積極戦略」を中心として施策や事業に取り組まなければなりません。

一方で、仮に出生率向上を図っても今後数十年間の人口減少は避けられないことを前提とした町行政運営やまちづくりのあり方の見直しなどにより、効率的かつ効果的で持続可能な社会システムを再構築し、今後の人口減少に対応できるまちづくりをめざす「調整戦略」も進めることが必要です。

引き続き「積極戦略」と「調整戦略」を両輪として、選択と集中による施策の重みづけを行いながら、人口減少時代に対応したまちづくりを進めていきます。

関連する主な SDGs



移住定住促進や出生率向上による人口減少幅の抑制、人口減少を見据えた町行政運営を行うことで、地域活性化に寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町財政計画【見直し】〔計画期間：令和 3 年度～令和 8 年度〕
- 公共施設等総合管理計画〔計画期間：平成 29 年度～令和 8 年度〕

主要施策

(1) 地方創生総合戦略の推進

●人口減少を食い止め、活力あるまちづくりに向けた施策展開

総合戦略に基づき実施される効果的・効率的な施策については、地方創生交付金や企業版ふるさと納税(*)を活用するなど、町単独の財政負担を少なくしながら継続的に実施できるよう取り組みます。

特に、人口減少対策として実施されている定住促進事業や企業誘致事業等、また、若者の希望をかなえる施策として、結婚支援事業や出産支援事業、子育て支援事業等に継続的に取り組むとともに、関係人口(*p7)の創出、拡大につながる事業についても取り組んでいきます。

●人口減少社会を想定した施策の検討と推進

人口減少を意識した事業展開や制度の見直し等に努め、施策を実施していきます。

公共施設等総合管理計画に基づき、将来の人口構造を見据えた最適な施設配置をめざし、コスト削減につながる効率的な維持・更新に計画的に取り組めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
人口(社会増減数)	-131人/年	-90人/年
出生数	43人/年	60人/年

* 企業版ふるさと納税:

地方公共団体の地方創生につながる事業に対して企業が寄付を行った場合に、当該寄付について法人税などの税負担が軽減される制度。正式な名称は『地方創生応援税制』。

2. 様々な主体による協働と連携のまちづくり

現状と課題

本町では、地域自治、生涯学習や生涯スポーツ、歴史・文化、産業、まちづくり、青少年の健全育成等様々な場面で、町内外の多様な媒体との交流を展開しています。

交流活動は、地域活動の活性化や人材育成において重要な役割を果たすものです。交流の促進により、多様な視点に触れ、相互に連携・補完しあい、お互いの成長や理解へとつながります。さらには地域の賑わいの増大や、住み続けたいと思う地域への愛着にも結びついていきます。

町内で地域活性化に取り組む活動団体に対しては「人づくり・まちづくり助成金制度」を設け、地域おこしや子どもの健全育成、団体相互の連携による活動など、様々な交流活動を促進しています。

住民と行政が、そして住民同士がそれぞれの特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題を解決するために、情報共有や意見交換を行うことができる場の構築や協働システム(*)の見直しを進める必要があります。

あるべき姿と取り組み方針

共創のまちづくり、人口減少時代におけるまちづくりは、住民、各種団体、企業、学校などの様々な主体と行政との協働や連携なくしては進めることができません。

各種施策や取り組みを進めるにあたっては、それぞれの持つ情報や目標・目的の共有を図りながら、意見や要望などを聞く場や機会を設け、幅広い住民意向を把握し、住民意見をまちづくりにしっかりと反映させることが必要です。

町政やまちづくりについての理解と参加意識を高め、活動の支援などにより自主的交流や活動活性化を促すとともに、住民や団体などがコンセンサス(*)に基づく役割分担のもと積極的にまちづくりに関わってもらえる体制や仕組みを構築し、行政運営、住民活動、協働による活動がよりよく調和し、補完しあう協力型・協働型のまちづくりを進めていきます。

関連する主な SDGs



交流活動により地域の賑わいの増大や、住み続けたいと思う地域への愛着の向上に寄与する。



住民、各種団体、企業、学校などの様々な主体との連携によりまちづくりの目標達成に寄与する。

* 協働システム:

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働く仕組み。

* コンセンサス:

複数の人による合意、意見の一致。

(1) 地域の自治の仕組みづくり

区や自治会組織との十分な連携を行いながら、住民と行政の協働によるまちづくりについて、本町にあった協働の仕組みを確立・明確化し、効果的、効率的な推進を図ります。

(2) 地域コミュニティの活性化

●コミュニティ意識の高揚

自治会組織の強化に取り組み、住民の相互交流や様々な活動を通じて、地域の連帯意識を高めます。

行政情報の共有や地域づくり講演会、研修会、ワークショップ等の開催により、住民主体の地域づくりや新たな時代に対応したコミュニティ形成の重要性について、住民意識の高揚を図ります。

●まちづくり活動拠点の整備・充実

地域課題の解決やコミュニティ活動を行う拠点施設として、公民館などの地域コミュニティ施設の整備等（修繕・補修）への助成や公共施設の効率的な利用を図り、地域まちづくりの活動拠点の整備・充実を進めます。

●地域内団体の活動支援などの活動体制の充実

住民の自発的な活動の育成・活性化、地域・次世代リーダー等の人材育成等をめざし、人づくり・まちづくり助成金制度の利用促進と助成団体間の交流促進等を進めます。

(3) ボランティア活動等への支援

少子高齢化が進展するなか、地域の自助、互助、共助による地域共生社会を実現するため、ボランティア活動を支援します。特に、元気な高齢者が社会参加できる仕組みの構築を進めるとともに、ICT(*)を活用した地域のボランティア情報の発信や機材貸出等の支援を通じて、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる機会を拡大・拡充します。

また、ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動団体と地域や民間事業者等とのマッチング機能の充実を図ります。

* ICT:

情報通信技術（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービス等の総称。ICT 機器とは、パソコン、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報機器のこと。



(4) 相談・支援体制の充実

住民の自主的な活動を促進するため、まちづくりに関する各種支援事業について、積極的に情報提供と周知に努めることはもちろん、必要とされている支援の内容を適確に把握し、それらを解消するための相談・支援体制の充実を図ります。

(5) 産官学連携によるまちづくり

多様化・高度化している住民ニーズに対応していくため、民間企業や大学等研究機関と連携協定を締結し、多様な分野で相互に協力しながら、地域社会の発展を図ります。

特に SDGs (*p32) に関わる取り組みや、Society5.0 (*p33) の実現に向けた ICT (*p47) 活用の取り組みにあたっては、新しい知識と技術が求められるため、民間企業や大学等研究機関との連携を検討します。

成果指標

指標名	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
人づくり・まちづくり助成金制度の助成件数	2 件/年	3 件/年
町ホームページ「くらしの相談」ページのアクセス件数	4,247 件/年	4,500 件/年



3. 情報発信で知ってもらうまちづくり

現状と課題

本町では、広報紙、ホームページ、あらかしテレビと各種 SNS(*) (LINE、Twitter、ブログ、Facebook、Instagram) を活用し、町情報を発信しています。区長会をはじめ各種団体の協力も得ながら情報の収集及び発信に取り組んでおりますが、行政が伝えたい情報をタイミングよく効果的に伝えるためには、対象者や方法を検証し戦略的に実施しなければなりません。

また、町が持つ様々な資源や町独自で行う施策等に着目し、積極的に広く効果の見込める手法で発信することが不可欠です。

さらに、インターネットによる情報収集が主になっている現代社会で、観光地点から容易に情報を入手するための環境として無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) (*) の整備が挙げられます。今後さらに町情報及び案内機能の充実を図り、来訪者に安心して観光していただける環境の整備に努めます。

あるべき姿と取り組み方針

まちづくりの様々な分野において適切な情報発信を行うことは、相互理解のもと住民参加型の協働のまちづくりを進め、“大淀町の素晴らしさ”を町内外に発信し知名度向上や定住人口・関係人口(*p7)の増加を図る上で非常に重要です。

情報通信技術の進展がめまぐるしい現代において、情報の価値は正確性と高速性、適時性、そして情報発信の対象やその手法についての適確性が大きな要素となってきます。

行政だけでなく、住民(住民活動団体)や企業、学校等がお互いに情報発信を行いながらそれぞれの情報を共有し、活動を支援しあえるような仕組みづくりや体制の構築、情報基盤整備を図り、町全体の情報収集・発信力の強化を図るとともに、まちづくり情報の適切な提供と積極的なPR・イメージアップ戦略を推進します。

関連する主な SDGs



無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) の整備等、ICT 環境を整えることで情報基盤の構築に寄与する。

* SNS:

ソーシャル・ネットワーク・サービスの略。フェイスブックやツイッターなど、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

* 無料公衆無線 LAN (Wi-Fi):

公共施設や商業施設など特定の場所で、無線 LAN を利用したインターネットへの接続を無料で提供するサービス。

(1) 広報活動の充実

あらかしテレビにおける自主放送番組の充実、わかりやすく読みやすい広報紙の発行、誰もがアクセスしやすいホームページづくりなど様々な広報ツールを効果的に活用します。

また、町政に対する住民の理解を深めるため、住民が主催する学習の場に出向き町の施策や事業の情報を提供する「まちづくり出前講座」を活用していきます。

町外への情報発信の強化については、SNS(*p49)をはじめとした情報媒体を随時見極めて利活用を行い、町情報の発信と町への誘客を図ります。

(2) 広聴活動の充実

事業運営や計画策定にあたっては、区長会をはじめとした各種団体との意見交換会や、まちづくり住民会議等の開催、提案・意見を受け付ける意見箱の設置、計画的かつ積極的なアンケートやパブリックコメント(*)の実施等、住民の意見や要望を反映させるための取り組みを進めます。

(3) まちの魅力発信と多様な交流活動の推進

あらかしテレビやホームページ等の町の広報媒体だけでなく、YouTube など他メディアも積極的に活用しながら地域の情報や魅力の発信に努めるとともに、町内外で開催されるPRイベントに参加し、特産品やイベント案内等の魅力情報を発信していきます。

また、町が主催する観光誘客イベントにおいて、町全体でおもてなしの醸成と気運喚起を図るため、区やボランティアの活用によりさらなる地域の賑わい創出とセールスの推進につなげます。

(4) 適切な情報公開と公文書の適正管理

情報公開請求に迅速に対応するため、公文書の管理及び公開のためのさらなる環境整備に努めます。

(5) オープンデータの推進による公共データの活用推進

住民の暮らしやすいまちづくりや行政の透明性が期待されているオープンデータ(*)について、さらに取り組みを進めます。

* パブリックコメント:

行政機関が重要な政策や計画を策定する際に、あらかじめその案を公表し、広く住民や関係者から意見・情報を募集し、集まった意見を考慮する仕組みや手続きのこと。

* オープンデータ:

特定のデータを、著作権や特許などの制限なく、全ての人が望むように利用できるようにしたもの。公共データが二次利用可能な形で提供されることにより経済の活性化や行政の透明性の確保などが期待できる。

(6) 地域情報化の推進

ICT(*p47)の利活用により住民の生活利便の向上を進めるため、無料公衆無線 LAN(Wi-Fi)(*p49)整備をはじめとした総合的な情報化の推進を図ります。

(7) 情報社会における人材育成

一定の ICT 知識を持ち、現場ニーズを情報化施策に反映できる職員の養成に努めます。子どもや高齢者等も ICT を利活用できるよう啓発などを行います。

成果指標

指標名	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
まちづくり出前講座実施回数	5 回/年(令和元年度)	10 回/年
町ホームページアクセス件数 (トップページ)	601,023 件/年	900,000 件/年
LINE の登録者数	532 件	7,000 件
地区別懇談会・住民説明会実施回数	3 回/年	10 回/年
他メディアへの自主放送番組提供数	2 本/年(令和元年度)	4 本/年
YouTube 動画投稿本数	92 本	150 本
オープンデータ(*p50)のアクセス数	756 件/年	10,000 件/年
オープンデータの公開データ数	2 件	10 件
無料公衆無線 LAN(Wi-Fi) 整備箇所数	1 箇所	4 箇所
こまどりケーブル加入率	57.9%	65%



4. 計画的・効率的な行財政運営のまちづくり

現状と課題

総合計画については、職員への周知徹底や全職員の進捗管理等の参画を図りながら計画的な行政運営に努めていますが、まちづくりの最上位計画としての機能を果たし切れていないのが現状です。

このような中、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するため、定期的に組織体制の変更や人員配置を行うとともに、職員の資質向上にも適宜努めています。しかし、職員数を削減する一方で、昨今では DX(*)推進による Society5.0(*p33)の実現など社会情勢が大きく変化しています。そのため、以前にも増して迅速かつ柔軟な対応ができるよう、組織や人員体制の整備、職員の能力向上を図るとともに、様々な ICT(*p47)技術を導入し、少ない労力で質の高いサービスを提供していくことが重要です。併せて、情報管理に対するセキュリティ対策を進めるとともに、全職員の情報セキュリティに対する意識変革が必要です。

行財政改革については、悪化する財政状況を早期に脱却するため「大淀町財政計画」を平成 30 年度に策定しました。財政状況の改善に向け適宜見直しを図りながら、町税の適正課税、徴収率の向上及び税負担の公平性確保に努め住民の納税に対する理解を深めるとともに、「選択と集中」の視点で既存事業を見直すことにより、歳入を確保しながら歳出を抑制し、持続可能で効率的な行財政運営に取り組んでいます。

また、各種公共施設が老朽化により更新時期を迎えることから、これまで以上に財政状況は厳しくなると予想されます。現在及び将来の利用状況等を勘案しながら、利用料金の見直し、配置の適正化を行うことが必要となります。

あるべき姿と取り組み方針

今後も厳しい行財政環境が続いていくと見込まれる中、町としての自主性・自立性を発揮しながら将来を見据えた施策を積極的に展開し、町の実情に応じて住民の立場に立った行政サービスを提供していくためには、これまで以上に効果的・効率的な行政運営と安定した財政基盤の強化に向けた取り組みが不可欠です。

前例にとらわれない行政改革を図りながら社会経済状況の変化に的確に対応した行政運営を図るとともに、自主財源を確保し歳出抑制に取り組みながら計画的・戦略的な財政運営を図ることにより、持続可能な町政運営と総合計画実現に向けた施策推進を行うための体制整備を図ります。

* DX :

デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル化により社会や生活の形・スタイルが変わること。

関連する主な SDGs



様々な ICT 技術の導入により少ない労力で質の高いサービスの提供に寄与する。



ふるさと応援寄附金等による歳入の確保、公共施設等の適正化による歳出の抑制により持続可能なまちづくりに寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町財政計画【見直し】〔計画期間：令和 3 年度～令和 8 年度〕
- 公共施設等総合管理計画〔計画期間：平成 29 年度～令和 8 年度〕

主要施策

(1) 財政の健全化

将来世代に過度な負担を先送りすることなく安定的で持続可能な財政運営を継続していけるよう、中長期的な財政健全化計画に基づく計画的な財政運営によって行政コストの縮減と町債の削減に取り組むなど、財政の健全化を進めます。

また、公共調達においては、入札執行要綱等の適正運用や改善等を図りながら公平性・公正性・競争性のある入札執行を継続し、低廉良質な公共調達に努めます。

(2) 歳入の確保

●徴収対策の強化

適正な課税に努めるとともに、広報紙等を活用して納税の大切さや徴収強化の取り組み等について周知するなど住民の納税意識の高揚に努め、納期内納付の促進と町の財源である税収の確保を図ります。

滞納者への迅速な納税催告、納税指導等により自主納付徹底と納税意識向上を図るとともに、必要に応じた滞納処分を行うことにより税負担の公平性確保に努めます。また、各種研修に参加し、徴収職員としてのスキルアップを図ります。

●新たな歳入の確保

町税だけに頼るのではなく、ふるさと応援寄附金のさらなる推進、企業版ふるさと納税(*p45)やクラウドファンディング(*)の活用などにより町の自主財源の確保・拡充を図ります。

* クラウドファンディング：

群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達すること。

●町有財産の適正処分と有効活用

現在使用していない町有財産について、将来使用目的が見込まれないものは処分を行い、活用できるものについては貸付を行うなど、有効活用を図ります。

●各種使用料等の適正化

各公共施設の利用状況等や受益者負担の原則をふまえて、適正な使用料・負担金・手数料を設定します。

(3) 行政改革の推進

●総合計画に基づく戦略的な行財政運営の実践

まちづくりの最上位計画である「大淀町総合計画」が、計画期間における行政運営やまちづくりのよりどころとして、予算編成や執行等それぞれの段階において尊重される仕組みづくりを行います。

本計画の進捗管理を適切に行うとともに、職員へ本計画の周知徹底や進捗管理等の参画促進を継続して進め、計画実現に向けた職員意識の醸成を図ります。

●組織体制への見直しと人員配置の適正化

社会経済情勢の変化や複雑・多様化する住民ニーズをふまえながら、最適な行政サービスが提供できるよう、来庁者の利便性を優先した窓口の設計をはじめ、効果的かつ効率的な組織体制の見直し・人員配置を柔軟に行うとともに、定員管理を適正に行います。

重点課題等についてはプロジェクトチーム制を導入するなど、柔軟で弾力的な機動性ある行政運営を進めます。

●人材育成の推進と人事評価制度の活用

職員が常に問題意識を持ち、新しい発想で業務に取り組むことができるよう職員の能力開発に努めます。また、職員の意欲向上のため、人事評価制度を一層活用していきます。

●公共施設等のマネジメントの推進

公共施設等総合管理計画に基づき計画的な公共施設等の整理・再編を行い、管理運営の適正化を図ります。

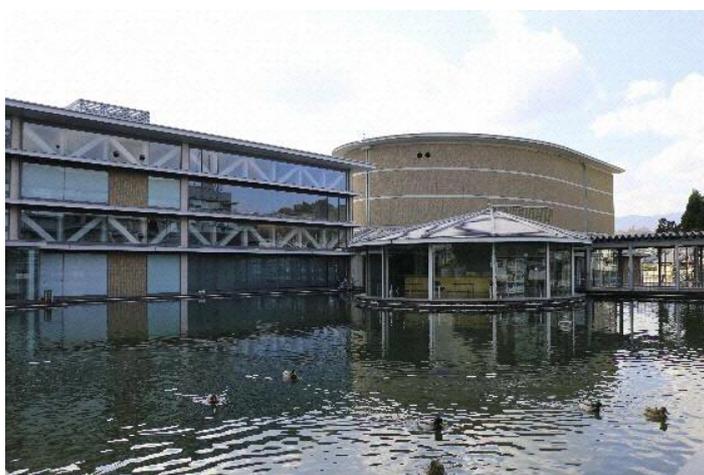
●全庁的取り組みによる電算システムの効率化

国民の利便性を高め行政事務を効率化することなどを目的にマイナンバー制度が開始されました。さらなる個人情報の保護、情報セキュリティ強化のため、職員のセキュリティ意識の向上、適切なシステムやネットワークの導入、更新を図ります。

平常時の情報システムの安定稼働はもとより、災害等の非常時における早期復旧を目的とした対策・体制づくりを進めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
実質公債費比率	9.2%	7.5%
経常収支比率(*p18)	91.9%	90%
将来負担比率	7%	0%
一般財源基金 (財政調整基金+減債基金)残高	1722百万円 (令和2年度末)	1500百万円 (令和7年度末)
町税徴収率(現年分+滞納繰越分)	94.5%	95%
ふるさと応援寄附件数	1,476件/年	4,000件/年
企業版ふるさと納税寄附件数	0件	3件
人口1,000人あたり職員数(行政職)	7.5人	7.5人



5. 広域的な連携と協力によるまちづくり

現状と課題

本町では、これまでも消防・救急、医療提供体制、一般廃棄物処理、介護認定業務など、共通の課題を持つ市町村と連携して行政を進めてきました。医療提供体制については、奈良県及び1市3町8村で構成した南和広域医療企業団により、平成28年4月に「南奈良総合医療センター」を開院し運営しています。

一般廃棄物処理については、「さくら広域環境衛生組合」を設立し、令和5年度中の施設稼働をめざして建設事業が進捗しています。その他においても、各種協議会等に参画しながら様々な事務を共同で行っており、広域的な連携により諸施策を進めています。

県においても、奈良という地域に最適な地方行政の仕組みの構築をめざし、県と市町村、市町村間の連携・協働を図り促進する取り組みとして「奈良モデル(*)」が推進されています。また、奈良県南部・東部地域の振興に関する組織を設置するなど、県と市町村との連携を強化し、各市町村における広域的な取り組みの支援が進められています。

住民サービスを維持・向上させ、安心して暮らせるまちづくりを行っていくためには、今後もさらに、他の自治体や国・県・各関係機関との連携・調整、住民や企業・関係団体等との協調を図りながら、効果的かつ効率的な行財政運営を進め、より一層の広域行政や広域連携を進めていくことが必要です。

あるべき姿と取り組み方針

地方財政は今後ますます厳しさを増すことが予想される中、行政運営においては一層の効率性・効果が求められており、また、地方分権においては、地方公共団体が自主性・自立性を持って地域課題の解決や地域魅力の向上を図るための基盤強化と体制整備が求められています。

広域行政・広域連携については、現在の加入状況や取り組み状況を検証しながら、本町が独自に取り組むべき事業と、広域による効率化を図る事業の見極めを行います。また、既存の枠組みを超えた連携も視野に入れながら、柔軟な連携先との連携・協力を検討し、必要な行政サービスが適切に提供できる体制整備と包括的な地域課題解決や地域魅力向上を図ります。

* 奈良モデル：

「奈良県」という地域に最適な地方行政の仕組みをめざす取り組みとして、県と市町村、市町村間の連携・協働により、県全体の人的資源、様々な公共施設、財政資源を有効活用し、質の高い行政サービスを提供し続けていくための取り組み。

関連する主な SDGs



11 住み続けられるまちづくりを
広域行政や広域連携により効果的かつ効率的な行財政運営を進めることで持続可能なまちづくりに寄与する。



17 パートナーシップで目標を達成しよう
他自治体や国・県・各関係機関との連携・調整、住民や企業・関係団体等との協調に向けた体制整備に寄与する。

主要施策

(1) 広域的な行政の推進

国・県には、本計画実現に向けた支援・協力などの積極的な要望を行いながら、連携・協働体制を維持します。現在進めている広域行政・連携事業等については継続して実施しながらも、その目的を果たし効果を生んでいるかを随時見極め、必要に応じてより効果的な方策も模索し発展・充実に図ります。

とりわけ、水道事業における奈良モデル(*p56)に基づく水道広域化の検討においては、近隣市町村や国・県等と連携を図りつつ、本町としてのメリット・デメリットを精査・検討し今後の対応を進めていきます。

また、新しい連携についても、国・県と連携を図りながら周辺市町村等と広域施策や共同事業、事務委託等広域行政のあり方について協議・検討し、様々な分野において行政連携を図り、より効果的で効率的な行政運営に向けた広域行政を積極的に推進していきます。

(2) 様々な連携・協力による町の魅力向上

吉野圏域を一団の生活圏域として、「移住・定住促進」や「活力と魅力ある吉野」形成に寄与しうる有効な取り組みを実施していけるよう、検討に基づく他町村への提案や協議を進め実施につなげていきます。

「吉野」としてのイメージやブランドを活かしながら吉野圏域の町村が連携・協力することにより圏域全体の活性化を図るとともに、様々な活動における民間レベルでの連携も含めて促進し、町の魅力を向上させます。



<保健・医療・福祉 分野>

1.すこやかで安心できる暮らしのために

- ◆ 1.保健・医療
- ◆ 2.子育て支援、少子化対策
- ◆ 3.高齢者福祉
- ◆ 4.障がい者(児)福祉
- ◆ 5.地域福祉
- ◆ 6.社会保障

1. 保健・医療

現状と課題

すべての住民の心もからだも健康であることが何より大切であり、社会そして、まちづくりの根幹となるものです。「保健」「医療」「福祉」のそれぞれが大きな役割を担っており、相互に連携をしながらそれぞれの充実を図っていくことが重要です。

本町では、保健センターを住民の健康づくりの拠点として、町医師会・町歯科医師会・南奈良総合医療センターなど医療機関の協力を得て、県・保健所等関係機関や庁内各部署と連携して保健事業を実施しています。

健康増進事業では住民の生涯を通じた健康づくりを目標として策定した健康増進計画に基づき、がん検診、健康相談、健康教育、保健指導等を実施し、生活習慣改善や疾病の予防から健康寿命の延伸をめざしています。これらの他、ヘルスサポーター(*)とともに健康イベントの開催や啓発を行い、住民自ら健康をめざすことができる健康なまちづくりに取り組んでいます。

母子保健事業では、母親が安心して出産し、子どもがすこやかに育つために、健康診査や訪問指導、各種教室、予防接種等を実施しています。

しかし、国・県と比較して町の健康寿命は短く、がん検診などの受診率が低いといった問題があるのが現状です。今後さらに高齢化が進み、生活習慣病の増加や介護期間の長期化が予測されることから、死亡や要介護状態の原因となる疾病のうち予防可能なものを改善・早期発見し、必要に応じて適切な医療へつなげることが重要な課題です。このような中、医療保険や介護保険の制度を持続可能にするためには、医療及び介護給付の適正化が必要です。給付の適正化には、疾病予防、重症化予防、フレイル予防が必須であり、生活習慣病対策や予防医療及び介護予防の充実を図る必要があります。また、健康づくりを推進することにより、健康寿命の延伸にもつながるので、健康意識の機運を高めることが重要です。

母子保健分野では、少子化に加え、生活習慣の変化や育児不安、虐待など、子どもと家族の環境や問題も多様化しており、妊娠期から各関係機関や地域が連携し、継続して関わる体制づくりが必要です。

関連する主な SDGs



医療・福祉機関や庁内各部署と連携して地域医療の充実を図ることで、住民の健康的な生活を確保し、健康寿命の延伸に寄与する。

* ヘルスサポーター：

食生活改善推進員、健康づくり推進員、おおよど元気アップセミナーメンバー、禁煙サポーターなどの健康づくりに関わるボランティアや大字区長など地域住民の健康づくりを支援する担い手。

関連する主な町の計画

- 大淀町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画〔計画期間：平成30年度～令和5年度〕
- 第2期大淀町国民健康保険保健事業実施計画〔計画期間：平成30年度～令和5年度〕
- 大淀町健康増進計画（第2次）〔計画期間：令和元年度～令和5年度〕
- 大淀町食育推進計画（第2次）〔計画期間：令和元年度～令和5年度〕
- 大淀町自殺対策計画〔計画期間：令和2年度～令和6年度〕
- 第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画〔計画期間：令和3年度～令和5年度〕

主要施策

(1) 保健の推進

保健センターを住民の健康に関する拠点施設とし、健康づくり活動への支援を行います。

町のヘルスサポーター(*p59)の養成に努めながら、ともに健康寿命を延伸するため、生涯を通じた健康づくりを進めます。また、乳幼児期から生涯の健康づくりを見据え、正しい生活習慣を獲得できるよう、健康診査や教室等で保護者への啓発活動を実施します。

高血圧や糖尿病などの生活習慣病については、健康教室や保健指導、広報などで周知し、住民が食生活、運動、睡眠、ストレス解消など生活習慣改善に取り組めるよう支援します。健康教室は、自宅からも参加しやすいように大淀町公式 YouTube チャンネルを活用して動画配信等を行います。

たばこが健康に与える影響を啓発し、禁煙をめざす人を支援するとともに、受動喫煙から特に子どもを守る環境づくりを進めるなど、住民と一体となってたばこ対策に取り組みます。

特定健康診査の受診勧奨を行うとともに、がん検診をはじめとする様々な病気の早期発見・予防を目的とした検診の実施と受診率の向上に取り組めます。

また、住民と協力してゲートキーパー（命の門番）(*)を養成し、心の相談窓口として情報を提供します。

(2) 医療の推進

医師会及び南和広域医療企業団と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした地域医療の推進に努めます。

高齢者や障がい者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らすために地域包括ケアシステム(*)の構築（医療・介護の連携強化、病診・介護連携）を進めます。

* ゲートキーパー（命の門番）：

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。自殺対策に向けた人材確保としてその養成が進められている。

* 地域包括ケアシステム：

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくりの考え方。

(3) 関係機関等との連携

町医師会・町歯科医師会・南奈良総合医療センターなど医療機関と連携し、保健事業を実施します。また、県・保健所等の行政機関と連携し、広域的な情報を得ながら効果的な事業実施を進めます。

福祉事務所、保健所、こども家庭相談センターなどの県の機関、高齢者については地域包括支援センター、障がいのある方への支援については相談支援事業者など、必要な機関と協力して支援が必要な方への支援体制を一層強化します。また、地域性（社会資源の減少や地理的な移動の課題など）に対応するため、ICT(*p47)を活用した医療・介護・保健福祉の関係機関との連携を推進します。

(4) 相談体制の充実

高齢者支援、障がい者支援、生活困窮者支援、子育て支援など、重層化・複雑化する課題を抱える地域住民の相談支援体制を充実させるため、重層的支援体制(*)の整備により相談支援を強化します。

また、重層化・複雑化する課題を解決するため、ICTを最大限に活用した多機関多職種連携や参加支援、さらには、アウトリーチ支援体制(*)を整備し、包括的な相談支援体制の構築をめざします。

保健センターでは、住民の身近な相談窓口として、保健師や栄養士等が乳幼児から高齢者までの健康に関する相談に応じるとともに、多世代交流の拠点として機能の充実を図ります。また、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のないワンストップサービスを行います。

(5) 医療費の助成

子ども・障がい者・ひとり親家庭等に対して医療費の助成を継続します。



* 重層的支援体制：

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化するなか、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった分野別の支援体制では、課題や狭間のニーズへの対応が困難な状況があり、これらの課題に対して一体的に支援できる体制のこと。

* アウトリーチ支援体制：

支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援が届いていない方に対して、行政や支援機関がチームを構成し、自宅訪問等により、保健・医療・福祉サービスを包括的に提供する体制のこと。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
がん検診受診率 (胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・ 乳がんの各検診受診率平均)	8.68%	11.3%
成人の喫煙率	13%(平成29年度)	10%
健康教育の動画再生回数	2,082回/年	4,000回/年
ゲートキーパー養成講座受講者数	80人	230人
健康寿命(65歳平均自立期間)	【男性】26位	【男性】13位
奈良県内順位	【女性】24位	【女性】12位
予防接種の接種率	【高齢者】53.6%	【高齢者】70%
	【乳幼児】80.9%	【乳幼児】95%
国民健康保険特定健康診査受診率	21.3%	35%

2. 子育て支援、少子化対策

現状と課題

南奈良総合医療センターでは、奈良県立医科大学付属病院と連携したサテライト妊婦・産婦健康診査が実施されています。町内での健康診査受診が可能になり、妊婦が健康診査を受けやすい医療体制が拡充しています。

保健センターでは、乳幼児健康診査や新生児訪問などの母子保健事業を実施し、母子の心身の健康に関する支援を行っています。妊娠期からの関わりとしては、妊娠届時の保健師面談や妊婦健康診査、マタニティ教室を実施しています。今後はさらに、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うため、妊婦への顔の見える関係づくりや親子に関わる関係機関のネットワークづくり、子育てを地域で支えるまちづくりが必要です。

また、町内には、町立保育所が2箇所、私立の認定こども園が3箇所設置されており、未就園の子どもとその保護者を対象とした地域子育て支援センターを設置しています。町立保育所に関しては、今後、町立幼稚園と再編のうえ、町立認定こども園として整備を進めます。

すべての小学校に隣接した専用の学童保育施設（プレジャーーム）を設置するとともに、町が定める基準を満たした民間の学童保育施設に対しては、補助金を交付し、子育て支援の充実を図っています。町立児童センターでは、子どもが主役の活動を進めています。

食育に関しては、大淀町食育推進計画（第2次）に基づいて各関係機関や団体と連携をとりながら推進していますが、今後は、町全体の取り組みをさらに拡充していく必要があります。

近年、家庭をめぐる問題は多様化・複雑化し、子育ての悩みや不安、保護者の精神的な問題など様々な要因が複雑に絡み合い児童虐待へとつながってしまうケースが問題となっています。

SDGs(*p32)並びに子どもの人権擁護の観点からも児童虐待の防止は重要であり、本町では子どもの伸びやかな成長を図るため、要保護児童対策地域協議会を軸にした取り組みを進めていますが、長期にわたる見守りと支援の体制を充実させなければなりません。



関連する主な SDGs



妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援及び一体的なサービスを実施することで、子どものすこやかな成長発達に寄与する。



家庭児童相談員・保健師等による相談体制を強化することで、社会全体で子どもの人権を守ることに寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町食育推進計画（第2次）〔計画期間：令和元年度～令和5年度〕
- 第2期大淀町子ども・子育て支援事業計画〔計画期間：令和2年度～令和6年度〕
- 大淀町立認定こども園設置及び整備基本計画

主要施策

(1) 安心して生み育てられる環境の整備

0歳児保育、延長保育及び病後児保育を実施するとともに、学童保育施設（プレジャーーム）の運営を実施し、保護者が安心して育児と仕事を両立できるように支援します。

(2) 心身をすこやかに育む支援体制の充実

健康な生活習慣の基本として、乳幼児健康診査や相談、離乳食講座等で食育の指導・支援に努めます。栄養教室や料理教室においては、郷土料理や地元食材を使用し、地元料理による食育の内容検討を行います。

また、思春期から命の大切さを学ぶことができるよう、学校と連携した思春期教育の実施をめざします。

図書や読書を通じての乳幼児の子育て支援（ブックスタート・おはなし会等）は、継続して実施します。図書館を拠点とした子育て事業として、子育て本の展示や子育て情報の提供など、親子で楽しめる子育て支援コーナーを絵本コーナーに設置しています。また、学童保育施設（プレジャーーム）への図書の団体貸出サービスも行っています。

(3) 子育てにかかる意識の啓発並びに相談・支援活動等の充実

子育て世代包括支援センター（子育てサポートセンター・母子すくすくセンター）を中心に子育てにかかる意識の啓発を図るとともに、母子に関わる関係機関が連携して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援及び一体的なサービスの充実に取り組みます。

母子保健事業では、妊娠届出時から保健師・栄養士等が関わり、妊婦健康診査や訪問、乳幼児に対する新生児訪問・乳幼児健康診査・健康相談などを実施し、子どものすこやかな成長発達と子育てを支援します。

育児、子育て、健康、医療、児童虐待、DV(*)、障がい、不登校、いじめ、非行など子どもに関する相談に対し、家庭児童相談員・保健師等による相談体制を強化します。また、社会全体で子どもの人権を守る意識を高めるための啓発を進めます。

発達支援や育児支援が必要とされる子ども及び保護者に対し、相談活動を通しての家庭支援を行います。また、発達支援として保育所等へ巡回支援専門員を派遣し、職員や保護者に対し、助言等の支援を行います。

要保護児童対策地域協議会を中心にして、児童虐待根絶に取り組みます。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
学童保育施設(プレジャーーム)受入率	100%	100%
保育所等利用待機児童数	0人/年	0人/年
離乳食講座の開催回数	10回/年	12回/年
ブックスタート事業実施回数	12回/年(令和元年度)	12回/年
おはなし会実施回数	63回/年(令和元年度)	65回/年
母子手帳発行時の保健師による面談	92.68%	100%
妊娠期ケアプランの作成・実施	未実施	実施



* DV:

ドメスティックバイオレンスの略。配偶者や同棲相手など、日常生活を共にし親密な関係にある、またはあった者から振るわれる心身への暴力。

3. 高齢者福祉

現状と課題

本町の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、令和2年度で35.05%（令和2年10月1日時点）と年々増加している中で、高齢者がいつまでもすこやかにいきいきと暮らし、これまで培った知識や経験を活かして地域で活躍し、生きがいを見出してもらえるような施策を進めていくことがさらに重要となります。

本町では、令和2年度に第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で住み続けられるよう、地域全体で支えていくことができる地域包括ケアシステム（*p60）の構築の実現に向けて取り組みを進めています。

関連する主なSDGs



生活習慣改善のための教室を開催することで、将来の介護予防に寄与する。



社会福祉協議会、関係機関、団体、企業との連携を強化することで、一人暮らし高齢者や認知症高齢者がいつまでも住み慣れた地域で住み続けられる地域づくりに寄与する。

関連する主な町の計画

- 第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画
〔計画期間：令和3年度～令和5年度〕

主要施策



(1) 高齢者の元気づくりの推進

少子高齢化の進展を受け、自助、互助、共助に基づく地域包括ケアを深化させるため、また、地域共生社会を実現させるため、高齢者の元気づくりを推進します。特に、高齢者の健康寿命を延伸するため、生活習慣病や疾病の重症化を予防し、後期高齢者健康診査や特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、住民主体の通いの場づくりの取り組みや支援を行います。一方、若い世代から将来の介護予防を視野に入れ、生活習慣改善のための教室を開催するなど、健康増進・健康づくり事業を充実します。

また、高齢者の生きがいづくりを図るため、介護予防事業を推進するとともに、高齢者学級活動をはじめ人権学習講座、文化講座、交通安全講座、生きがい学習講座、スポーツレクリエーション、社会見学等の活動を充実させます。その他、地域性（社会資源の減少や地理的な移動の課題など）に対応するため、ICT（*p47）を活用した各種の取り組みの向上を図ります。

(2) 高齢者の地域生活を支援する体制の確立

地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステム(*p60)の実現に必要な地域ケア会議等の開催やルールづくりを一層充実し、ICT(*p47)を活用しながら、自治組織や民間事業者等を含む多機関多職種の協働と連携を推進し、高齢者の地域生活を支援する体制の確立を図ります。

特に、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加するなか、社会福祉協議会、関係機関、団体、企業との連携の強化を図り、見守りネットワーク(大淀町高齢者地域見守り協定事業)(*)を拡大・拡充します。

また、認知症施策として、認知症サポーター(*)養成講座や認知症カフェを開催し、認知症の方とその家族の支援を拡大・拡充します。

その他、地域の自助、互助、共助による高齢者等の見守り体制として、住民主体の通いの場づくりをめざした取り組みと支援を展開します。

(3) 相談・支援活動の充実

地域包括支援センターを安定的に運営するとともに、重層的支援体制(*p61)整備事業との連動により、これまで以上に、民生委員・児童委員や地域の活動団体等との協働・連携を強化し、高齢者の相談・支援活動の充実を図ります。また、生活習慣病予防のため、健康教室や健康相談を実施します。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
要介護認定率	18.4%	21.2%
介護予防リーダー活動者数	44人	100人
後期高齢者健康診査受診率	14.85%	20%
ICT機器を活用した見守り支援利用者数	155人/年	170人/年
認知症サポーター養成講座受講者数	1,198人	1,450人
見守りあんしんシール交付件数	2件/年	10件/年
出前講座・健康相談実施回数	6回/年	8回/年
出前講座・健康相談参加者数	75人/年	90人/年

* 見守りネットワーク(大淀町高齢者地域見守り協定事業)：

高齢者が安心して暮らし続けられるよう、地域住民や関係機関、企業、行政などが協力し、普段の生活や業務の中で高齢者を見守り、ネットワークとして支えていく取り組み。大淀町では、平成28年度から企業や事業所と協定を結び、協力を得ながら実施している。

* 認知症サポーター：

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けする人。

4. 障がい者（児）福祉

現状と課題

障がい者（児）福祉に関しては、平成 30 年度に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。障がい者の地域生活の支援や障がい児支援ニーズの多様化への対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が掲げられています。

本町では、この法律の基本理念並びに趣旨、国が定める基本指針に則して、障がい者（児）の地域移行と地域での安心な生活を保障するため、令和 3 年 3 月に「大淀町第 3 次障がい者基本計画」及び「第 6 期大淀町障がい福祉計画・第 2 期大淀町障がい児福祉計画」を策定し、諸施策の推進を図っています。

また、障がい者（児）の人権については、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されました。障がいのある、なしにかかわらず、差別の撤廃とノーマライゼーション(*)の観点から啓発を進めています。また、NPO 法人との連携により、特別支援学校生徒の体験学習の一環として各種イベントにスタッフとして受け入れ、生徒の社会参加や住民交流を支援する取り組みを進めています。

その他、保健センターにおいて、疾病や身体面・発達面の障がいの早期発見・早期対応を目的として乳幼児健康診査や健康相談を実施しています。

発達面の障がい疑われた時は、発達相談員や保健師が教室・個別発達相談で発達を確認したり、保護者への支援を行ったりして、必要があれば医療機関などへつなげます。南和地域においては、専門医療機関や訓練機関が十分とはいえず、行政と医療機関・関係機関が連携して、支援体制を充実していくことが必要です。

関連する主な SDGs



乳幼児健康診査や診査後のフォロー体制を充実させることで、すこやかな発育発達の支援に寄与する。



人権教育と差別の解消を推進することで、障がいのある・なしに関わらず、地域でともに暮らす社会の実現に寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町第 3 次障がい者基本計画〔計画期間：令和 3 年度～令和 11 年度〕
- 第 6 期大淀町障がい福祉計画・第 2 期大淀町障がい児福祉計画〔計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度〕

* ノーマライゼーション：

障がいのある方もない方も、互いが特別に区別することなく支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす理念のこと。

(1) 相談・情報提供・支援体制の充実

相談支援については、民間事業者等の参入を促進し、サービス供給体制の充実を図るとともに、相談支援従事者研修の受講を促進し、相談支援専門員の育成、確保に努めます。また、重層化・複雑化する課題を抱える障がい者（児）家族の相談支援体制を充実させるため、重層的支援体制（*p61）の整備により相談支援を強化します。

保健センターでの乳幼児健康診査や健康相談と関連して、保健師が保育所・幼稚園・認定こども園・療育教室を訪問し、保育士等と連携して、障がい児の成長発達と家族の支援を充実します。

(2) 障がい児への支援（就学等への支援）

障がい福祉サービスの円滑な実施、また、障がい児の発達促進や機能回復、保護者への相談支援などのため、地域療育教室（指導員により障がい児の機能回復訓練を実施する教室）を継続します。

また、保育所・認定こども園での障がい児保育の実施及び支援を行うとともに、適応指導教室の設置・運営、特別支援教育の充実を図ります。

発達支援としては、保育所等へ巡回支援専門員を派遣し、職員や保護者に対し、助言等の支援を行います。

(3) 障がい者の生活支援・自立支援対策の充実

障がいのある方やその家族が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、障がい者の生活支援と自立支援を充実します。

特に、「ともに理解し、地域で交流できるまちづくり」、「暮らしやすいまちづくり」、「情報にアクセスしやすいまちづくり」、「安心・安全なまちづくり」の実現をめざし、障がいのある方への理解の促進と啓発の推進を図るとともに、障がいサービスやインフォーマルサービス（地域の活動団体などによる制度に基づかない援助など）の整備を進めます。

また、少子高齢化に対応するため、ICT（*p47）の活用により、障がい者の生活支援・自立支援の充実を図ります。

(4) 社会参画の促進と就労支援

子どもの社会参加と、その豊かな能力を掘り起こし発揮する機会を作るため、特別支援学校生徒の社会体験・職場体験実習を積極的に受け入れます。

障がいがある方とない方の交流を推進し、お互いの理解を深め、障がいのある方やその家族がより一層安心して社会参画できるまちづくりをめざします。

また、障害者雇用促進法の趣旨に則り、障がいのある方が安心して就労できるよう、障がい者雇用に関する理解の啓発を図るとともに、就労支援を行うNPO等の支援団体、自立訓練施設、ハローワーク等との連携をICT等の活用により強化し、就労移行支援、就労定着支援の充実を図ります。

(5) 地域ぐるみでの障がい者福祉の充実

障がいのある方もない方も地域社会の一員として、住み慣れた地域で暮らしつづけられるよう、理解の促進と啓発の推進を進め、地域ぐるみで障がい者（児）の福祉を充実します。

特に、近年では全国的に自然災害が頻発し、甚大な被害が発生している状況をふまえ、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、障がいのある方が安心して生活できるよう、災害時の情報伝達、安否確認、避難支援等、避難行動要支援者の支援体制を整備します。

また、少子高齢化に対応するため、ICT(*p47)を活用した福祉サービスの充実を図ります。

(6) 保健・医療の充実

保健センターでの母子保健事業として、心身の疾病・障がいの早期発見を目的に、乳幼児健康診査を継続して実施します。健康診査実施後のフォロー体制を充実し、必要に応じて医療・療育・福祉サービスなどにつなげ、すこやかな発育発達を支援するとともに家族の支援を行います。

医療機関・関係機関と連携して、障がい児支援も含め、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の充実に努めます。

(7) ノーマライゼーションの理念に基づく社会の実現

ノーマライゼーション(*p68)の理念に基づく社会を実現するため、障がいのある・なしに関わらず、地域でともに暮らす社会をめざし、人権教育と差別の解消を推進します。

また、すべての社会的な配慮を必要とする方が共生できる地域社会の構築をめざします。

その他、年齢や性別などに関わらず、すべての方が安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。



成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
育てにくさを感じている保護者のうち、相談先を知っているなど何らかの解決方法がある人の割合	【4か月】100%	【4か月】100%
	【1歳6か月児】77.8%	【1歳6か月児】90%
	【3歳児】87.5%	【3歳児】95%
重層的支援体制(*p61)整備事業にかかる支援のしやすさ指数	—	80%
重層的支援体制整備事業にかかる相談のしやすさ指数	—	80%
自立生活援助(*)	0人/年	2人/年
障がい者相談支援事業実人数	49人/年	80人/年
障がい者就労移行支援	0人/年	2人/年
特別支援学校生徒の社会体験、職場体験の実施回数	2回/年(令和元年度)	2回/年
大淀町災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づく個別避難支援計画の作成	未実施	実施
健康診査受診率	【1歳6か月児】94.2%	【1歳6か月児】95%
	【3歳児】90.9%	【3歳児】95%
ヘルプマーク(*)の配布数	14枚/年	20枚/年
ヘルプカードの配布数	5枚/年	20枚/年

* 自立生活援助:

一人暮らしを始めたときに生活をしていく上での様々な手続きなどについて、必要な助言、関係機関等との連絡調整などを行う支援。

* ヘルプマーク:

内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方々が、周りに配慮が必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

5. 地域福祉

現状と課題

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくために、地域住民をはじめとした様々な主体と行政・社会福祉協議会が連携して、参加と協働によって地域福祉の向上を進めていく必要があります。

また、健康づくりは一人で実践し継続することが難しく、健康づくりを推進するためには、一人ひとりの努力はもとより、地域の力、行政の力をバランスよく機能させることが重要です。健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすいよう、住民が互いに支えあう環境を整備する必要があります。

行政と関係機関が連携・協働しながら、地域社会での活動の取り組みを進めています。

関連する主な SDGs



地域での見守り相談体制を強化することで、生活困窮者、ひとり親世帯などの方々が安心して暮らせる環境づくりに寄与する。



地域に根ざした福祉活動や福祉ボランティア活動を拡大・拡充することで自助、互助、共助に基づく地域共生社会の実現に寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町健康増進計画(第2次)〔計画期間:令和元年度～令和5年度〕



主要施策

(1) 支えあう地域福祉の仕組みづくり

支えあう地域福祉の仕組みを構築するためには、地域に根ざした福祉活動や福祉ボランティア活動が重要となります。この福祉活動や福祉ボランティア活動の担い手である住民・団体は貴重な存在であり、その活動を拡大・拡充することで自助、互助、共助に基づく地域共生社会を実現します。

社会福祉協議会や地域の活動団体等と連携して、地域の担い手づくりを強化するとともに、介護保険制度における生活支援コーディネーターや協議体との協働を深め、地域活動リーダーの育成、福祉推進委員の設置など、地域活動に必要な人材の発掘や養成に取り組みます。

また、福祉活動やボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化を図り、活動団体間の連携強化を推進します。

(2) 安心して暮らせる仕組みづくり

少子高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加するなか、高齢者にとどまらず、障がい者や生活困窮者、ひとり親世帯などの社会的な支援等が必要な方々が安心して暮らし続けられるよう、地域での見守り相談体制を強化するとともに、防災・災害時の支援体制づくりとして、個人情報に配慮しつつ、地域情報が共有できる仕組みの拡大・拡充を図ります。

(3) 相談体制・情報提供の充実

必要な方に適切にアドバイスができるよう、また必要なサービスや支援を迅速に提供できるよう、地域ケア会議の充実を図り総合相談窓口の体制強化を進めます。

社会福祉協議会が社協だより等で提供する福祉活動やボランティアに関する情報の充実、民生委員・児童委員への情報提供や研修の充実などの活動を支援します。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
おおよど元気アップセミナー会員数	53人	65人
禁煙サポーター会員数	10人	15人
個別避難支援計画作成地区数	0地区	10地区
高齢者地域見守り協定事業 協力企業数	5企業	8企業
地域とのつながりが強い方と思う人の割合	36.2%	40%

6. 社会保障

現状と課題

国民健康保険制度は、国民健康保険関連法に基づき事業を実施しています。将来に渡り持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講じます。

また、国民健康保険では都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等国保運営に中心的な役割を担い、市町村と共に国民健康保険制度の安定運営に努めています。

後期高齢者医療制度については、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携しながら事業を実施しています。

また、介護保険制度は、介護保険法等及び介護保険事業計画に基づき事業を実施しています。

関連する主な SDGs



医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化を推進することで、将来に渡り持続可能な医療保険制度の構築に寄与する。

主要施策

(1) 国民健康保険制度の健全な運営

国民健康保険事業の健全な運営を確保するとともに、被保険者の保健の向上に努めます。また、関係法令を遵守し、奈良県と連携を図りながら、保険税徴収、法定給付及び保健事業を実施します。

同一疾病による重複受診や緊急時以外の時間外受診の抑制、ジェネリック医薬品(*)の利用促進に取り組むとともに、レセプト点検(*)の実施を行うことにより、保険給付の適正化に努めます。

安定的で健全な事業運営に寄与するため、徴収事務の適正な実施及び奈良県及び県内市町村との連携を含む徴収対策の充実・強化を行い、保険税収の確保に努めます。

* ジェネリック医薬品：

「新薬(先発医薬品)」の特許が切れたあとに、他の医薬品メーカーにより製造・販売される「後発医薬品」のこと。新薬と同じ有効成分・効き目であるが低価格であり、医薬品費の低減が期待される。

* レセプト点検：

医療機関などから送付された請求書やレセプト(診療報酬明細書・調剤報酬明細書)に記載されている事項について、その請求点数が算定基準などに照らし誤りがないかどうかなどを審査、点検すること。

(2) 後期高齢者医療制度の健全な運営

奈良県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、高齢者の医療に要する費用の適正化を図るための取り組み及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう努めます。また、団塊の世代が徐々に後期高齢者に加齢することとなり、被保険者の大幅な増加が見込まれることから、保険料の収納対策を的確に行い保険料の収納確保に努めます。

(3) 介護保険制度の適切な運営

加齢に伴って生ずる心身の変化等により要介護状態となった住民が、自らの尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスにかかる給付と地域支援事業を実施し、住民福祉の増進を図ることができるよう努めます。

また、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、自助、互助、共助の理念に基づく地域包括ケアシステム(*p60)の深化をめざします。

福祉サービスに関する施策、要介護状態となることの予防または要介護状態等の軽減や悪化防止のための施策、地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策と有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
国民健康保険被保険者一人あたりの医療費	366,063 円	455,000 円
国民健康保険税収納率 (収納額(現年度+過年度(滞納繰越))/ 調定額(現年度))	95.32%	99%
後期高齢者医療制度保険料収納率 (現年度)	99.8%	99.8%
介護保険料収納率(現年度)	99.37%	99.37%



<産業 分野>

2.いきいきとして活力あるまちづくりのために

- ◆ 1.商工業・企業誘致・新しい産業
- ◆ 2.食料・農業・農村
- ◆ 3.森林・林業
- ◆ 4.観光・道の駅

1. 商工業・企業誘致・新しい産業

現状と課題

商工業は、地域における経済面での貢献はもとより、住民生活の豊かさや地域の賑わいづくりなど重要な役割を担っています。しかし、円高・デフレなど厳しい社会情勢の中で、地域全体の活力低下や雇用情勢の悪化が大きな問題となっており、商工業を取り巻く環境・情勢は厳しさを増しています。

本町の商工業は、近年の厳しい経済情勢や経営者の高齢化、後継者不足などの問題を抱えており、旧来型の商店は厳しい経営状況にあります。

こうした状況の中、地域経済の活性化や雇用の維持・創出を図るためには、既存の商店などの良さや地域の特色を活かした集客力のある環境づくりをはじめ、地域密着型の商工業活動の展開促進、農業・商業・工業の異業種の交流、特産品づくりといった取り組みを進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワークやワーケーション(*)といった多様な働き方が求められるようになってきました。人口減少や就労者の高齢化により地域の人手不足が深刻化する中で、新たな働き手の確保や、既存事業者との効果的な連携が図られるよう戦略的な企業誘致を進める必要があります。

世界中で脱炭素社会(カーボンニュートラル)(*)への取り組みが進む中、太陽光やバイオマス発電などの再生可能エネルギー(*p34)によるエネルギーの地産地消を図り、新たな経済成長、新たな雇用創出につなげていかなければなりません。

関連する主な SDGs

	マイクログリッドを推進することで、エネルギーの地産地消や地域内循環システムの構築に寄与する。
	地域の特色を活かした産業や地域に根ざした産業が継承されることで、町内の雇用創出及び経済成長に寄与する。
	後継者の発掘・育成や既存事業所への支援を行うことで、将来の産業の基盤をつくることに寄与する。
	エネルギーの地産地消や地域内循環システムの構築により、脱炭素社会の実現と新たな産業の創出に寄与する。

* ワーケーション：

仕事(ワーク)と休暇(バケーション)を組み合わせた造語で、リゾート地や観光地で休暇を取りながら、一部の時間を仕事に充てるワークスタイル。

* 脱炭素社会(カーボンニュートラル)：

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。令和2(2020)年10月、政府は令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言している。

関連する主な町の計画

- 大淀町創業支援等事業計画〔計画期間：平成 28 年度～令和 6 年度〕
- 大淀町先端設備等導入促進基本計画

主要施策

(1) 戦略的企業誘致

「地域経済分析システム (RESAS)」を活用し、本町の既存の産業集積や労働力といった「地域資源」の特性をしっかりと把握するとともに、その資源を有効活用するという観点から、地場産業と有機的な関連をもつと考えられる業種や機能を中心に誘致を進めます。

また、町内不動産事業所や商工会との連携により、空き地・空き店舗の掘り起こしなど未利用地等の情報収集を進め、規模拡大を図る事業所とのマッチングに努めます。

今後課題となる様々な町有地や公共施設跡の利活用については、周辺住民や関係者の意向も汲み取りながら、地域経済の発展に寄与する企業や民間事業所の誘致も視野に検討を進めます。

(2) 経営基盤の安定化と事業再構築支援

国、県、商工会、金融機関等と連携し、経営安定化に向けた保証制度の活用や事業承継、事業拡大、設備投資といった経営革新をめざす事業者、また、ウイズコロナ・ポストコロナといった社会情勢や超高齢化社会等の社会課題に対応するため新たな業種への転換を図ろうとする事業者を支援し、地域経済の活性化を図ります。

(3) きめ細やかな起業支援

人口減少や超高齢化社会等の社会課題の解決を図ろうとする意欲ある人材の発掘や育成を行うとともに、起業時から経営安定化まで、創業者に寄り添った支援を国、県、商工会、金融機関等と連携しながら行います。

(4) 雇用促進と新しい働き方の環境整備

●雇用促進

商工会と連携を図りながら、既存事業所の経営基盤の強靱化を図りつつ、規模拡大を検討する事業所の支援を行うことで、町内で働ける場を確保し、雇用の促進や安定化等、就労環境の充実を図ります。

●新しい働き方への環境整備

新型コロナウイルス感染症の影響を背景として、分散ワークやテレワークなど場所に縛られない柔軟かつ弾力的な働き方が求められています。

また、高齢化による人材不足の解消や SDGs(*p32)の実現が求められる中、高齢者や障がい者の新たな働き方についても企業への普及促進に努めます。

(5) エネルギーの地産地消

本町において開発が進んでいる太陽光やバイオマス発電などの再生可能エネルギー(*p34)を地域の資源と捉え、マイクログリッド(*)といったエネルギーの地産地消や地域内循環システムの構築など脱炭素社会(*p77)の実現と新たな産業の創出をめざします。

(6) 産業技術の継承

町内で続けられている地域の特色を活かした産業技術の露出を図り、次世代に技術が「つながる」後継者の発掘や高付加価値化に努めます。また「ひと」や「地域」に焦点をあてた活力あふれる地域産業のブランド化と情報発信に取り組み、販路の開拓を支援します。

(7) 生活者に寄り添う産業の持続

地域密着型の産業である小売業やサービス業は、地域住民の基礎的なニーズを効率的かつ的確に満たしており、また、地域に根ざした産業であることから、社会的コミュニケーションの場として、また、地域文化の担い手としての役割も果たしています。人口減少や超高齢化社会を迎える中、これらの生活者に寄り添った産業が持続される取り組みを進めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
企業誘致助成対象事業者数(新規)	0 社	1 社
創業支援等事業計画に基づく創業支援者数	73 人	181 人
創業支援等事業計画に基づく創業者数	21 人	51 人

* マイクログリッド：

一定の地域において、すべての電力負荷を分散型電源から供給する小規模電力系統。分散型電源は発電機、太陽光・風力・水力・バイオマス発電、蓄電池、EV（電気自動車）等で構成。

2. 食料・農業・農村

現状と課題

本町の農業は、水稻、果樹、野菜から構成されており、特に果樹（日本梨）は主力農産物となっています。

しかし、農業就業者の高齢化と後継者不足が一層進み、耕作放棄地や遊休農地が増加しています。また、ため池、水路、農道等といった地域全体の資源は老朽化が進み、施設の保安全管理は農家だけでは困難な状況です。また、耕作放棄地の増加や里山の施業放置、狩猟者の高齢化により、有害鳥獣による被害も増加しており、農地や農作物の被害にとどまらず、住居エリアへの侵入など地域生活を脅かす状況が増加しています。

その一方、環境問題が注目されている中で、化学合成農薬の削減など環境負荷を低減する農業など食の安心・安全に対する関心は高まっています。また、国土保全、水源涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料の生産供給の機能以外の多面にわたる機能（農業・農村の多面的機能）の重要性についても見つめなおされているところです。

関連する主な SDGs



地元産品が地域内を流通する仕組みづくりを推進することで、地域経済の循環に寄与する。



地域ぐるみで農業生産や農村環境の維持を行うことを支援することで、農業の維持発展や自然環境、多面的機能の確保に寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町鳥獣被害防止計画〔計画期間：令和3年度～令和5年度〕
- 大淀町農業基本計画
- 大淀町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 大淀町農業振興地域整備計画
- 大淀町「人・農地プラン」

(1) 持続可能な生産基盤の構築と担い手の育成

ため池、水路、農道などの農業用施設等の適切な保全管理を行うとともに、農業生産性の向上・効率化を図るため、地元関係者や県等、関係機関と連携し基盤整備に取り組みます。

農業者の高齢化や将来的な担い手不足に対しては、新規就農者の掘り起こしや支援体制の充実を図ります。特に、人・農地プランの策定や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約を進めるとともに、それぞれの地域の中心経営体となる認定農業者の増加を図る取り組みを行います。

また、新しい技術の導入等により省力化・効率化を図り、生産コストを削減する取り組みや、多様化する消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物の生産に取り組む農業経営体に対し、国や県の融資制度や補助制度の活用に向けた支援を行います。

(2) みんなで取り組む鳥獣被害対策

有害鳥獣は、農作物の被害や水路や畦畔の破壊による生産意欲の減退を招いているだけでなく、住居エリアへの侵入など地域住民の生活を脅かしており、農業者の対策には限界があります。そのため、地域住民や関係団体等の連携を進め、地域ぐるみで対策を講じるための勉強会の開催や緩衝地帯の整備などの有害鳥獣対策を実施します。



(3) 消費者ニーズへの対応と 6 次産業化

消費者ニーズに対応した市場性の高い優良品種・品目の導入を支援するとともに、町内で生産された安全・安心で高品質な農産物や 6 次産業加工品を、消費者と直接つながる農産物直売所等を活用した販売を促すとともに、域外においてもPRを実施し、ブランド化による付加価値化を図ります。

(4) 地産地消の推進

地産地消を進めることは、地元農産物の消費向上だけでなく、食(消費者)と農(生産者)の距離を縮め、食の安全性の確保や食文化への理解、地域経済の循環など、地域の活性化への寄与が期待されることから、地元産品が地域内を流通する仕組みづくりを進めます。

(5) 持続可能な農村づくり

保安全管理ができず、将来的に荒廃農地の増加につながる可能性がある農地は、鳥獣被害の拡大を引き起こす要因ともなっており、農村地域単位で農地の管理を継続していく仕組みづくりが必要です。

そのために、中山間地域等直接支払や多面的機能支払等の制度を活用し、地域ぐるみで農業生産や農村環境の維持を行うことを支援し、農業の維持発展や自然環境、多面的機能の確保を進めるとともに、地域の共同活動を持続的に実施できる組織づくりの支援を進めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
人・農地プラン策定地域数	5 地域	25 地域
認定農業者数	11 経営体	23 経営体
大淀町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく新規就農者数	6 人	12 人
町内の農産物直売所に出品している農業者数	362 人	380 人
農村地域運営組織の法人化数	0 地域	5 地域

2.いきいきとして活力あるまちづくりのために <産業 分野>

3. 森林・林業

現状と課題

本町の森林面積は1,966haで町土の約5割を占めており、その6割がスギ、ヒノキなどの人工林となっています。森林は木材生産機能だけでなく、水源の涵養や山地災害防止機能、生活環境の保全や自然に親しむレクリエーションの場といった多種多様な公益的機能を有しており、人々の生活と密接に結び付いています。

しかしながら、木材価格の低迷、山村地域の人口減少・高齢化など林業を巡る環境の変化により、今までの林業収益による森林環境維持モデルの継続が困難となっており、林業従事者への支援や森林整備などを継続しながら林業生産機能の維持と公益的機能の維持が求められています。

関連する主なSDGs



間伐材の利用促進や里山づくりの支援などを行うことで、森林資源及び森林空間の有効な活用に寄与する。



森林所有者と林業経営体をつなぐシステムを構築することで、森林の適切な経営や管理の確保に寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町森林整備計画〔計画期間:令和元年度～令和10年度〕



主要施策

(1) 森林の整備・保全と林業経営体の育成

効率的かつ安定的な森林経営を図るため、林業経営体等の森林経営計画の策定を支援し、施業集約化を図るなど適切な森林管理を推進します。

また、森林経営管理制度に基づき、森林所有者への意向調査を行い、経営管理が適切に行われていない森林について町が仲介役となり森林所有者と林業経営体をつなぐシステムを構築し、森林の適切な経営や管理の確保を図ります。

(2) 持続可能な森林づくり

「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」に基づき、「植栽→造林→間伐→皆伐」という今までのサイクルを前提とするスギやヒノキだけの森林（「単層林」）づくりから、人の手による植栽を行わない天然更新機能を使用し、適時適切な方法による保育や択伐等によって次世代の樹木を育て、継続的な木材生産により持続可能な森林（「複層混交林」）に変えて行く取り組みを推進します。

(3) 森林資源の活用

公共施設や公共事業における間伐材の利用を推進するとともに、森林を身近な存在として感じ、森林との関わりを深めるための機会づくりとして、地域住民が主体となった里山づくりや環境学習などを支援し、森林資源や森林空間の有効な活用をめざします。

成果指標

指標名	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
森林所有者への意向調査森林面積	0 ha	720 ha
森林経営管理制度に基づく森林所有者と林業経営体のマッチング面積	0ha	36ha
混交林誘導整備面積	0ha	6ha

4. 観光・道の駅

現状と課題

本町では、町や地域づくり団体が主体となって、梨や茶などの特産品や歴史文化遺産を活用したイベントを開催する等、町への誘客に取り組んでいます。特に「道の駅 吉野路大淀 i センター」は、年間約 50 万人が来場しており、この効果を更に町全体へ波及させる取り組みが必要です。

しかし、産業・観光・経済に携わる各種団体相互の連携・調整が十分に図られておらず、戦略的なマーケティング(*)に基づく誘客に至っていない状況です。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって生活様式や行動様式が変化したことから、観光分野などのビジネス・サービスもこれを想定した姿に転換する必要があります。特に、コロナ禍が収束し、ポストコロナの時代になれば、再びインバウンド(*)需要は日本全体で大きなマーケットになると考えられます。しかし、本町においてはその受け入れ体制が整っていないため、受入体制を整える必要があります。

地域経済の維持・発展については、道の駅を中核として、地域の「ヒト・モノ・カネ」を地域内で活用することに加え、地域産品の地域外への販路拡大により、地域経済の好循環を生み出すことが必要です。

関連する主な SDGs

	道の駅を中核とした観光振興を図ることで、地域に雇用と所得を持続的に生み出す自立的な経済循環の構築に寄与する。
	町内に存在する様々な地域資源を観光素材として醸造することで、観光地としての基盤強化に寄与する。
	近隣市町村との連携により、地域全体での情報発信や観光資源のネットワーク化などを行うことで、奈良・吉野地域の一体的な観光振興に寄与する。

* マーケティング:

消費者の動向を調査し、消費者の求める商品やサービスを企画して、広告などの販売促進活動を展開し、最も理想的な販売経路によって総合的かつ計画的に販売しようとする活動。

* インバウンド:

外国人旅行者を自国へ誘致することや、外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行、または訪日旅行という。



主要施策

(1) 道の駅を中核とした観光振興と経済循環

道の駅を中核とした観光振興に努めながら、その経済効果を農林漁業・商工業といった地域産業・経済分野へつなげ、地域に雇用と所得を持続的に生み出す自立的な経済循環の仕組みの構築を進めます。

(2) 観光プロモーションの強化

地域振興イベント参画によるプロモーション活動や、町PR媒体の効果的な活用、インバウンド(*p85)向け情報発信ツールの開発などのこれまでの取り組みに加え、地域資源や観光素材などの観光情報についてさらなる発信力強化に努めます。

(3) 観光基盤の整備

自然・歴史・文化・温泉・グルメ・レクリエーションなど、町内に存在する様々な地域資源を観光素材として醸造し、観光地としての基盤強化に努め、町内観光力の向上を推進します。

(4) 広域観光連携の推進(周辺観光地との連携)

近隣市町村との連携・交流・情報交換や共有による地域全体での情報発信、道路交通網や鉄道網等を活かした観光資源のネットワーク化など、奈良・吉野地域の一体的な観光振興を図る広域的な取り組みを進めます。

(5) 観光客の行動変容への対応

新型コロナウイルス感染症により大きく変化した観光客の行動変容や、ポストコロナを見据えた新たな観光のあり様に柔軟に対応した観光振興に努めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
道の駅来訪者数	467,013 人/年	495,000 人/年
道の駅レジ通過者数	244,398 人/年	259,000 人/年
道の駅販売売上額	316,325 千円	336,000 千円

<都市基盤・生活環境 分野>

3. まちの基盤づくりと安全・快適な暮らしのために

- ◆ 1. 都市拠点の形成
- ◆ 2. 交通ネットワークの形成
- ◆ 3. 住宅・市街地整備
- ◆ 4. 環境保全と環境美化、景観・緑化
- ◆ 5. 公園・緑地
- ◆ 6. 上下水道
- ◆ 7. 廃棄物処理等
- ◆ 8. 斎場・墓地
- ◆ 9. 消防・防災
- ◆ 10. 防犯・交通安全

1. 都市拠点の形成

現状と課題

個性豊かな町域の発展と一体化、町内各地区の生活利便性の向上をめざし、本計画の基本構想にて、地域形成の骨組みとして、各種のゾーン・拠点を定めました。

このうち、中心市街地ゾーンや広域交流拠点として位置づけた「大淀病院跡地及び近鉄下市口駅周辺地区」については、中吉野駐車場もあり、本町並びに周辺地域への連絡拠点ともなっていますが、現在の駅前周辺は広場や周辺道路が狭く、下市口駅周辺の通学路の安全確保が喫緊の課題となるなど、十分な交通機能が発揮できていない状況にあります。下市商店街では空き店舗が目立つ状況が続き、周辺地域では人口減少が進み市街地の空洞化が進んでいます。

こうした状況に対し、平成 28 年に奈良県と締結した「まちづくりに関する包括協定」に基づき、事業化へ向けた検討を行っています。コンパクトシティ(*)の考え方を取り入れ、町内や周辺地域に点在する「医療・福祉・健康」に関する機能を集約するとともに、子育て世代から高齢者まで幅広い世代の住民のコミュニティ活動の場としてこのエリアの魅力を高めていくこととしています。今後は、県との包括協定の中で、地域住民とともに調査・検討を行いつつ、早期整備に向けてまちづくりを進めていく必要があります。

その他のゾーンについては、道の駅 吉野路大淀 i センターを中心としたおもてなし・交流ゾーン、花吉野ガーデンヒルズや馬佐木材工業団地を中心とした産業振興ゾーン、東部溪谷地にはみどりの産業振興ゾーンを位置づけています。拠点としては、福祉・健康拠点の他、広域交流・情報拠点、行政・文化拠点、スポーツ・交流拠点、各地区生活拠点、教育・学習拠点、エコロジー拠点、防災拠点、広域医療拠点を位置づけており、それぞれのゾーン・拠点ごとに関する動向にも配慮しながら、整備や機能の集約・充実を図っていく必要があります。

関連する主な SDGs



大淀病院跡地及び近鉄下市口駅の周辺整備をはじめとしてコンパクトな町を形成することで、持続可能なまちづくりに寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀病院跡地及び近鉄下市口駅周辺地区まちづくり基本構想
- 大淀病院跡地活用基本計画（見直し版）

* コンパクトシティ:

まちの機能の集約や人口の集積などにより、まちづくりの合理化・効率化を図りながら、持続可能なまちづくりやまちの暮らしやすさの向上などが図られたまち、またはそれをめざしたまちづくり政策。

(1) 中心市街地の整備

●町立大淀病院跡地と近鉄下市口駅周辺整備

大淀病院の跡地については、認定こども園をはじめとした、医療・福祉・健康に関する機能の集約を図り、人が出会う場・学びあう場となるような交流の拠点としての整備をめざすとともに、町外からの誘客・交流人口の増加を見込める施設の導入検討など、好立地を活かした広域的な観光・交流拠点としての整備をめざします。

また、下市口駅前周辺についても、県南部地域への連絡拠点として、交通結節点機能の整備を進める他、病院跡地へのアクセス強化等、地域全体の活性化につながるよう、地域が一体となった整備を進めます。

計画の検討にあたっては、奈良県との包括協定に基づく検討体制を通して、住民や各種関係機関の意見を取り入れ、合意形成を図りながら検討を進めます。

●中心市街地ゾーン

大淀病院跡地及び近鉄下市口駅の周辺整備をはじめ、公的機関、教育機関、文化施設、生活利便施設など、都市機能の集約・誘導を図り、コンパクトな町を形成することで、持続可能なまちづくりを進めます。

(2) 各種拠点・ゾーンの整備・充実

その他の拠点・ゾーンの整備については、町全体における各拠点・ゾーンの持つ役割を意識しながら、本計画基本構想で定めた「地域形成の骨組み」に基づきそれぞれの現状に応じた整備と施策展開を行います。



2. 交通ネットワークの形成

現状と課題

<公共交通>

本町では近鉄吉野線が東西に敷設されており、町内に6つの駅があります。近隣の橿原市や大阪市内といった都心へ短時間でのアクセスが確保されており、通勤・通学にも多く活用されています。また、本町と周辺市町村を結ぶ形で路線バスが運行されており、幹線における公共交通網を形成しています。近年、人口減少が進む中で、こうした公共交通機関の利用者は減少しており、バス交通では路線の廃止や縮小が進んでいます。一方で高齢化社会が加速し、特に地域における高齢者の日常生活に密着した移動手段としての公共交通の必要性が高まっています。

こうした移動ニーズの変化に伴って、平成28年からコミュニティバス(よどりバス)(*)とデマンド型乗合タクシー(よどりタクシー)(*)を運行しています。これらの公共交通機関の利用促進については、交通関係機関等も参加する協議会が設置されており、こうした検討の場を活用して、維持・継続と利便性向上に向けた改善に努めていく必要があります。

<道路>

本町の周辺地域では、南阪奈道路が開通、京奈和自動車道の和歌山JCTが開通、国道169号は御所～高取間でバイパスの一部区間が共用されるなど、本町から大都市圏等への連絡性が高まっています。今後も、京奈和自動車道への連絡道路の整備や、京奈和自動車道の早期完成など、一層の連絡強化を働きかけていくことが必要です。

町内の道路網は、国道169号、309号、370号及び7路線の県道等を骨格として形成され、これらの路線は順次、改良等が進められています。その他の道路は、住宅開発により道路整備が完了している地域もありますが、既存市街地などでは幅員が狭くて交通量が多い危険な区間もみられます。こうした中で、今後も一層の安全な道づくりが必要となっています。

道路は、地域の暮らしを支える基礎的な生活インフラであり、緊急性や効果性を見極めつつ、県や国にも要請しながら整備・改良を進めていく必要があります。さらに、主な路線では、交通安全施設や歩道空間の整備及びバリアフリー(*)化を進め良好な道路景観の美化を図るなど、快適で安全に移動できる道路環境整備を行う必要があります。

* コミュニティバス(よどりバス):

地域住民の移動手段確保や交通空白地の解消などを目的として、地方公共団体や地域の住民団体などが運行する乗合バス。「よどりバス」は大淀町のコミュニティバスの愛称。

* デマンド型乗合タクシー(よどりタクシー):

タクシー車両を使用した予約型の公共交通。定時・定路線のバス運行に対して、利用者から予約を受けて、定められた乗降場所から定められた目的地までを乗合により運行する交通システム。「よどりタクシー」は大淀町のデマンド型乗合タクシーの愛称。

* バリアフリー

障がいのある方や高齢者など、いわゆる社会的弱者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを取り除くこと。もともとは住宅建築用語で、段差などの物理的障壁を除去することであるが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

関連する主な SDGs



地域公共交通の利用促進や地域の実情に応じた公共交通体系の構築を通じて、移動手段の充実に寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町橋梁個別施設計画〔計画期間：令和元年度～令和 5 年度〕
- 大淀町トンネル個別施設計画〔計画期間：令和元年度～令和 10 年度〕
- 大淀町道路施設長寿命化修繕計画〔計画期間：令和元年度～令和 10 年度〕
- 大淀町橋梁長寿命化修繕計画〔計画期間：令和元年度～令和 10 年度〕

主要施策

(1) 道路交通体系の整備と維持管理

- 高規格・地域高規格道路
京奈和自動車道の早期の全面開通を、県や関係市町村などとともに継続して要請します。
- 幹線道路
国道 169 号は、御所～高取間のバイパス整備の早期完成など、一層の利便性の向上を積極的に要請します。また、国道 169 号、国道 309 号、国道 370 号も含め、幅員が狭い区間の解消や歩道設置など、より安全でよりスムーズな道路交通の確保を積極的に要請します。
- 補助幹線道路
県道の改良整備（歩道の設置・交差点改良など）により、町内各地域における安心して安全な道路整備の実施を積極的に要望していきます。
町主要道路については、町内各地域における諸活動の中心となるため、県道に準じた走行性の高い道路として、地域の実情に応じた改良・整備に努めます。
- 生活道路
町道の整備については、地域住民のニーズや各地域での道路網に対する総点検の実施結果等をふまえ検討を図りながら、町全体の道路整備にかかる優先順位を定めて、計画的な改良・舗装整備を図ります。

●歩行者道路

あんしん歩行エリア(*)内の歩道整備・改修を実施するとともに、その他の道路においても、歩行者交通の多い道路等を中心に、防犯灯の設置やバリアフリー(*p90)化などによる子どもや妊婦、高齢者、障がい者などが安全で安心して移動できるよう円滑な通行への配慮に努めます。

(2) 交通ネットワークの充実

計画的なまちづくりを行うため、公共交通機関をはじめ関係者が参加する大淀町地域公共交通会議において、町のめざすまちづくりの将来像とともにその中で公共交通が果たすべき役割を明確化し、公共交通事業における現状の問題、課題と解決のための取り組み方針を定めた、地域公共交通計画を策定します。

また、当該計画に基づき、本町を形成する公共交通網がより効果的・効率的に活用されるために、同会議において検討・協議を図り、公共交通の利用促進や地域の実情に応じた公共交通体系の構築に努めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
道路における歩道設置率	11.3%	12%
よどりバス利用者数	42,338人/年 (令和元年度)	43,000人/年
よどりタクシー利用者数	4,714人/年 (令和元年度)	4,800人/年



* あんしん歩行エリア:

歩行者および自転車利用者の安全な通行を確保するために、総合的な交通安全対策が必要として指定されたエリア。

3. 住宅・市街地整備

現状と課題

本町では、昭和 50 年代以降、住宅団地の開発が行われ、様々な地域から多くの住民の転入を受け入れてきましたが、経済や社会情勢の変化により、町外からの人口の流入は伸び悩み、市街地内においてもまだまだ多くの空き宅地等がある状況です。また、空き家に関する相談が増加しています。適正な管理がされていない空き家は、防災や衛生面等、様々な問題があり、空き家の発生防止も含め対策が必要です。空き地や空き家を資源ととらえて利活用を進めるために、居住環境の改善や町の魅力のPRを行い、定住促進を図る必要があります。

公営住宅については、令和 2 年度末現在、町営住宅 125 戸、改良住宅 225 戸を管理していますが、バリアフリー(*p90)化に課題が残され、改良住宅を中心に老朽化が進んでいます。また、入居者については、独居世帯、高齢者世帯の割合が高く、多様な年齢層で構成されるべき地域のコミュニティの形成に支障が出ています。こうした課題を克服するには計画的な住宅改修や建て替えが必要であり、地域コミュニティを重視した対策が不可欠です。将来にわたり入居者が安心して暮らせるための住宅施策が求められています。

関連する主な SDGs



11 住み続けられるまちづくりを
バリアフリー化等の改善を進めることで、高齢者、障がい者が安心して暮らせるまちづくりに寄与する。



12 つくる責任 つかう責任
空き家対策を進めることで、居住環境の改善や定住促進に寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町空家等対策計画〔計画期間：令和元年度～令和 5 年度〕
- 大淀町橋梁個別施設計画〔計画期間：令和元年度～令和 5 年度〕
- 大淀町トンネル個別施設計画〔計画期間：令和元年度～令和 10 年度〕
- 大淀町道路施設長寿命化修繕計画〔計画期間：令和元年度～令和 10 年度〕
- 大淀町橋梁長寿命化修繕計画〔計画期間：令和元年度～令和 10 年度〕

主要施策

(1) 住環境の提供と支援

- 公営住宅等の改善と活用

高齢者、障がい者が安心して暮らせるためバリアフリー化等の改善を進めます。また、住宅の一部について所

得制限を緩和することにより、若者世帯の入居を促進するなど、地域コミュニティ活性化や移住定住の促進を図る住宅としての活用を検討します。

●空き家対策と活用の推進

大淀町空き家等対策計画に定める「空き家の発生抑制」、「空き家の適切な管理の促進」、「地域特性に応じた空き家等およびその跡地の利活用の促進」、「所有者等、行政、地域その他の団体・事業者等の協働」の4つの基本方針のもと、空き家対策を進めます。

(2) 秩序あるまちづくりの誘導

宅地などの開発については、自然環境との調和、良好な住環境の形成のため、今後も適切な指導を行います。また、地域の実情に合わせた都市計画の内容変更等についても適宜検討を行います。

(3) 移住・定住の促進

移住・ニ地域居住の誘導として、パンフレットやPR動画などの活用、イベントへの参加等を通して、本町の持つ住環境の良さや魅力を積極的に情報発信し、定住促進を進めます。また、町内不動産業者等とも連携し、物件情報の把握やPR等に努めます。

広域的な取り組みとして、吉野地域の人口を維持することを目的に、奈良県が主導する奥大和移住・定住連携協議会への参加により、吉野地域全体として地域の魅力の発信を行い、定住促進を進めていきます。

(4) 良好な住環境にかかる社会基盤整備

まちの生活住環境を支える社会基盤（道路、トンネル、橋梁、下排水路、上下水道など）について、計画的・効率的に整備を進めるとともに、定期的な点検を実施しながら適正な維持管理に努め、予防保全を前提とした、機能維持・老朽化対策・長寿命化を図ります。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
空き家率	20.36%	20.36%
空き家バンクマッチング件数	3件	51件
空き家バンク新規登録件数	18件	80件
団地世帯数(福神・北野・南大和・吉野平)	2,870世帯	2,930世帯
判定レベルⅢの橋梁数	9基	0基

4. 環境保全と環境美化、景観・緑化

現状と課題

本町は、町域の南側に吉野川が流れ、北部一帯は竜門山地に属する豊かな森林が広がっています。吉野川周辺は県立吉野川津風呂湖自然公園区域に指定されています。こうした水と緑に囲まれた本町においては、環境保全は身近で大切な問題としてとらえられ、地域住民の景観に対する意識は高く、近年では空き地の草刈の不備や耕作放棄地の増加による景観・環境悪化を懸念する声があります。

環境保全においては、ごみの分別収集や3R(リデュース・リユース・リサイクル)の促進、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及促進等の取り組みにより、良好な生活環境の維持に努めています。加えて、環境美化は、各地区の地域住民や各区自治会等の積極的な美化活動により、良好な状態が保たれています。今後においても、こうした自発的な活動を支援することが行政に求められています。一方、人目に付きにくい場所や山間地等における不法投棄は後を絶たず、住民と行政が一体となった不法投棄抑制の環境づくりが必要になっています。

また、都市計画法に基づく地区計画制度を福神地区において導入し、良好な環境の住宅地を維持しています。奈良県景観条例、奈良県屋外広告物条例に基づく事務を行い、一定規模以上の建物や看板については当該条例を遵守するよう指導し、地域の景観と美化を保っています。

森林や河川の保全とともに、田園環境の保全への取り組みも必要です。吉野川流域の豊かな水環境を保全し創出していくためには、自然環境保全、水環境保全の広報・啓発、水源地保護の調査研究などについて、広域的な連携を図りながら一体的な総合施策推進を協力して行うことが必要です。

関連する主な SDGs

 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>啓発活動やごみの分別指導などの環境に配慮した施策を推進することで、資源循環型社会の実現に寄与する。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>再生可能エネルギーの活用など温暖化対策に関する施策を推進することで、脱炭素社会の実現に寄与する。</p>
 <p>14 海の豊かさ を守ろう</p>	<p>生活雑排水の適切な処理や河川の水質検査を定期的実施することで、水質保全に寄与する。</p>
 <p>15 陸の豊かさ を守ろう</p>	<p>放置森林の解消や里山づくりの支援を行うことで、森林の持つ水源涵養や生物多様性といった公益的機能の維持増進に寄与する。</p>

(1) 自然等の環境保全と地球温暖化対策

資源循環型社会の実現に向けての啓発活動、ごみの分別指導などの環境に配慮した施策を進めます。また、吉野川流域の市町村と連携を図りながら、流域の豊かな森林や水といった自然環境の保全・創出に向けた取り組みを進めます。

地球環境保全の観点から、地域住民や企業とともに再生可能エネルギー(*p34)の効果的な活用を図ります。

地球温暖化対策として、令和32(2050)年に脱炭素社会(カーボンニュートラル)(*p77)をめざす国の方針に基づき、本町でも温暖化対策に関する施策を推進し、脱炭素社会の実現をめざします。

水質保全として、合併処理浄化槽の設置促進等により生活雑排水の適切な処理を図ります。また、河川の水質検査を定期的実施するとともに、ゴルフ場からの排水に関しては、ゴルフ場による自主検査を継続して促進するなど、継続的な監視・指導を図ります。

(2) 公害等の未然防止

公害については、家庭等での野焼き等も含めて、国、県、警察などの関係機関等とも連携を図りつつ、あらゆる公害の防止に努めます。

ごみの不法投棄に対しては、定期的なパトロール、効果的な対策物品の設置や取り締まりなどを、警察や地域住民とも連携して実施し、地域全体でその防止に努めます。

(3) 環境美化と景観保全

●環境美化・景観づくりの推進

親切・美化県民運動、吉野川マナーアップキャンペーン、環境美化吉野川フェステ、地域の環境美化活動に対するごみ袋の配布などを継続しながら、環境美化に対する意識の啓発を推進します。

森林の持つ水源涵養や生物多様性といった公益的機能の維持増進を図るため、放置森林の解消に努めるとともに、里山づくりなどの地域が主体となった活動を支援します。

●景観保全制度と公共空間の修景緑化

地区計画制度、景観条例、屋外広告物条例の趣旨とルールを、奈良県とともに広報や啓発に努めます。

違反広告物に対する定期的なパトロールと除去に努めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
地球温暖化対策実施計画(事務事業編)の策定	未策定	策定
公用車における電気自動車の保有台数	1 台	3 台
環境保全活動に伴うゴミ袋配布数	7,410 袋/年	7,660 袋/年



5. 公園・緑地

現状と課題

本町には、令和2年度末現在で都市公園92箇所と住宅開発等に伴い設置されたその他の公園・緑地があります。吉野川の河川敷にあるリバーパークおおよどは豊かな親水空間として人々に親しまれており、住宅開発にあわせて整備した福神中央公園は、広場や遊具が充実し、住民だけでなく遠方からも利用者が訪れています。

公園・緑地の維持・管理については、除草等の日常管理を地元住民にお願いし、遊具等の安全点検や修繕、樹木の伐採等を町が行うことを基本としていますが、規模の大きい公園・緑地等、地元区での管理が難しい公園・緑地は、町で維持管理をしています。また、遊具等の安全点検については年1回実施し、順次修繕を行っています。

老朽化している公園施設が多数あり、更新の時期にきています。緑地については、開発時から整備を行っていないところが多く、本格的な整備が急務となっており、計画的に整備を行う必要があります。

人口減少や少子高齢化により利用頻度が減少している公園数が増加していること、また、地元住民の協力による公園・緑地の日常管理が現在の規模では困難になる見込みであることなどから、公園・緑地のあり方を検討する必要があります。

関連する主なSDGs



地域に適した公園・緑地の整備を行うことで、住民が親しみやすい憩いの場づくりに寄与する。



地元住民と協力しながら公園・緑地を適切に維持・管理することで、利用者の安全確保と公園施設の長寿命化に寄与する。

主要施策

(1) 公園・緑地の整備・充実

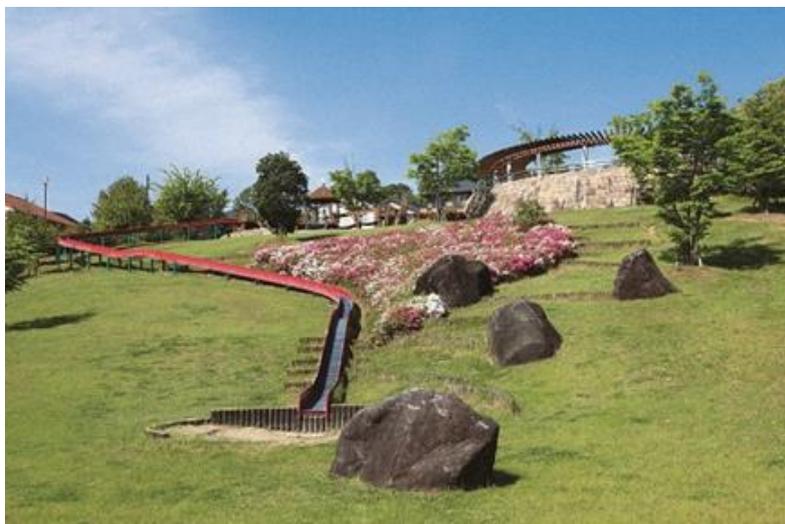
人口減少や少子高齢化により公園・緑地に対する住民ニーズや利用度が変化している中で、住民が親しみやすい憩いの場として活用できるように、地域に適した公園・緑地の整備に努めます。

(2) 維持・管理体制の確立

公園・緑地を適切に維持・管理するために、地元住民の協力を得て清掃や草刈りを行います。また、公園遊具等については、定期的な点検等により現状を把握しながら計画的な撤去・改修など適切な対処に努め、利用者の安全確保と公園施設の長寿命化を図ります。

成果指標

指標名	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
公園長寿命化計画の策定	未策定	策定



6. 上下水道

現状と課題

<上水道>

本町の上水道は、住宅団地の開発とともに整備事業を進めながら、老朽化した水道管の更新にあたっては公共下水道の整備事業とともに実施し、費用の削減を図る他、管路情報のシステム化を進め、効率的な運営に努めています。

水道料金については、人口減少等により今後の水需要の低迷が避けられない情勢から、平成 28 年 4 月に、今後の情勢に適応し、収益を確保できる料金制度を構築することを趣旨として料金改定を行いました。依然として奈良県でも最も低い水準の水道料金を維持しています。

また、安全な水を供給し続けるため、水質管理については、奈良広域水質検査センター組合に委託して検査を実施しており、水質検査結果などを町ホームページで公表しています。今後も情報提供をしながら、引き続き安全で安心、おいしい水の供給に取り組めます。

<下水道>

本町では、快適な生活環境の実現、公共水域の汚濁防止及び公衆衛生の向上、ひいては吉野川を中心とする自然環境を保全していくために、公共下水道と合併処理浄化槽を併用して適切な生活排水処理と水環境の改善に努めています。

しかし、今後は市街地から家屋が点在した地域の整備を進めていくことになることから、住民の理解と協力を得ながら、費用対効果を十分考慮の上、合併処理浄化槽事業との役割分担も視野に入れ、整備計画の見直しを図っていく必要があります。

関連する主な SDGs



水道施設の計画的な整備改修や料金の適宜見直しを行うことで、安全な水を供給し続けることに寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町水道ビジョン〔計画期間：平成 26 年度～令和 5 年度〕
- 大淀町上下水道経営戦略〔計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度〕
- 循環型社会形成推進地域計画〔計画期間：平成 28 年度～令和 4 年度〕
- 一般廃棄物処理基本計画〔計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度〕

(1) 上水道の運営

●健全な経営の継続

平成 29 年度に策定した中長期的な経営の基本計画である経営戦略に基づき、水道施設について計画的な整備改修を行うとともに、今後の水需要に適應できるように料金についても適時に見直しを行い、良好な運営を継続します。

現在委託している浄水施設等運転管理業務について、料金徴収や検針業務も含めた包括的委託による一層の事務効率化及び費用削減を検討します。

●計画的な施設の整備・充実

経営戦略に基づき、配水管や送水管等の老朽化に伴う改修等を円滑に進めるとともに財源の確保に努め、安全・安心でおいしい水の安定供給ができるよう、施設の維持・改善を図ります。

平成 30 年度より県内 28 市町村及び県により構成される県域水道一体化検討会において、水道事業の広域化について検討・協議が進められた後、更に検討・協議を深めることを目的として、令和 3 年 8 月に、県内 27 市町村・県・奈良広域水質検査センター組合により構成される奈良県広域水道企業団設立準備協議会が発足しました。今後、広域化が町民にとって安心・安全・安価な水道を担保できるものであるかどうかを見極めるため、検討・協議を進めていきます。

●水源確保と水質管理による良質な上水の安定供給

水源については、平成 30 年 4 月 1 日に安定水利権を取得し、水源の安定的な確保に努めました。また、水質管理については、水道法に基づく水質検査に加え、水源の状況に応じたモニタリングを適時行い、ホームページ等を活用し、現状の情報提供体制を継続します。



(2) 下水道の運営

●健全な経営の確立

平成 29 年度に策定した中長期的な経営の基本計画である経営戦略に基づき、効果的な事業推進と経営の健全化を図ります。

●計画的な下水道事業の推進

下水道全体の整備計画については、20～30 年の長期的なスパンに加え、合併処理浄化槽等早期に整備できる手法との比較を行い、10 年程度の中期的なスパンにおける整備区域の見直しを図ります。

水洗便所改造助成金に加えて下水道接続に伴う浄化槽撤去補助を実施するなど各戸の水洗化の促進を図ります。

●下水道施設の適切な維持管理

下水道施設については、整備時期や耐用年数等を考慮し、ストックマネジメント(*)計画の策定を検討するなど適切な維持管理を図ります。

●合併処理浄化槽の設置促進と適切な利用の啓発

合併処理浄化槽については、合併処理浄化槽の設置にかかる単独処理浄化槽撤去補助に加え、高度処理型合併処理浄化槽の設置費用に対しても補助を行うこと等により、設置の促進を図ります。また、設置後の維持管理に対する指導体制について、関係行政機関と連携・協力し、良好な生活環境の維持に努めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
おいしい水の供給日数	100%	100%
有収率(上水道)	88.68%	86.5%
管路耐震化率(上水道)	5.4%	10%
経常収支比率(*p18)(上水道)	108.6%	100%以上
浄化槽設置整備基数	34 基 (平成 28 年度～令和 2 年度)	75 基 (令和 3 年度～令和 7 年度)
下水道普及率	90.1%	90%
水洗化率	87.2%	90%
経費回収率(下水道)	94.9%	100%

* スtockマネジメント:

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行った上で施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体の管理を最適化するもの。

7. 廃棄物処理等

現状と課題

<ごみ処理>

家庭ごみは、町指定の有料ごみ袋にて、可燃物・不燃物・資源(2種類)・粗大ごみの5分別を行って収集し、本町と黒滝村・天川村・下市町で構成する「南和広域衛生組合」の南和広域美化センターで共同処理事業を実施しています。南和広域美化センターの操業期限は令和6年3月までとなっています。

この操業期限以降のごみ処理を行うための新たな処理施設を建設するために近隣町村(下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村)と「さくら広域環境衛生組合」を組織し、現在、令和5年度中の施設稼働をめざして建設事業が進捗しています。今後も、資源循環型社会の構築をめざし、住民意識の高揚を図りながら、ごみの減量化と再資源化、適切な処理を進める必要があります。

また、大規模災害時に発生が想定される大量の災害廃棄物への対策も必要になっています。

<し尿処理>

し尿処理は、許可制の民間業者により汲み取り・収集業務を、最終処分は、下市町紫水苑にし尿等の処理を委託し、処理をしています。公共下水道事業が進捗するに伴って、し尿の総排出量は減少していますが、引き続き円滑な収集業務の維持が必要です。

関連する主なSDGs



3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する情報発信を行うことで、資源循環型社会の実現に寄与する。



近隣町村と連携してごみ処理を行うことで、ごみ処理の効率的な推進に寄与する。

関連する主な町の計画

- 一般廃棄物処理基本計画
〔計画期間:平成30年度~令和9年度〕
- 循環型社会形成推進地域計画
〔計画期間:平成28年度~令和4年度〕



主要施策

(1) ごみ収集・処理体制の充実

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量化・再資源化を促進するために、住民、事業者及び行政の役割と責務を明確にし、協力・連携を図りながら施策を講じます。

ごみ収集は、安定してごみ収集が継続できるようにごみ収集車等の計画的な管理を図ります。ごみ処理は、南和広域衛生組合からさくら広域環境衛生組合へ円滑にごみ処理が引き継がれるよう事業の効率的な推進を図ります。

一般廃棄物最終処分場については、適正管理を継続しながら、延命化を勘案し埋立完了部分の安定化のための整備工事の検討を図ります。

また、大規模災害に伴い発生が想定される大量の災害廃棄物について、処理が円滑に進むよう災害廃棄物処理計画を策定しその対策を図ります。

(2) ごみの再資源化・減量化の促進(3R運動)

住民や事業者等に対して、3R(不用品の、排出抑制(Reduce リデュース)・再利用(Reuse リユース)・再生利用(Recycle リサイクル))の方法や重要性、効果等について様々な手法を用いて情報発信を行い、資源循環型社会に向けての啓発を促進します。

分別収集の一層の徹底により、リサイクルと収集・処理業務の効率化を図るとともに、地域での美化活動等、住民や事業者の自主的な活動を支援します。

(3) し尿収集・処理体制の充実

一般廃棄物処理基本計画に基づき、生活排水対策を進め、し尿収集・処理体制の維持を図ります。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
町民一人あたりの家庭系可燃ごみ排出量	514g/日	404g/日
災害廃棄物処理計画の策定	未策定	策定
ごみの再資源化(リサイクル)率	15.5%	20.9%
収集量(し尿)	1,668kl/年	1,351kl/年
収集量(汚泥)	2,730kl/年	2,840kl/年

8. 斎場・墓地

現状と課題

町営斎場については、運営を民間委託しています。現施設は昭和 58 年に建設され、老朽化が目立つようになっていますが、毎年計画的に設備の更新改修を行い、長寿命化を図っています。町営斎場は住民生活に必要な不可欠な施設であることから、今後も適切な維持管理が必要です。

公園墓地については、1,100 区画を整備しており、令和 2 年度末現在で 294 区画の空きがある状況です。墓地区画の維持管理は使用者自らが行うこととしていますが、管理の行き届いていない区画も散見されます。原因としては、使用者の未承継等が考えられることから、使用承継等の啓発を行っていく必要があります。

関連する主な SDGs



運営は民間委託を継続し、設備の計画的な修繕更新を実施することで、適切な維持管理に寄与する。

主要施策

(1) 斎場の適切な管理運営

斎場運営については民間委託を継続し、設備の計画的な修繕更新を実施しながら、円滑な業務体制を維持します。



(2) 墓地の確保と適切な維持管理

公園墓地については、需給状況をふまえながら空き区画の利用促進を図ります。

管理不全の区画については、使用者に対する注意喚起をしながら、適正な管理に努めるとともに、承継手続き等の周知を図ります。

成果指標

指標名	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
斎場施設利用に関する苦情件数	3 件/年	0 件/年

9. 消防・防災

現状と課題

<消防>

本町の消防体制は、奈良県内 37 市町村で構成する奈良県広域消防組合による常備消防と、本町消防団による非常備消防により構成しています。火災等の有事に対して消防組合と消防団との情報伝達の迅速化、また連携の強化により消防力の維持向上を進める必要があります。

消防団は、団員の高齢化、若年層人口の減少等により団員を確保することが年々難しい状況となっています。平成 28 年 7 月から女性消防団員の入団を行っていますが、さらなる消防団の発展充実のためには、様々な取り組みが必要です。

消防施設（分団詰所）及び設備（防火水槽または耐震性貯水槽、消防車両等）については、老朽化等により機能が低下した場合は改修等を進め、より一層の機能向上を図ることが重要です。

<救急>

救急出動体制についても奈良県広域消防組合で行っており、今後も適切な対応を図ることが必要です。

<防災>

近年、地震や台風などによる大規模な災害が各地で発生しています。本町は東西に千股断層が横断し中央構造線断層帯に隣接しており地震発生時には大きな被害が及ぶ恐れがあること、また、南側を流れる吉野川の氾濫による洪水や中山間地帯における豪雨災害の発生などが懸念されます。このため、住民の防災意識は一層高まるとともに、地域として災害に強いまちづくりが求められています。

こうした中、「大淀町地域防災計画」の改訂を令和 2 年度に行い、「地震・洪水ハザードマップ」の全戸配布、各種事業所との災害時の応援協定の締結などを進めています。さらに、地区ごとの自主防災組織の結成を促進し、令和 2 年度末現在で 44 団体が組織化されています。

今後も、防災訓練や避難場所の周知徹底、防災行政無線の整備、急傾斜地崩壊対策事業や砂防公園の整備、公共施設の耐震化などを進めていく必要があります。

関連する主な SDGs



危機管理体制の充実を図ることで、大規模災害時等における迅速かつ確実な対応に寄与する。



耐震診断の必要性や耐震補強の実施等と呼びかけることにより、地震に強いまちづくりに寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町地域防災計画
- 大淀町国民保護計画

主要施策

(1) 防災体制の充実

- 地域防災計画に基づく効果的な対策の推進

防災対策は、社会情勢の変化等を適切に判断し、適宜見直しを図りながら、地域防災計画に基づいて地域住民の参画による避難路や危険箇所の総点検の実施などを効果的に推進します。

- 防災意識の高揚と地域防災力の向上

本町で想定される災害の特性や災害時における対処方法、避難場所や危険箇所等の情報提供並びに防災訓練の実施等を進め、住民への防災意識の啓発や知識の普及を図ります。

- 災害時における防災体制の整備

地域防災計画をもとに、一層の災害予防と被害の軽減を図るための応急対策の実施体制を整えて、あらゆる災害に対して安全・安心なまちづくりを進めます。また、奈良県広域消防組合、大淀町消防団、自主防災組織、住民、国や県、周辺市町村、関係機関との連携や相互の連絡・支援体制を強化し、総合的な防災体制の構築を図ります。

災害時のエネルギー供給について、再生可能エネルギー(*p34)を活用した電力供給システムを構築するなど安心のまちづくりをめざします。

- 防災対策等の推進

奈良県広域消防組合や消防団等の防災関係機関と連携し、住民の防災意識及び知識の向上、自主防災組織の育成強化を図ります。また、このような団体と連携し災害時における要配慮者の安全確保及び避難所での感染症対策に努めます。



●耐震化の推進

耐震化が必要な公共施設については、優先順位を明確にしながらか耐震化に努めます。

住宅や事業所等の耐震化については、広報やあらかしテレビ、ホームページ等での耐震診断の必要性や耐震補強の実施等と呼びかけ、木造住宅への耐震診断・耐震改修費補助を行って、地震に強いまちづくりを進めます。

●治山・治水対策の充実

無秩序な開発の抑制、健全な森林の育成とともに、危険箇所の実態把握と定期的なパトロール、水害を事前防止するため河川の堆積土砂の除去、急傾斜地崩壊対策等を関係機関等に積極的に要請しながら、適宜、見直しを図り継続して進めます。

(2) 消防・救急体制の充実

常備消防については、奈良県広域消防組合と連携の強化を図り体制を維持します。

非常備消防については、消防団員の確保、常備消防との連携強化を図るとともに、消防施設・設備の機能の維持に努めます。

消防水利（耐震性貯水槽や消火栓）の整備を進め、拡充を図ります。

また、救急体制については、奈良県広域消防組合及び奈良県ドクターヘリとの体制を維持しつつ、南奈良総合医療センターをはじめ、近隣市町村等の医療機関との連携により、救急体制の充実を図ります。

(3) 危機管理体制の充実

大規模災害時等における対応を迅速かつ確実にを行うため、BCP(業務継続計画)(*)の策定等、危機管理体制の充実を図ります。また、武力攻撃事態等に備えて、大淀町国民保護計画に基づき住民の安全確保に万全を期するよう努めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
防災訓練実施回数	1回/年	1回/年
消防団員充足率	89%	100%
女性消防団員充足率	64%	100%

* BCP(業務継続計画)：

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画。

10. 防犯・交通安全

現状と課題

<防犯>

本町においても、安全・安心なまちづくりに具体的に取り組んでいますが、近年、子どもを対象とした犯罪や高齢者に対する詐欺事件が増加しています。学校・PTA・地域の連携を一層深め、子どもを守る効果的な活動を行うことが求められています。

また、高齢化が進み一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加していることから、振り込め詐欺などの犯罪に巻き込まれやすい状況です。地域が地域を守る環境づくりの推進が必要です。

<交通>

本町は、国道等の交通量も多く吉野警察署管内での事故件数の大半を占めており、高齢者の交通事故の割合が非常に多い状況です。そのため、交通対策協議会を中心に交通事故が発生する恐れのある危険箇所を把握し道路環境の整備を行うとともに、令和2年度には「横断歩行者保護宣言」を行い、横断歩行者保護宣言事業所に加え、子どもや高齢者に対する交通安全意識の高揚と啓発に努めています。

交通安全対策を進める上では、安全な道づくりが重要であり、市街地の中心部となる下淵・松垣本地区ではあんしん歩行エリア(*p92)を設けて重点的な整備を進めています。今後も、国や県にも要請しつつ、道路改良や歩道整備などを進める必要があります。

また、ガードレールやカーブミラー、白線、道路照明等の交通安全施設は、地域からの要望箇所を中心に整備しています。しかし、要望が多く対応しきれないこともあり、基準を設けるなど、より効果的な設置が必要となっています。

関連する主な SDGs

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	法律相談、交通事故相談、消費生活相談の開設・周知を行うことで、住民が安心して暮らせる社会の実現に寄与する。
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	防犯情報や不審者情報のメール配信や、子どもたちの見守り体制の充実などを行うことにより、犯罪のないまちづくりに寄与する。



主要施策

(1) 犯罪のないまちづくりの推進

吉野警察署と連携し町内の防犯情報や不審者情報をメール配信サービス、あらかしテレビや防災行政無線により発信を行い、安全を呼びかけます。また、区、学校、警察等と連携を一層深め住民を守る体制を推進します。

子どもたちの安全確保のための見守り体制については、子ども110番の家の拡充、PTAを中心とした活動体制の強化、登下校時における地域住民の協力などにより、特に重要な施策として一層の充実を促進します。

また、通学時の安全を確保するため、子どもたちに防犯ブザーを配布するほか、警察や関係機関と連携しながら、防犯教育の充実を図ります。

省エネルギー・省電力のLED(*)防犯灯の設置を促進し、地球温暖化対策及び犯罪被害の未然防止に資するために、区が行う防犯灯設置に対する補助を行います。

(2) 交通安全対策の推進

ガードレールやカーブミラー、白線、道路照明などの交通安全施設は、住民参加のもとに定期的に総点検を実施して危険箇所の徹底把握を図り、県や警察と協議の上、緊急性や必要性の高い箇所から整備を進めます。また、町内の道路における危険箇所を住民、警察等とも連携の上、改良・整備を促進します。

警察との連携や各種団体等との協力を行いながら、住民向けの交通安全教育を実施します。また、交通安全講座を幼稚園や学校、高齢者学級等において開催します。

(3) 消費者行政の推進

住民が安心して暮らせる社会をめざして、法律相談、交通事故相談、消費生活相談を引き続き開設するとともに、さらなる周知を行います。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	45件/年	0件/年
交通事故(人身事故)発生件数	35件/年	0件/年
交通事故死亡者数	0人/年	0人/年
無料交通事故相談件数	2件/年	10件/年
消費者相談件数	2件/年	10件/年
無料法律相談件数	23件/年	30件/年

* LED:

発光ダイオード(Light Emitting Diode)の略で、電気を流すと発光する半導体の一種。省エネ・長寿命などメリットが多く環境保護・地球温暖化防止の観点から活用が期待される。

<人権・教育・文化 分野>

4.うるおいある人間性豊かなまちづくりのために

- ◆ 1.人権の尊重
- ◆ 2.男女共同参画
- ◆ 3.学校教育
- ◆ 4.就学前教育
- ◆ 5.生涯学習・生涯スポーツ
- ◆ 6.歴史・文化・芸術

1. 人権の尊重

現状と課題

人権は、すべての人にとって侵されることのない最も基本的な権利であり、人権尊重はすべての施策の基盤です。本町では、「大淀町人権擁護に関する条例」を制定し、人権啓発・人権教育の推進に努めるとともに、大淀町人権のまちづくり運動推進協議会等の関係機関・団体等と連携し、すべての人の人権が大切にされる「人権のまち」づくりを進めています。

現在、人権啓発活動推進本部を軸に広報紙等を活用した啓発活動や差別をなくす強調月間中の「差別をなくす町民集会」、街頭啓発などにより差別を許さないという社会的雰囲気づくりを進めています。また、学校における人権教育推進はもとより社会教育の場でも、各種人権学習会や子ども人権学習支援事業、識字学級、人権フェスティバルなどの取り組みを実施しています。さらに人権啓発と連携する取り組みとして「社会を明るくする運動」を展開し、警察、保護司会等との連携で、犯罪の防止と罪を犯した方の更生について住民の理解と協力を求めています。

こうした長期にわたる人権啓発・人権教育の取り組みによって、住民の人権意識は確実に高まってきました。しかしながら一方で、人を貶め、その尊厳を奪う差別や偏見が根強く存在しているのも現実です。こうした課題を克服し、住民が安心して暮らせる「人権のまち大淀」をめざすため、今後とも住民一人ひとりが人権を自分自身のこととして捉えることのできるきめ細かな啓発・教育活動が求められています。

なお、地域住民の人権相談窓口として、また交流の場として設置している桜ヶ丘総合センター・旭ヶ丘総合センターについては、住民の利用が少なくなっています。今後、両施設の活用のあり方が課題となっています。

関連する主な SDGs



人権啓発・人権教育を行うことで、人権確立と差別のない社会の実現に寄与する。



主要施策

(1) 人権を基本に据えた行政施策の推進

すべての行政施策を人権の視点からとらえて、行政総体として人権施策を推し進め、人権尊重を責務とする職員の人権感覚を身につける研修等に努めます。

また、住民の人権意識・人権感覚の高揚と、互いに尊重しあい支えあう「人権尊重のまちづくり」に向けた取り組みを進めます。

(2) 人権啓発・人権教育の推進と充実

人権確立と差別のない社会をめざし、人権啓発・人権教育に努め、大淀町人権のまちづくり運動推進協議会等、人権確立をめざす機関・団体との確かな連携により、人権のまちづくりを進めます。

また、すべての地域住民が犯罪の防止と過ちを犯した人の更生保護についての正しい理解を深めるため、社会を明るくする運動事業を実施し、支えあって生きる社会の機運醸成を図ります。

(3) 学校における人権教育の推進と充実

子どもたちの発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切に教育の充実を図ります。

教職員にあっては、各種研修など、自身の人権感覚を高め、学校等における人権教育のあり方や指導方法を研究し、その成果を学校等の学校教育につなげ、子どもたちのなかまづくりや人権教育に努めます。

(4) 人権問題に関する相談・支援体制の充実と連携

県内関係機関・団体との連携で人権相談窓口を充実させるとともに、相談員の資質向上を図り、人権が尊重され住民が安心して暮らせる相談・支援体制の強化に努めます。

(5) 人権施策拠点施設の活用

桜ヶ丘総合センターについては人権、住民交流、福祉の拠点施設として、また、旭ヶ丘総合センターについては東部地域の総合的な拠点施設として、その活用を進めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
職員人権研修会等参加者数	15人/年	280人/年
人権団体の研究大会等への参加	14回/年(令和元年度)	15回/年
人権フェスティバル参加者数	600人/年(令和元年度)	600人/年
差別をなくす町民集会参加者数	650人/年(令和元年度)	650人/年
社会を明るくする運動の周知数	900人/年(令和元年度)	1,200人/年
人権問題等の相談件数	0件/年	0件/年

2. 男女共同参画

現状と課題

性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場において解決すべき課題が残されています。また、性に基づく被害や差別も存在しています。町民ニーズ調査においても、男女共同参画に関する現状の満足度及び今後の重要度の認識も決して高くはないのが現状です。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、多様な生き方を主体的に選択することができる社会の実現に向けて、男女があらゆる分野に協働して参画し、ともに意思決定していくことができるよう、女性の参画を促進することが求められています。

このような中、本町では2箇所の町立保育所、3箇所の私立認定こども園があり、すべての施設において延長保育を実施しています。また、すべての小学校に隣接した専用の学童保育施設（プレジャーーム）を設置しており、女性が働きやすい環境づくりを推進しています。

性別に対する固定的な見方や思い込みが一人ひとりの個性に制約を与えてしまうことのないよう、男女がお互いをパートナーとして思いあい、ともに心豊かな生活を送ることができる社会の実現をめざし、関係機関・団体とも連携して諸施策を進める必要があります。

関連する主な SDGs



性差別の解消をテーマとした啓発活動や、男女共同参画計画・ガイドラインの策定を行うことで、男女共同参画社会の実現に寄与する。

主要施策

(1) 男女共同参画社会実現のための啓発

性別による固定的な役割分担意識や差別意識を払拭し、すべての人が参画しやすい社会の実現に向け、県、関係団体等とも連携しながら、様々な機会を通じて男女共同参画に関する啓発を進めます。また、性差別の解消をテーマとした啓発を実施するとともに、男女共同参画計画やガイドラインを策定します。

(2) 男女ともいきいきと働ける環境づくり

男女がともに協力して仕事と家庭を両立する環境づくりを進めるために、役場が率先して女性の登用等を進めるとともに、性別に関わらず育児休暇、介護休暇制度の活用を進めます。また、保育所、認定こども園及び学童保育施設（プレジャーーム）の運営を継続し、子育て・介護サービス等の事業の充実を図るなど、社会環境の整備に努めます。

(3) 男女平等を進める生涯学習の充実

男女の区別なく、生涯において様々な知識や実践となる行動力を身につけ、地域や社会における活躍をめざし、女性学級の実施の継続とカリキュラムの充実を図ります。

(4) まちづくりへの参画促進

審議会や委員会などへの女性の登用及び参画を進めることにより、女性視点からのまちづくりを推進します。

(5) あらゆる暴力の根絶

重大な人権侵害である女性に対する様々な形の暴力や犯罪等を未然に防止するための啓発に努めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
男女共同参画に関する啓発	未実施	実施
女性職員の管理的地位への登用	12%	30%
町男性職員の育児休業等の取得人数	0人/年	1人/年
町男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率	0%	100%
町職員の年次有給休暇平均取得日数	9.3日/年	10日/年
女性学級の開催回数	20回/年(令和元年度)	20回/年
女性登用についての指針の検討	未実施	実施
DV(*p65)(デートDV)防止啓発活動	未実施	実施



3. 学校教育

現状と課題

学校は、児童・生徒の「知育・徳育・体育」の調和を重視し、「生きる力」をはぐくむために、安全安心な学びの場でなければなりません。

小・中学校施設の保全及び機能の向上を図り、新しい時代に即応した教育環境を確保します。

また、小・中学校のすべてで給食を実施し、各校で安全・安心な給食運営を行っています。

学校教育面では、少人数指導や特別支援教育の充実を図るため、町費による講師を小・中学校に配置しています。

学校 ICT(*p47)環境として、GIGA スクール構想(*)に基づき全校の児童生徒 1 人1台の情報端末及び校内通信ネットワークを整備し、ICTに関する理解や活用能力を高める教育を推進します。また、継続して学校 ICT サポーター(*)の配置により他校との交流授業や不登校児童生徒の対応等、幅広い教育を進め、更に校務支援システムの構築を行っていきます。

国際性を育む教育を推進するため、外国人講師を招致し、小・中学校での英語指導を中心に、社会教育での英会話教室なども実施するとともに、総合的な学力向上のため、学力向上推進委員会を効果的に活用し学力向上に向けた取り組みを進めます。

また、いじめや子どもの貧困問題に関しては、関係部署が連携を強化するとともに、学校・家庭・地域が連携して取り組む必要があります。

次代を担う子どもたちがすこやかに育つためには、学校教育だけでなく家庭や地域ぐるみでの教育も重要であり、家庭教育学級などによる保護者同士の交流や地域のボランティア等を通じて、地域に根ざした学校づくりのために家庭教育や社会教育とのより一層の連携が求められています。

関連する主な SDGs

	栄養バランスを考慮した安全でおいしい給食をすべての小・中学校で提供することで、子どもたちの成長に寄与する。
	学校教育施設の維持・改修、児童・生徒の個性を伸ばす教育の充実、教職員の資質向上などを行うことで、児童・生徒に質の高い学校教育を提供することに寄与する。

* GIGA スクール構想:

義務教育を受ける児童生徒のために、1 人 1 台の学習者用 PC と高速ネットワーク環境などを整備する文部科学省が進めている構想。

* 学校ICTサポーター

パソコンを使用した授業 (ICT(情報通信技術)学習)の支援や、教員の活用指導力の向上や指導計画書などの作成に関する相談・助言を行い、学校における効果的な ICT の利活用を援助する役割。

関連する主な町の計画

- 大淀町教育大綱〔計画期間：令和4年度～令和8年度〕

主要施策

(1) 教育環境の充実

多様化する教育内容に対応させるため、学校教育施設の維持・改修、情報教育設備等の充実を図り、児童・生徒が心のゆとりをもてる教育環境の整備に努めます。

また、既に複数の学年で単学級が生じている現状及び将来の本町の人口減少を予測し、より良好な教育環境の構築をめざし小学校の適正な規模と配置の検討を進めます。

(2) 教育内容の充実

子どもたちの「確かな学力」を確立するとともに「豊かな心」・「健やかな体」の育成をめざして、基礎学力の向上と問題解決能力を育む学習の推進を図るとともに、体験を重視した多様な学習活動を通じて、児童・生徒の個性を伸ばす教育の充実に努めます。

また、将来を担う人づくりとして、郷土を愛する心を育てるとともに、心の教育の充実や福祉・環境教育の推進等により道徳性の養成に努めます。さらに、体力の向上と心身の健康の保持増進を図るとともに、適正な衛生管理のもとで栄養バランスを考慮した安全でおいしい給食、そして、食物アレルギーに対応した給食を提供します。また、学校給食を生きた教材として活用し、各家庭と連携して正しい食生活と食習慣を身につけるための食育を推進し、旬の食材や地場産物を採用した学校給食の充実を図ります。

町費支弁講師、外国人講師、学校 ICT サポーター(*p116)の配置や、教職員の資質向上のための研修活動を継続し、少人数指導や教科担任制等、よりきめ細かくて質の高い教育を維持します。

障がいにより支援が必要な児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握するため、関係機関の連携を強化するとともに、就学相談や通級指導教室等の充実を図ります。

大淀町適応指導教室「あらかし学級」の運営により、教育相談員による相談活動の体制を充実させ、家庭、学校、教育委員会、地域などの一層の連携を図り、いじめや不登校をなくし、子どもたちのこころの健康を守る体制づくりを継続します。

(3) 地域に根ざした学校運営

地域とともにある学校づくりをめざす「大淀町学校地域パートナーシップ事業」を継続し、子どもたちの登下校時の見守り体制、様々な学習支援、教育環境の整備等、地域の力を学校運営に活かします。また、地域の方々の意見を幅広く聞くために、学校評議員制度の活用や学校公開など、地域に開かれた学校づくりを推進します。

小・中学校を地域コミュニティの拠点として有効に活用していくため、運動場や体育館などの施設の開放を継続します。

コミュニティスクール(*)化や、町立教育施設と県立奈良南高等学校や県立大淀養護学校との連携を密にし
ながら、基礎学力や総合力の向上など、相乗効果をめざします。

(4) 家庭教育事業の充実

全ての教育の出発点である家庭教育の重要性をふまえ、親(保護者)が安心して子育てできるように、親に対
する学習の機会、親同士が交流できる場の確保、また、子育てに関する情報提供を図ります。また、少子化、人間
関係の希薄化、子育て期の女性の就業率の増加等により、家庭教育学級の今後のあり方や手法の見直しを検
討する必要があります。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
タブレット端末の有効活用回数	0%	80%
学校が楽しいと感じている児童・生徒の割合 (どちらかといえばを含む)	【小学校】80%	【小学校】85%
	【中学校】70%	【中学校】75%
学校支援ボランティア登録人数	730人	750人
町家庭教育学級生数	12人/年(令和3年度)	15人/年



* コミュニティスクール

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組み。

4. 就学前教育

現状と課題

現在、本町では、公立 4 施設と私立 3 施設が互いに切磋琢磨し、就学前の教育・保育を進めています。町立の大淀東部幼稚園と大淀西部幼稚園にあつては、園児数の減少が見込まれることから、町立幼稚園及び保育所の再編を行い、認定こども園の整備を進めます。

また、幼児期の学校教育・保育の推進に関する体制の確保については、「第2期大淀町子ども・子育て支援事業計画」において、質の高い教育・保育や子育て支援等の推進、そして保幼園小連携等の取り組みの推進について方針を示し、取り組みを進めています。

さらに、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者相互の密接な連携が必要です。そのため、職員の研修や交流の場の確保に努めるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園の園児と小学生の交流の場を提供するなど、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

関連する主な SDGs



幼稚園、保育所、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業などが連携することで、質の高い教育・保育を提供することに寄与する。

関連する主な町の計画

- 第 2 期大淀町子ども・子育て支援事業計画〔計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度〕
- 大淀町教育大綱〔計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度〕

主要施策

(1) 教育環境の整備充実

令和 5 年度に大淀西部幼稚園及び大淀東部幼稚園と第一保育所を「保育所型認定こども園」として、第一保育所に再編します。

また、令和 7 年度開園を目標に第一保育所とおおぞら保育所を再編のうえ、旧大淀病院跡地に新たな「保育所型認定こども園」を整備します。

(2) 教育内容の充実

就学前教育（幼児教育）は、人間形成の基礎を培う重要な時期であり、子どもたち一人ひとりの可能性を大切に、個性を伸ばす取り組みが必要です。官民連携を図りながら、職員の研修会等を開催するとともに、家庭や地域と協力して幼児教育の推進を図ります。

また、子どもたちのコミュニケーション能力を育てていくために、地域の特色を活かした様々な交流事業を実施していくほか、子育てのニーズに合わせ、延長保育（預かり保育）及び特別支援教育を実施します。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
小学校へのつながりを意識した交流事業の実施	1回/年	2回/年
子育て支援のためのスクールカウンセラー(*)やスクールソーシャルワーカー(*)の活用の充実	未実施	実施



* スクールカウンセラー：

児童・生徒の心の問題を解決するために、児童・生徒や保護者と直接会い、心理カウンセリングによる心のケアを行う人。

* スクールソーシャルワーカー：

問題を抱える児童・生徒を取り巻く家庭や生活環境に働きかけ、関係機関等との連携や調整により問題の解決を行う人。

5. 生涯学習・生涯スポーツ

現状と課題

<生涯学習・町立図書館>

社会教育・生涯学習は、生きがい、働きがい、暮らしがいのある生活と、自らの人生に役立てるための学びの営みであり、心豊かな生活の基礎となるものです。本町では、文化会館、桜ヶ丘総合センター、旭ヶ丘総合センター等において、生涯学習講座、高齢者学級、家庭教育学級、女性学級、識字学級、朗読ボランティア活動（声の広報）等をはじめ、各種団体やグループ・サークルによる自主的な活動など、様々な学習活動を実施しています。

また、町立児童センターを子ども活動の拠点施設と位置づけ、子どもが主役の教室や催しなど、具体的な活動を進めています。一方、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、少子化や核家族化、人間関係や地域社会における地縁的なつながりの希薄化が進んでいます。こうした状況においても、放課後の過ごし方や高齢者とのふれあい・体験等を通じて、子どもが豊かな人間性を育めるような環境づくりを充実させる必要があります。

町立図書館においては、多様化する住民ニーズに対応する資料の収集と提供、学校支援・連携、ボランティアの協力を得て、図書館まつりや講演会、おはなし会を開催し、人が集い本と出会う場所として図書館の周知に努めています。

今後も継続して、だれもが、いつでも、どこでも学ぶことのできる社会教育・生涯学習社会の実現をめざすことが必要です。

<生涯スポーツ>

住民の健康への関心は高く、子どもから高齢者まで一人ひとりが自分に合ったスポーツを気軽に楽しめる環境にあります。本町のスポーツ拠点施設であり芝生サッカー場やテニスコートを備えた平畑運動公園、町内各所にある多様なスポーツ施設、開放が行われる小・中学校の運動場や体育館など、多くの方にスポーツ活動の場を提供しています。また、健康づくりセンターについては、指定管理者（民間委託）により管理運営を継続しています。

しかし、各施設ともに、よりよい施設を提供していくためには、計画的な改修を進めていく必要があります。また、多くの住民にスポーツに親しむ楽しさを広め、スポーツを通じた住民同士の交流を促進していくためにも、スポーツ活動の充実が必要です。

関連する主な SDGs



町主導や各種団体などによる生涯学習の情報提供、生涯学習人材バンクの活用促進、図書館の充実などにより、すべての人に質の高い教育を提供することに寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町教育大綱〔計画期間：令和4年度～令和8年度〕

主要施策

(1) 生涯学習の推進

町主導による社会教育・生涯学習活動はもとより、各種団体や自主的なクラブの活動など、生涯学習に関する情報提供を充実して、住民の学習機会の拡充、各活動の活性化を促進します。

住民の自発的な社会教育・生涯学習活動を促すとともに、新たなリーダーとなる人材の育成・交流をめざします。また、住民の知識、経験など、それぞれが持たれている力を発揮することのできるまちづくりに努めます。

住民が互いに学びあえる機会を拡充するため、人材の確保と情報提供を進め、生涯学習人材バンクの活用を促進します。

地域が主体となり具体的な活動を進める地域子ども会活動について、継続的な連携と支援に努めるとともに、少子化や人間関係の希薄化が生じている現状等をふまえ、子どもたちが豊かな人間性や社会性を育めるよう事業の充実に努めます。

読書は考える力や豊かな感性、情操を育み、幅広い知識などを得る上で欠くことのできないものとして、図書館の充実を図り、利用を促進します。また、住民の参画も求めながら、図書館まつり、おはなしの会や講座などの開催、保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校との連携強化などにより、子どもたちの読書活動を促進します。

(2) 社会教育・生涯学習施設の適切な整備と管理運営

文化会館・町立図書館・児童センター・杉本記念文化センターなどの社会教育・生涯学習の場となる施設の適切な整備と管理運営を進め、学習と住民交流の機会の拡充、並びによりよいサービス提供に努めます。



(3) 生涯スポーツの推進

住民のスポーツに親しむ機会の拡充と意欲の向上のため、住民のニーズもふまえた内容の充実を図りながら、成人向けの軽スポーツ教室をはじめ、子ども向けスポーツ教室や各種大会（町民体育大会、高齢者運動会、パークゴルフ大会、グラウンドゴルフ大会、健康ウォーキング等）を継続して実施します。

各種団体やクラブ・サークルなどによる自主的な活動に対し、場所や情報の提供、各種団体や関係機関との調整など活動内容に応じた支援を進めます。

(4) 生涯スポーツ施設の適切な整備と管理運営

スポーツ・交流の拠点として位置づけられている平畑運動公園をはじめ町立体育館、パークゴルフ場等のスポーツ施設の補修・改善を図り適切な維持管理に努めます。健康づくりセンターにあっては、住民が運動を通じて体力や健康の増進、健康寿命の延伸を図るための拠点的な施設として管理運営に努めます。

また、小・中学校の運動場や体育館の開放を継続するとともに、スポーツ推進委員による軽スポーツ体験教室の拡充など、年代を問わず気軽に身近なスポーツの場の提供を図ります。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
図書館来館者数	42,745人/年 (令和元年度)	45,000人/年
図書館資料(一般書、児童書、雑誌等)の貸出冊数	77,622冊/年 (令和元年度)	80,000冊/年
おはなし会参加者数	1,185人/年 (令和元年度)	1,200人/年
生涯学習人材バンク登録者数	58人	60人
町民体育大会参加者数	3,000人/年 (平成30年度)	3,000人/年
高齢者運動会における老人クラブ会員の参加割合	20% (令和元年度)	30%
グラウンドゴルフ大会におけるグラウンドゴルフ部部員の参加割合	55.65% (令和元年度)	65%
運動習慣のある人の割合	27.9%	30%
パークゴルフ場利用者数	11,879人/年	13,000人/年
健康づくりセンター 町内定期利用会員登録人数	3,350人	3,700人

6. 歴史・文化・芸術

現状と課題

歴史文化遺産については、埋蔵文化財の発掘調査、町内の民俗の記録や古文書の調査、新たな文化財指定、文化財の保護、文化財図録、文化財マップ・パンフレット・冊子の発行、地域遺産の中から選定する「おおよど遺産」、文化財ボランティア(*)の活動支援と育成などを町独自で実施しています。一方で、人口減少、少子高齢化の今、地域(区・大字)に根ざした文化の保存と継承は困難になりつつあります。それぞれの地域で人々が連綿と守ってきた有形無形の文化財は、その地域を物語る一部であり、地域と一体的に存在する大切なものです。地域を成り立たせている歴史や文化・地域文化を、地域遺産として活用し活性化する必要があります。

また、調査発掘された文化資源が十分に活用されていないこと、地域遺産を発信する観光誘客イベント(毎年1回実施している遺産巡りハイキング)が地元の消費につながりにくいこと、参加者やボランティアスタッフの年齢層が高く若年層が少ないこと、新たなボランティアスタッフの育成などが課題として挙げられます。これらの課題を解決するためには、歴史文化に関する事業の情報発信の方法が大きな鍵となります。若年層にも親しみやすい内容のプロモーション媒体を制作・活用し町外へ広く周知するとともに、地域の伝統行事を披露する場にも積極的に参加し町への誘客を図り、住民の郷土に対する知識の向上、郷土への愛着と誇りを育むことにつなげます。

文化・芸術振興については、町の歴史文化の継承・伝承を目的とした継続的な事業(イベント)が必要不可欠です。多くの人に興味を持ってもらい、一緒に作り上げ、醸成していくやり方を再考していく必要があります。



* 文化財ボランティア:

町内の文化財を守り伝えることを目的として、地域に残る文化財の保存・管理・活用などの活動に無償で自発的に参加したり、技術や知識を提供したりする人や団体、またはその活動。

関連する主な SDGs



本町の歴史文化遺産に関する情報公開を進めることで、住民の郷土に対する知識の向上に寄与する。

関連する主な町の計画

- 大淀町教育大綱〔計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度〕

主要施策

(1) 歴史文化遺産の保存・伝承

平成 28 年度～令和 2 年度に選定された「おおよど遺産」や指定文化財などを体系的に整理し、大淀町独自の「文化財保存活用地域計画」を策定します。

また、大淀町文化連盟などと連携して、文化財の調査、修復作業、定期的な見回りなど、歴史文化遺産の保存を継続して進めます。

映像や写真等の記録での保存は、デジタルデータ化などにより、利活用や後世への伝承が図りやすい方策により進めます。広報、あらかしテレビ、各種パンフレットや歴史図書等の有効活用、語り部の育成などにより、本町の歴史文化遺産に関する情報公開を進め、住民の郷土に対する知識の向上、郷土への愛着と誇りを育みます。

(2) 歴史文化遺産の活用

公共施設などを活用した文化財等の展示・保管場所の確保、各種媒体による情報発信、文化見学会、講習会など、住民が郷土の歴史や文化と親しめる機会を拡充し、住民による学習活動や地域活性化の活動などへの活用を促進します。

比曽寺跡（世尊寺）、今木権現堂など、本町の誇るべき文化財等を、観光資源としても活用していけるように、広く周知、情報発信を図ります。

歴史文化遺産は、子どもから高齢者までの幅広い世代間が共有できる地域の誇りです。「地域の遺産は地域で守り受け継いでいく」ことを地域住民に再認識していただきながら、地域の交流や活性化活動などへつながるように、歴史文化活動への支援を図ります。

地域住民が地域の伝統行事を披露する場に参加できるよう、区や各種団体に積極的に参画を促し、サポートを実施することにより、郷土への愛着と誇り、定住意識などの帰属意識を形成し、今後のまちづくりへの積極的な参加につなげます。

地域に残る年中行事などを、特産品や体験素材とあわせて収録した冊子等を作成し、地域が一体となったおもてなしと観光リピーターの確保を図ります。

(3) 活動拠点の改善や有効活用等

文化会館については、文化の拠点施設の中心として町民の多くの賑わいと交流をめざします。また、計画的な設備の改修を図るとともに、有償ボランティア等による住民の参画など、円滑な運営を維持します。

杉本記念文化センターは、文化拠点施設の一つとして、住民の文化活動の場として有効活用を図ります。

(4) 様々な文化・芸術活動の振興

文化会館あらかしホールでは、各種コンサート、演劇、映画、展覧会など、住民ニーズに配慮した文化事業を継続して実施するとともに、住民参加、住民主体による事業も展開し、集客力の向上、住民の文化芸術活動の拡充を図ります。また、文化会館利用促進プロジェクトについて検討します。

文化祭の開催は、文化連盟を中心に、団体やグループなど様々な方々の自発的な運営等を促進して、内容の充実を図ります。

住民の文化・芸術活動は、芸術・文学活動はもとより、生涯学習、産業活動、まちづくり活動など、様々な営みの中からも創出が期待されるため、文化会館、杉本記念文化センター、その他の公共施設などを広く住民活動の場として提供し、自主的活動の支援・育成を図ります。

(5) 優れた文化・芸術等に触れる機会の提供

様々な文化鑑賞を通して、子どもたちに夢と感動を与え、豊かな情操を養うことで、青少年のすこやかな育成に役立てます。

自主事業の内容として、著名なアーティストが出演するコンサートや公演を実施します。また、庁内各部署と連携したイベントを実施し集客増に努めます。

成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
指定文化財指定件数(国・県・町)	17件	23件
文化財保存活用地域計画の策定	未策定	策定
地域情報を収録した冊子等の制作	未実施	実施
文化会館自主事業の開催回数	10回/年	12回/年
文化会館利用件数(貸館事業)	442件/年	600件/年
町文化祭 出品件数	337件/年(令和元年度)	350件/年
町文化祭 発表団体数	15団体/年(令和元年度)	16団体/年

第3章 重点プロジェクト

重点プロジェクト

重点プロジェクトの位置づけ

第4次大淀町総合計画は、「来たい、住みたい、住み続けたいまち 大淀町 ～次世代へつなぐ共創のまちづくりをめざして～」を基本理念・将来像に掲げています。この本町のあるべき将来の姿に向けてまちづくりを進める上で、前期基本計画においては人口減少対策に向けて重点的に取り組んでいく施策を「重点プロジェクト」と位置づけ、取り組みを進めてきました。

後期基本計画では、前期同様、人口減少対策に向けて重点的に取り組みを進めることに加え、各施策の達成状況、社会変化や住民ニーズ、町が抱える課題などをふまえ、後期5年間においてその成果が強く望まれる施策を検討し、後期基本計画における重点プロジェクトとして再構築し、重点的に取り組みを進めていきます。

なお、重点プロジェクトは、後期基本計画に掲げられている主要施策であることを基本とするため、重複掲載となりますが、重点プロジェクトであるという位置付けを明確にすることを目的としています。

Project

1

子育て支援・少子化対策プロジェクト

Project

2

下市口駅周辺まちづくりプロジェクト

Project

3

学校教育環境の充実プロジェクト

Project

4

行財政基盤強化プロジェクト

1. 子育て支援・少子化対策プロジェクト

1 事業の目的

本町では、令和2年3月に「第2期大淀町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画では、「安心して健やかに育つことができるまちづくり」を基本理念に、子ども・保護者のニーズに応じた子育ての環境づくりの充実をめざしています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、出生数の減少が続いていますが、子どもの数が減るのでサービスを削減するのではなく、このような状況であるからこそ、子育てに関わる全ての方が必要な時に必要なサービスを受けられるよう、家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の協働により、子育て支援の体制を整備していくことが重要となってきます。

大淀町で子どもを生み育てたいと思う環境を整えることで、出生数の減少を食い止め、子育て世帯の転入を促進し、安心して健やかに育つことができるまちづくりを進めていく必要があります。

2 期待する効果

- 出生数の減少の歯止め
- 子育て世帯の転入の促進等による年少人口、生産年齢人口の増加
- 町全体で子育てを応援するまちづくりの推進

3 プロジェクト概要

■ 子ども・子育て支援事業計画の推進

「第2期大淀町子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念のもと3つの基本目標を定め、それぞれの主要課題について施策を展開し、事業を実施しています。これらの事業を着実に実施し、基本理念である「安心して健やかに育つことができるまちづくり」を進めます。

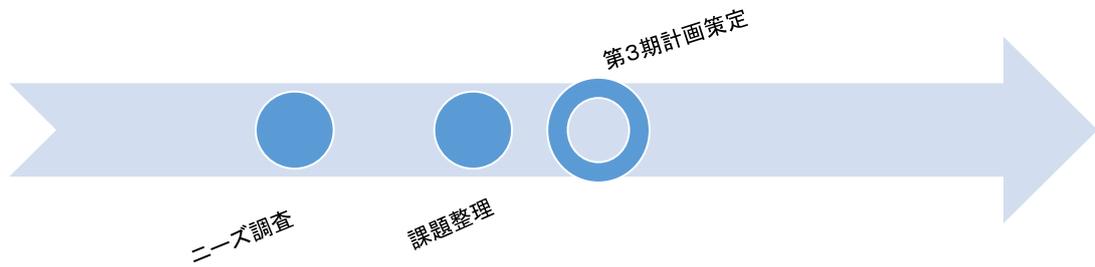
■ 課題の把握

令和7年度からの「第3期大淀町子ども・子育て支援事業計画」策定に向け、令和5年度に子育て世帯へのニーズ調査を実施し、子育てに関するサービスの利用状況や今後の利用意向等を把握のうえ、課題等を整理し、調査結果を今後の施策に反映していきます。

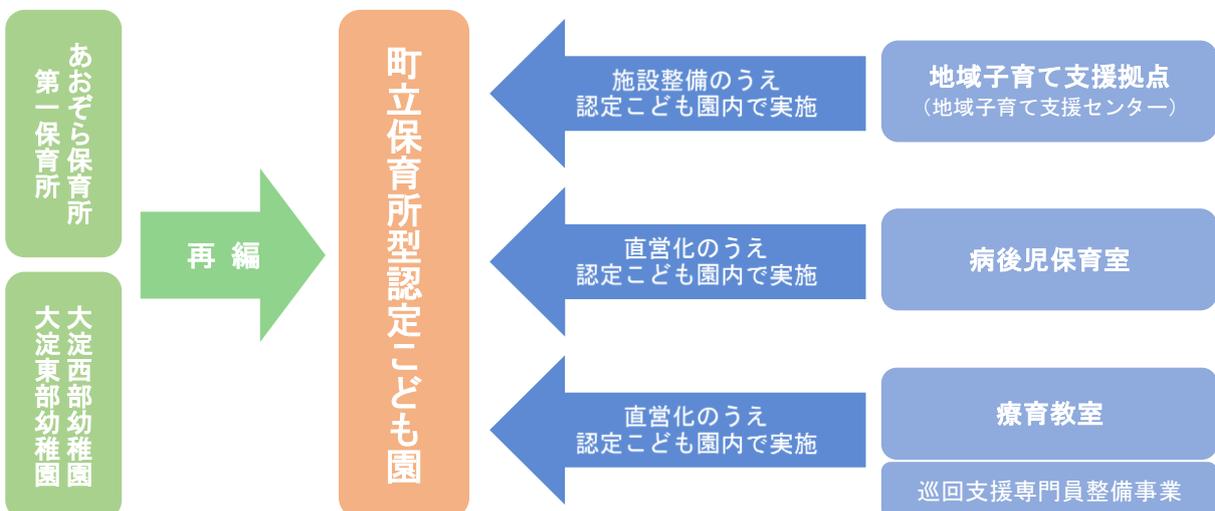
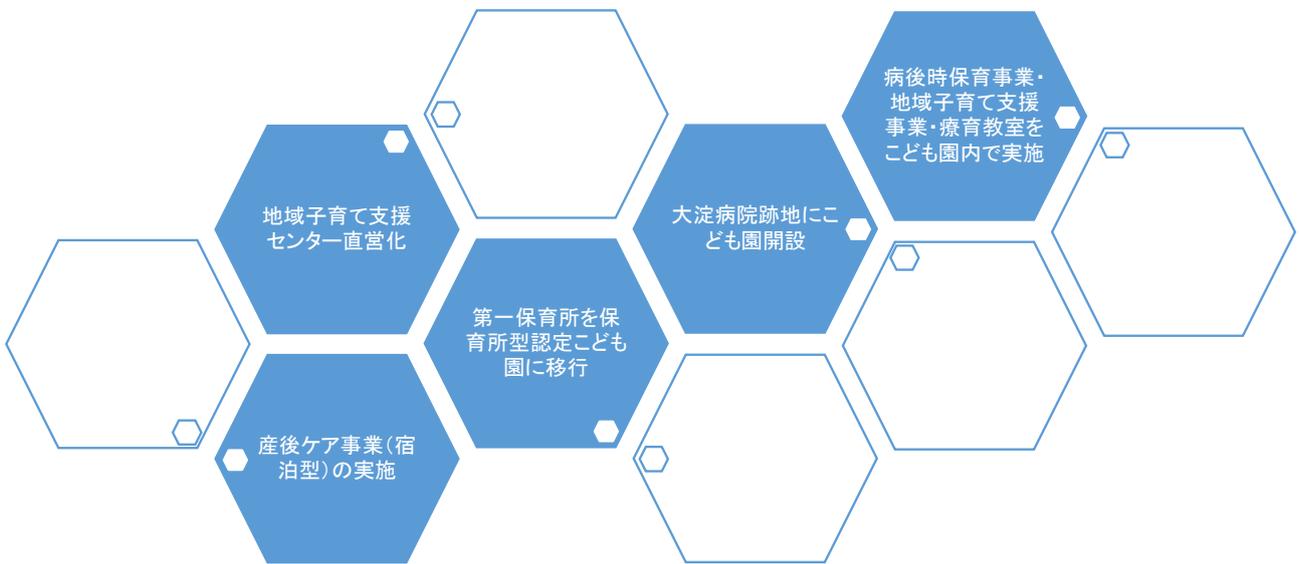
■ 子育て支援の環境整備

- ・ 令和3年度から本格的に事業を開始した子育て世代包括支援センター（母子すくすくセンター・子育てサポートセンター）を中心に引き続き子育てに関する相談や情報提供を行い、利用しやすい相談体制づくりに努めます。
- ・ 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保に努めます。
- ・ 旧大淀病院跡地に「保育所型認定こども園」を新たに整備し、施設内に地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）、病後児保育事業、療育教室の機能を集約します。

子ども・子育て支援事業計画の推進



子育て支援の環境整備



2. 下市口駅周辺まちづくりプロジェクト

1 事業の目的

近鉄下市口駅周辺は、下湊商店街を中心に長きにわたり大淀町における商業の中心として、町の発展に寄与してきた場所です。しかしながら、近年の少子高齢化や人口減少、空き店舗の増加、大淀病院の閉院等により、まちの中心エリアの衰退や空洞化の進行が懸念されている状況であり、病院跡地の有効活用やまちの活性化に向けた各種取り組みを進めることが課題となっています。こうした課題に対し、本総合計画においては「中心市街地ゾーン」に位置付けて、駅周辺整備をはじめとした基盤整備による都市機能の充実や、周辺地域への交通連絡機能の強化・充実、都市機能の誘導や集約により、本町らしさを持つまちの顔としての空間づくりをゾーン一帯で推し進める方向を掲げており、まちづくりを進めるため、平成29年3月に「大淀病院跡地及び近鉄下市口駅周辺地区まちづくり基本構想」を策定し、奈良県と「まちづくり基本協定」を締結しました。

この協定に基づくまちづくりの実現に向けて、地域住民・民間事業者・行政などの事業主体が本地区において実施すべき事業内容等について検討し、本地区まちづくりの基本計画を策定のうえ、まちづくりを進めます。

2 期待する効果

- 医療、福祉、健康に関する機能の増進
- 下市口駅周辺の交通安全及び利便性の向上
- 地域住民の交流によるコミュニティ機能維持
- 観光拠点としての魅力の向上
- 空き店舗、空き家の活用による活性化
- 交流人口の増加

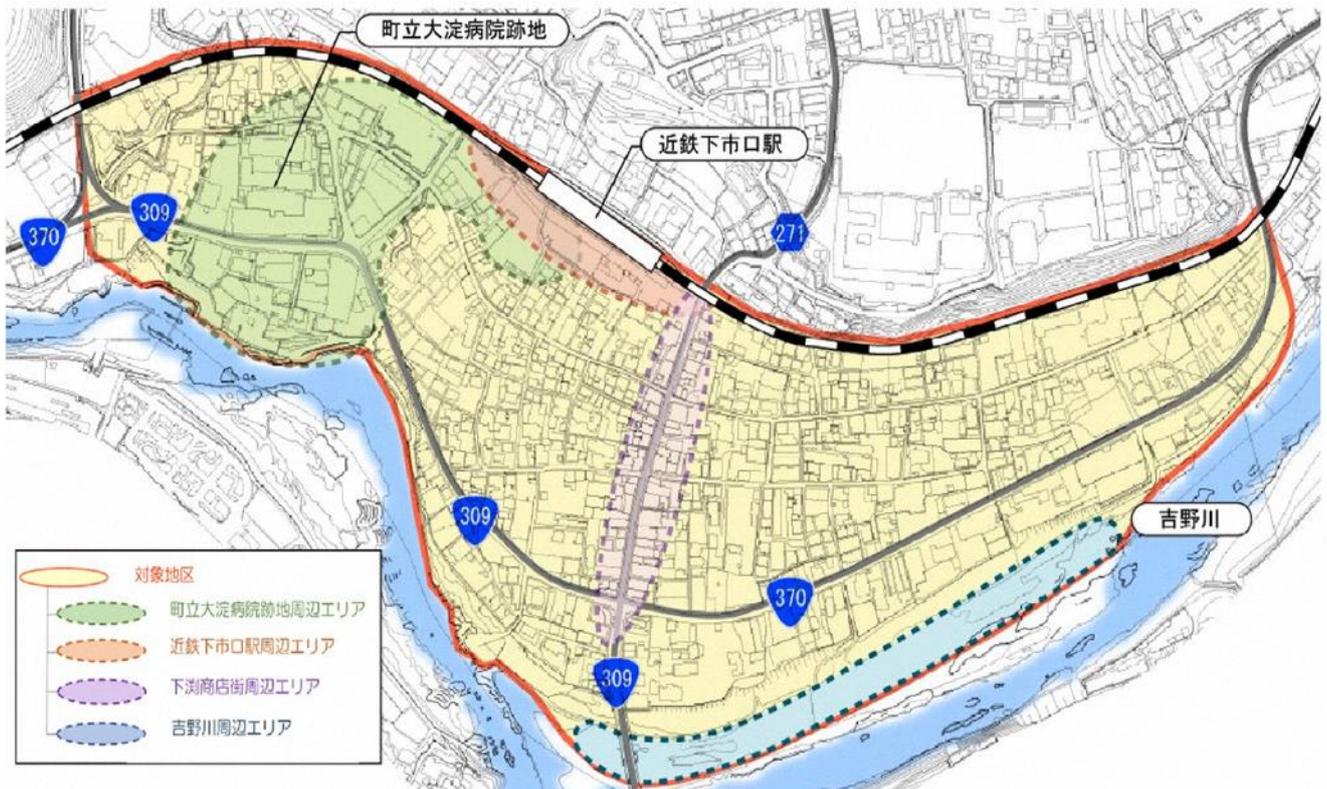
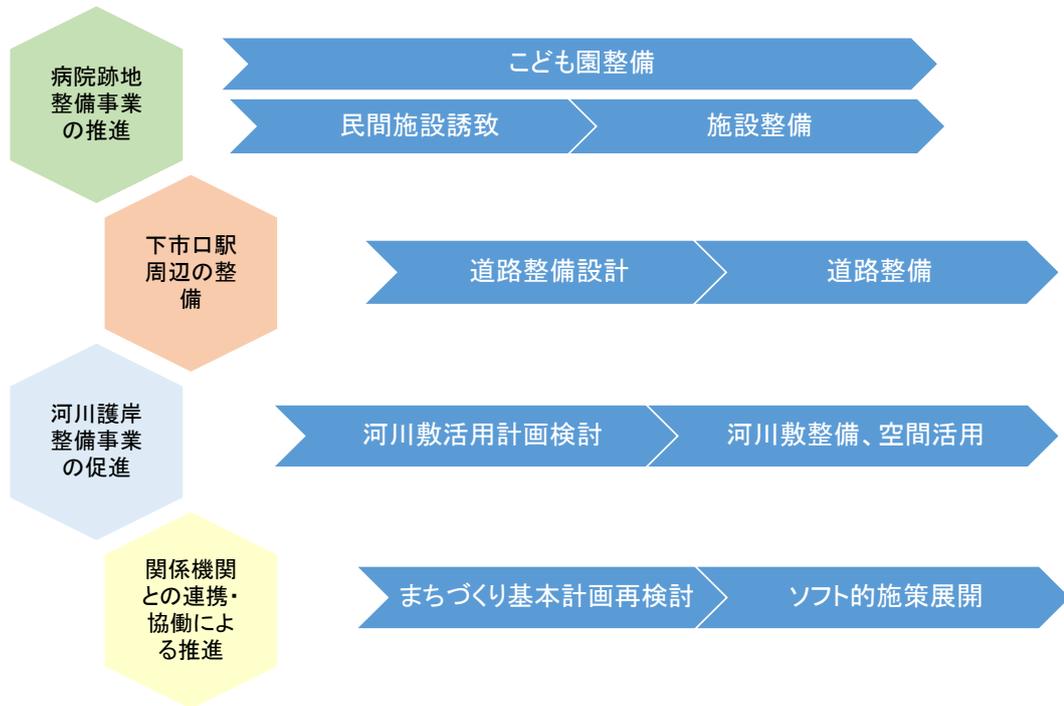
3 プロジェクト概要

- 下市口駅周辺の整備
 - 駅前安全対策のためのロータリー整備
 - 病院跡地へのアクセス強化のための道路整備計画の策定と推進の取り組み
- 病院跡地整備事業の推進
 - 認定こども園の着実な整備
 - 県施設誘致に向けた取り組み
 - 民間施設の誘致
- 河川護岸整備事業の促進
 - 河川敷の活用に向けた環境整備

■ 関係機関との連携・協働による推進

県との連携協定に基づく計画の策定と推進

4 プロジェクトの手順、イメージ



3. 学校教育環境の充実プロジェクト

1 事業の目的

人口減少、少子化が進展する現代社会において、未来を担う子どもたちを守り育てていくために子どもたちにとって望ましい教育環境について十分に考える必要があります。

本町では「知育・徳育・体育」の調和を学校教育の柱に掲げ、人権教育と食育を重んじ教育活動を推進しています。子どもたちが未来を拓くたくましい力を持ち、多様な可能性を伸ばすことができるよう、基礎的な学力の向上に加え、外国語に触れる機会やICT(*p47)の活用など、時代に応じた教育の機会を設けるとともに、家庭・学校・地域の連携により、子ども一人ひとりが「自身を大切に、人を想うことのできる」豊かな心の育みが大切です。

また、地域の方々との出会いや、まちの歴史や文化財にふれ、まちに誇りが持てる教育活動も重要です。

2 期待する効果

- 良好な学習環境の構築
- 教育内容の充実
- 学校・家庭・地域等の連携による教育活動の推進

3 プロジェクト概要

■ 町立学校のあり方及び学校適正配置の検討

令和3年度に町教育委員会としてとりまとめた「大淀町立学校の規模や配置の適正化についての考え方」や将来の人口予測をふまえ、学びの保障、良好な教育環境を最優先に、「学校のあり方、学校の適正配置」について検討を進めます。学校の適正配置は、子どもの人数が大きく関係しますが、町の子どもの実態、町の教育方針、施設の状況、地域の学校としての役割、まちづくり、住民の声や意見等を十分に考慮する必要があります。

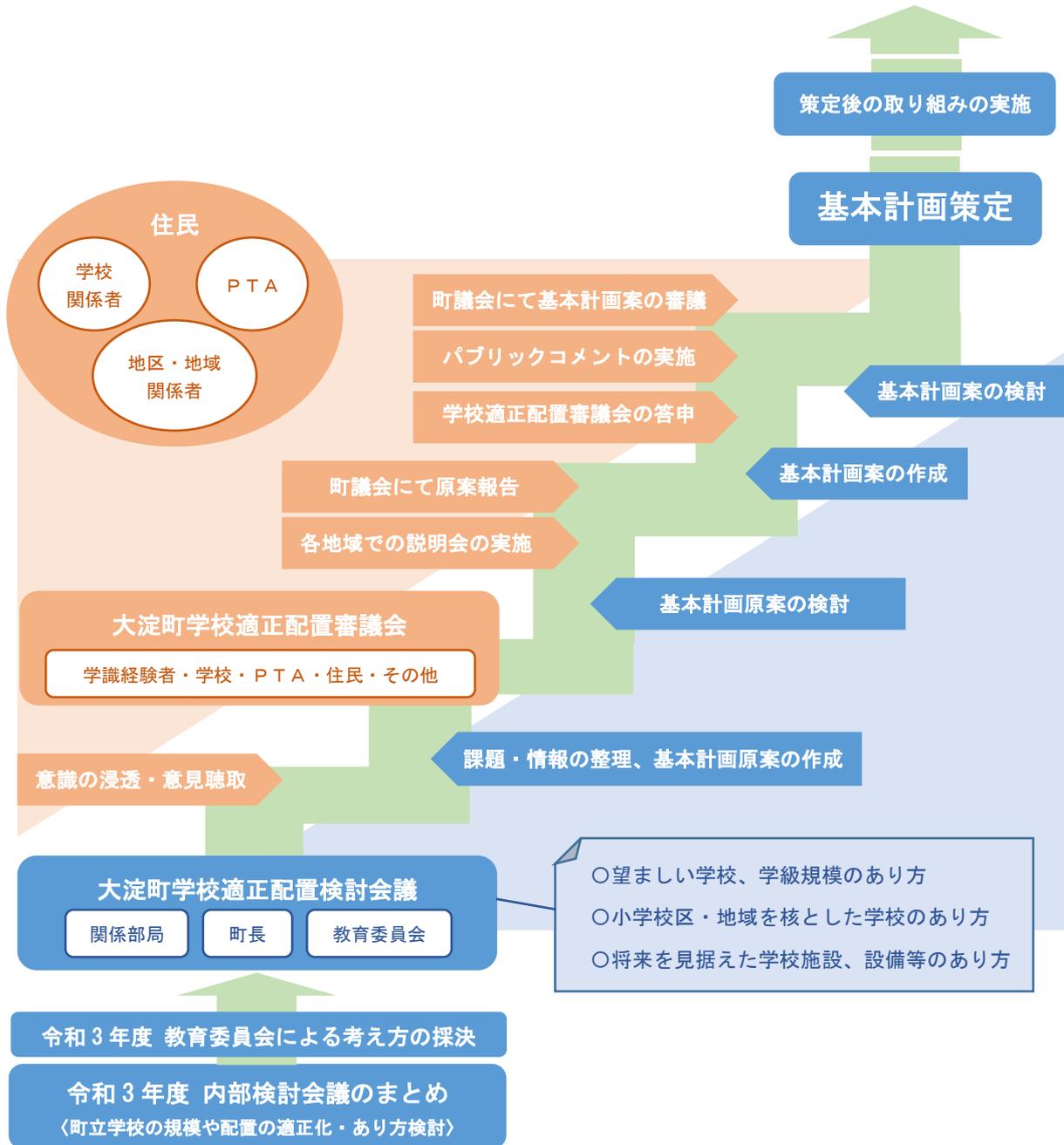
■ 学校教育の充実に向けた環境整備

児童・生徒の確かな学力の確立と、豊かな心、健やかな体の育成をめざし、学校における教育内容の充実に努めます。また、児童・生徒の安心安全な学習環境の確保、多様化する教育内容に対応するための施設の維持・改修と設備等の充実を図ります。

■ 学校・家庭・地域等の連携を図る取り組みの充実

学校と家庭、地域や関係機関が一体となり、子どもを見守り、育てる教育活動を推進します。また、地域・社会の教育資源を活用し、子どもを支え伸ばす教育活動を推進します。

町立学校のあり方及び学校適正配置の検討プロセスイメージ



4. 行財政基盤強化プロジェクト

1 事業の目的

人口減少が進み、厳しい行財政環境が続いていくことが見込まれる中、限られた人的・財政資源で継続的な行政サービスを提供し続けるためには、これまで以上に効果的・効率的な行政運営と安定した財政基盤の強化に向けた取り組みが不可欠です。

今後の労働力人口の減少や ICT(*p47)の進展など社会全体が迎える大きな変わり目や国の動向をしっかりと見定め、限られた職員体制でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、複雑・高度化する課題も乗り越えることができる自治体へと転換し、持続可能なまちづくりを進めるための体制整備を図ることを目的とします。

2 期待する効果

- 持続可能な財政構造の構築・維持
- 業務の整理、明確化によるコストの縮減や運用の効率化
- 先進的な ICT の活用による高効率・高品質な行政サービスの提供
- 職員の労働生産性の向上、ワーク・ライフ・バランス(*)の確保

3 プロジェクト概要

■ 財政の健全化

基金に頼らず将来にわたり持続可能で安定的な財政運営を行っていくために、大淀町財政計画に基づく計画的な財政運用により行政コストの縮減と町債の削減に取り組むなど、財政の健全化を進めます。

■ 歳入の確保

町税等収入の確保、ふるさと応援寄附や有料公告収入の拡大、未活用地の活用（売却・貸付等）の強化、使用料や手数料など受益者負担の適正化などを通じて、自主財源の確保を徹底します。

■ 公共施設等のマネジメントの推進

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく計画的な改修により、無駄な修繕費を抑制するとともに、建物の長寿命化を図っていきます。また、各施設における行政サービスの見直しや余剰スペースの洗い出しを行い、できる限り施設を有効に活用できるよう、転用、複合化、集約化といった配置の適正化について検討を進めます。

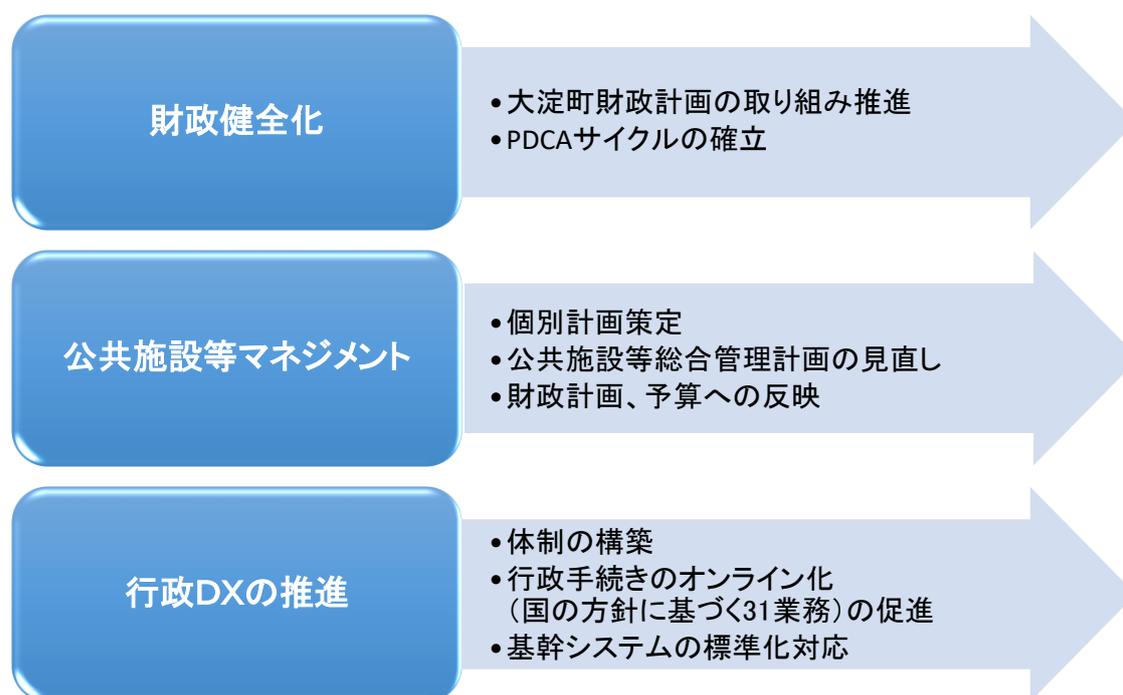
* ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

■行政DX(*p52)の推進と事務事業の見直し

限られた人的・財政資源で継続的に行政サービスを提供し続けるためには、職員が、職員でなければできない業務に携わる環境を作る必要があります。今ある業務を整理、明確化し、デジタル技術の活用による業務効率の向上、ランニングコストの削減、事務の簡素化のほか、労働生産性や住民サービスの向上に努めます。

4 プロジェクトの手順、イメージ



第4章 資料編

1. 計画策定の経緯

年月日		策定経緯
令和3年	5月	「大淀町のまちづくりについてのアンケート」調査の実施 (調査対象：満19歳以上の町民・高校生・中学3年生)
	7月	第4次大淀町総合計画前期基本計画の達成状況調査及び当調査に関する各課ヒアリングの実施
	8月19日	第1回 大淀町総合計画策定推進本部会議の開催 ・次期計画の策定について ・次期計画策定に向けた各種調査の実施について
	11月15日	第2回 大淀町総合計画策定推進本部会議の開催 ・後期基本計画について ・総合戦略について ・人口ビジョンについて ・重点プロジェクトについて
	11月24日	第1回 大淀町総合計画策定審議会の開催 ・委員委嘱 ・会長の選出 ・大淀町総合計画後期基本計画の策定について
	12月15日	第3回 大淀町総合計画策定推進本部会議の開催 ・人口ビジョンについて ・重点プロジェクトについて
	12月20日	第4回 大淀町総合計画策定推進本部会議の開催 ・後期基本計画について
	12月23日	第2回 大淀町総合計画策定審議会の開催 ・町長から大淀町総合計画策定審議会へ諮問 ・大淀町総合計画後期基本計画の策定について
令和4年	1月20日	第5回 大淀町総合計画策定推進本部会議の開催 ・後期基本計画について
	1月24日	第3回 大淀町総合計画策定審議会の開催 ・計画の修正及び計画案に対するご意見・ご提案について ・パブリックコメントの実施について
	2月10日～ 2月25日	第4次大淀町総合計画後期基本計画(案)に関するパブリックコメントを募集(提出意見数：2件)
	2月21日	第4回 大淀町総合計画策定審議会の開催中止 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止)
	3月4日	第5回 大淀町総合計画策定審議会の開催 ・計画の修正及び計画案に対するご意見・ご提案について ・パブリックコメントの実施結果について ・答申書案について
	3月4日	大淀町総合計画策定審議会 会長より町長へ答申
	3月9日	第6回 大淀町総合計画策定推進本部会議において、第4次大淀町総合計画後期基本計画を策定

2. 諮問・答申

■諮問書

大企第475号
令和3年12月23日

大淀町総合計画策定審議会
会長 池田 政則 様

大淀町長 岡下 守正

第4次大淀町総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

第4次大淀町総合計画後期基本計画を策定するにあたって、大淀町総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和4年3月4日

大淀町長 岡下 守正 様

大淀町総合計画策定審議会
会長 池田 政則

第4次大淀町総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和3年12月23日付け 大企第475号で諮問を受けました第4次大淀町総合計画後期基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、当計画案は、今後の大淀町のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するためのものとして概ね適切なものであると認め、別添のとおり答申します。

なお、当計画の推進にあたっては、下記事項に充分配慮されるとともに、住民ニーズや社会情勢等の変化に即した施策の推進により、まちの将来像「来たい、住みたい、住み続けたいまち、大淀町 ～次世代へつなぐ共創のまちづくりをめざして～」の実現に努められることを要望します。

また、審議を通して多くの委員から有益な意見や提案などがありましたので、それらについても今後のまちづくりに充分配慮されるよう希望します。

記

- 少子高齢化の進行や厳しい財政状況を踏まえ、限られた資源（財源・人材）を有効に活用し、本町の抱えるまちづくりの課題を効果的・効率的に解決するため、施策や事業に重み付けを行い、優先度の高い施策から着実に推進し、持続可能なまちづくりを進めること。
- 各分野での後継者不足や空き家の増加等、人口減少に起因する問題に対して、重点プロジェクトを中心として総合的に施策を展開することで、町の魅力を高め、人口の定着を図るとともに新たな人の流れを創出するよう努めること。
- 大淀町が持っている魅力を最大限に活かしたまちづくりを展開するとともに、町の魅力を町内外に発信するよう努めること。また、町単体ではなく、吉野エリアで連携を図りながら広域的な視点でまちづくりに取り組んでいくこと。
- 計画の推進にあたっては、計画に掲げるまちづくりの方向性や施策の内容等について、広く町民に周知するとともに、町民の理解が十分に得られるよう努め、町民、NPO、企業、行政等のあらゆる主体が協働のまちづくりを推進すること。そして、意欲ある町民や団体等の活動に対し、積極的に支援するよう努めること。

以上

3. 大淀町総合計画策定審議会条例

大淀町総合計画策定審議会条例

平成4年9月19日

条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、大淀町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するに当たり、大淀町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌業務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、大淀町総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。ただし、役職により任命されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年12月大淀町条例第19号）第4条の3、別表第1第8項及び別表第2の規定により支給する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月23日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月15日条例第19号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

4. 大淀町総合計画策定審議会 委員名簿

氏名	所属団体・役職	備考
長谷川力雄	大淀町議会議長	
池田 政則	大淀町区長会会長	会長
東山 喜昭	大淀町消防団団長	
辻 壮作	大淀町老人クラブ連合会会長	
中谷千津代	大淀町地域婦人団体連絡協議会会長	
大谷 奉明	大淀町民生児童委員協議会会長	
福増 敦子	大淀町人権擁護委員	
上尾 年雄	大淀町農業委員会会長	
仲川 雅己	道の駅 吉野路おおよどiセンター駅長	
安川 光平	大淀町商工会青年部長	
山風呂千恵美	大淀町教育委員会委員	
瀬渡 章子	国立大学法人奈良女子大学名誉教授	
辻本 準	株式会社南都銀行大淀支店長	
長岡 雅美	奈良テレビ放送株式会社代表取締役	
上山 鈴子	社会福祉法人延明福祉会延明保育園園長	
八田 千晶	大淀町連合PTA連絡協議会	

(敬称略、順不同)

※上記記載の委員は、「答申書」提出時の委員。

5. 大淀町総合計画策定推進本部会議設置要綱

大淀町総合計画策定推進本部会議設置要綱

(目的)

第1条 大淀町の将来を展望し、総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的とした本町の総合計画の策定及び進捗管理を的確に行うため、大淀町総合計画策定推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関すること
- (2) 総合計画に基づく事業の推進に関すること
- (3) 総合計画の進捗管理に関する各施策の推進に関する事項
- (4) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部会議を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。
- 3 本部会議は、本部員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは本部長の決するところによる。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて本部会議の下部組織として専門部会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第7条 本部会議の庶務は、総務部企画財務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

(廃止する要綱)

2 「第3次大淀町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱(平成23年4月27日施行)」及び「第3次大淀町総合計画推進本部設置要綱(平成19年5月25日施行)」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

大淀町総合計画策定推進本部員

教育長
総務部長
住民福祉部長
建設環境部長
議会事務局長
教育委員会事務局 教育部長
上下水道部長
総務部次長
住民福祉部次長
建設環境部次長
教育委員会事務局 教育次長

6. 大淀町総合計画策定推進本部会議 委員名簿

氏名	所属団体・役職	備考
岡下 守正	町長	本部長
中村 吉成	副町長	副本部長
廣見 敦志	教育長	
中谷 智文	総務部長	
山中 啓嗣	住民福祉部長	
福西 正起	建設環境部長	
藤本真由美	議会事務局長	
松本 昌也	教育委員会事務局 教育部長	
畑田 浩明	上下水道部長	
岸本 隆	総務部次長	

(敬称略、順不同)

※上記記載の委員は、策定時の委員。

7. 施策項目とSDGsの関係性一覧

基本目標	施策の項目	関連する主なSDGs			
計画推進のために	1.人口減少社会に対応したまちづくり				
	2.様々な主体による協働と連携のまちづくり				
	3.情報発信で知ってもらうまちづくり				
	4.計画的・効率的な行財政運営のまちづくり				
	5.広域的な連携と協力によるまちづくり				
基本目標1 すこやかで安心して暮らすための	1.保健・医療				
	2.子育て支援、少子化対策				
	3.高齢者福祉				
	4.障がい者（児）福祉				
	5.地域福祉				
	6.社会保障				
基本目標2 いきいきとして活力あるまちづくりのために	1.商工業・企業誘致・新しい産業				
	2.食料・農業・農村				
	3.森林・林業				
	4.観光・道の駅				

基本目標	施策の項目	関連する主な SDGs			
基本目標 3 まちの基盤づくりと 安全・快適な暮らし のために	1.都市拠点の形成				
	2.交通ネットワークの形成				
	3.住宅・市街地整備				
	4.環境保全と環境美化、景観・緑化				
	5.公園・緑地				
	6.上下水道				
	7.廃棄物処理等				
	8.斎場・墓地				
	9.消防・防災				
	10.防犯・交通安全				
基本目標 4 うるおいある人間性 豊かなまちづくりの ために	1.人権の尊重				
	2.男女共同参画				
	3.学校教育				
	4.就学前教育				
	5.生涯学習・生涯スポーツ				
	6.歴史・文化・芸術				

8. 指標・数値目標一覧

●計画推進のために

施策項目	指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1	人口(社会増減数)	-131人/年	-90人/年
	出生数	43人/年	60人/年
2	人づくり・まちづくり助成金制度の助成件数	2件/年	3件/年
	町ホームページ「くらしの相談」ページのアクセス件数	4,247件/年	4,500件/年
3	まちづくり出前講座実施回数	5回/年 (令和元年度)	10回/年
	町ホームページアクセス件数 (トップページ)	601,023件/年	900,000件/年
	LINEの登録者数	532件	7,000件
	地区別懇談会・住民説明会実施回数	3回/年	10回/年
	他メディアへの自主放送番組提供数	2本/年 (令和元年度)	4本/年
	YouTube動画投稿本数	92本	150本
	オープンデータのアクセス数	756件/年	10,000件/年
	オープンデータの公開データ数	2件	10件
	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)整備箇所数	1箇所	4箇所
	こまどりケーブル加入率	57.9%	65%
4	実質公債費比率	9.2%	7.5%
	経常収支比率	91.9%	90%
	将来負担比率	7%	0%
	一般財源基金 (財政調整基金+減債基金)残高	1722百万円 (令和2年度末)	1500百万円 (令和7年度末)
	町税徴収率(現年分+滞納繰越分)	94.5%	95%
	ふるさと応援寄附件数	1,476件/年	4,000件/年
	企業版ふるさと納税寄附件数	0件	3件
	人口1,000人あたり職員数(行政職)	7.5人	7.5人

●すこやかで安心できる暮らしのために

施策項目	指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1	がん検診受診率(胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がんの各検診受診率平均)	8.68%	11.3%
	成人の喫煙率	13% (平成29年度)	10%
	健康教育の動画再生回数	2,082回/年	4,000回/年
	ゲートキーパー養成講座受講者数	80人	230人
	健康寿命(65歳平均自立期間) 奈良県内順位	【男性】26位	【男性】13位
		【女性】24位	【女性】12位
	予防接種の接種率	【高齢者】53.6%	【高齢者】70%
		【乳幼児】80.9%	【乳幼児】95%
国民健康保険特定健康診査受診率	21.3%	35%	
2	学童保育施設(プレジャーーム)受入率	100%	100%
	保育所等利用待機児童数	0人/年	0人/年
	離乳食講座の開催回数	10回/年	12回/年
	ブックスタート事業実施回数	12回/年 (令和元年度)	12回/年
	おはなし会実施回数	63回/年 (令和元年度)	65回/年
	母子手帳発行時の保健師による面談	92.68%	100%
	妊娠期ケアプランの作成・実施	未実施	実施
3	要介護認定率	18.4%	21.2%
	介護予防リーダー活動者数	44人	100人
	後期高齢者健康診査受診率	14.85%	20%
	ICT機器を活用した見守り支援利用者数	155人/年	170人/年
	認知症サポーター養成講座受講者数	1,198人	1,450人
	見守りあんしんシール交付件数	2件/年	10件/年
	出前講座・健康相談実施回数	6回/年	8回/年
	出前講座・健康相談参加者数	75人/年	90人/年
4	育てにくさを感じている保護者のうち、相談先を知っているなど何らかの解決方法がある人の割合	【4か月】 100%	【4か月】 100%
		【1歳6か月児】 77.8%	【1歳6か月児】 90%
		【3歳児】 87.5%	【3歳児】 95%

施策項目	指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
4	重層的支援体制整備事業にかかる支援のしやすさ指数	—	80%
	重層的支援体制整備事業にかかる相談のしやすさ指数	—	80%
	自立生活援助	0人/年	2人/年
	障がい者相談支援事業実人数	49人/年	80人/年
	障がい者就労移行支援	0人/年	2人/年
	特別支援学校生徒の社会体験、職場体験の実施回数	2回/年 (令和元年度)	2回/年
	大淀町災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づく個別避難支援計画の作成	未実施	実施
	健康診査受診率	【1歳6か月児】 94.2%	【1歳6か月児】 95%
		【3歳児】 90.9%	【3歳児】 95%
	ヘルプマークの配布数	14枚/年	20枚/年
ヘルプカードの配布数	5枚/年	20枚/年	
5	おおよど元気アップセミナー会員数	53人	65人
	禁煙サポーター会員数	10人	15人
	個別避難支援計画作成地区数	0地区	10地区
	高齢者地域見守り協定事業 協力企業数	5企業	8企業
	地域とのつながりが強い方と思う人の割合	36.2%	40%
6	国民健康保険被保険者一人あたりの医療費	366,063円	455,000円
	国民健康保険税収納率 (収納額(現年度+過年度(滞納繰越))/ 調定額(現年度))	95.32%	99%
	後期高齢者医療制度保険料収納率 (現年度)	99.8%	99.8%
	介護保険料収納率(現年度)	99.37%	99.37%

●いきいきとして活力あるまちづくりのために

施策項目	指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1	企業誘致助成対象事業者数(新規)	0社	1社
	創業支援等事業計画に基づく創業支援者数	73人	181人
	創業支援等事業計画に基づく創業者数	21人	51人
2	人・農地プラン策定地域数	5地域	25地域
	認定農業者数	11経営体	23経営体
	大淀町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく新規就農者数	6人	12人
	町内の農産物直売所に出品している農業者数	362人	380人
	農村地域運営組織の法人化数	0地域	5地域
3	森林所有者への意向調査森林面積	0ha	720ha
	森林経営管理制度に基づく森林所有者と林業経営体のマッチング面積	0ha	36ha
	混交林誘導整備面積	0ha	6ha
4	道の駅来訪者数	467,013人/年	495,000人/年
	道の駅レジ通過者数	244,398人/年	259,000人/年
	道の駅販売売上額	316,325千円	336,000千円

●まちの基盤づくりと安全・快適な暮らしのために

施策項目	指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
2	道路における歩道設置率	11.3%	12%
	よどりバス利用者数	42,338人/年 (令和元年度)	43,000人/年
	よどりタクシー利用者数	4,714人/年 (令和元年度)	4,800人/年
3	空き家率	20.36%	20.36%
	空き家バンクマッチング件数	3件	51件
	空き家バンク新規登録件数	18件	80件
	団地世帯数(福神・北野・南大和・吉野平)	2,870世帯	2,930世帯
	判定レベルⅢの橋梁数	9基	0基
4	地球温暖化対策実施計画(事務事業編)の策定	未策定	策定
	公用車における電気自動車の保有台数	1台	3台
	環境保全活動に伴うゴミ袋配布数	7,410袋/年	7,660袋/年

施策項目	指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
5	公園長寿命化計画の策定	未策定	策定
6	おいしい水の供給日数	100%	100%
	有収率(上水道)	88.68%	86.5%
	管路耐震化率(上水道)	5.4%	10%
	経常収支比率(上水道)	108.6%	100%以上
	浄化槽設置整備基数	34基 (平成28年度 ~令和2年度)	75基 (令和3年度 ~令和7年度)
	下水道普及率	90.1%	90%
	水洗化率	87.2%	90%
	経費回収率(下水道)	94.9%	100%
7	町民一人あたりの家庭系可燃ごみ排出量	514g/日	404g/日
	災害廃棄物処理計画の策定	未策定	策定
	ごみの再資源化(リサイクル)率	15.5%	20.9%
	収集量(し尿)	1,668kl/年	1,351kl/年
	収集量(汚泥)	2,730kl/年	2,840kl/年
8	斎場施設利用に関する苦情件数	3件/年	0件/年
9	防災訓練実施回数	1回/年	1回/年
	消防団員充足率	89%	100%
	女性消防団員充足率	64%	100%
10	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	45件/年	0件/年
	交通事故(人身事故)発生件数	35件/年	0件/年
	交通事故死亡者数	0人/年	0人/年
	無料交通事故相談件数	2件/年	10件/年
	消費者相談件数	2件/年	10件/年
	無料法律相談件数	23件/年	30件/年

●うるおいある人間性豊かなまちづくりのために

施策項目	指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1	職員人権研修会等参加者数	15人/年	280人/年
	人権団体の研究大会等への参加	14回/年 (令和元年度)	15回/年
	人権フェスティバル参加者数	600人/年 (令和元年度)	600人/年
	差別をなくす町民集会参加者数	650人/年 (令和元年度)	650人/年
	社会を明るくする運動の周知数	900人/年 (令和元年度)	1,200人/年
	人権問題等の相談件数	0件/年	0件/年
2	男女共同参画に関する啓発	未実施	実施
	女性職員の管理的地位への登用	12%	30%
	町男性職員の育児休業等の取得人数	0人/年	1人/年
	町男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率	0%	100%
	町職員の年次有給休暇平均取得日数	9.3日/年	10日/年
	女性学級の開催回数	20回/年 (令和元年度)	20回/年
	女性登用についての指針の検討	未実施	実施
	DV(デートDV)防止啓発活動	未実施	実施
3	タブレット端末の有効活用回数	0%	80%
	学校が楽しいと感じている児童・生徒の割合 (どちらかといえばを含む)	【小学校】80%	【小学校】85%
		【中学校】70%	【中学校】75%
	学校支援ボランティア登録人数	730人	750人
町家庭教育学級生数	12人/年 (令和3年度)	15人/年	
4	小学校へのつながりを意識した交流事業の実施	1回/年	2回/年
	子育て支援のためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用の充実	未実施	実施
5	図書館来館者数	42,745人/年 (令和元年度)	45,000人/年
	図書館資料(一般書、児童書、雑誌等)の貸出冊数	77,622冊/年 (令和元年度)	80,000冊/年

施策 項目	指標名	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
5	おはなし会参加者数	1,185人/年 (令和元年度)	1,200人/年
	生涯学習人材バンク登録者数	58人	60人
	町民体育大会参加者数	3,000人/年 (平成30年度)	3,000人/年
	高齢者運動会における老人クラブ会員の参加割合	20% (令和元年度)	30%
	グランドゴルフ大会におけるグランドゴルフ部部員の参加割合	55.65% (令和元年度)	65%
	運動習慣のある人の割合	27.9%	30%
	パークゴルフ場利用者数	11,879人/年	13,000人/年
	健康づくりセンター 町内定期利用会員登録人数	3,350人	3,700人
6	指定文化財指定件数(国・県・町)	17件	23件
	文化財保存活用地域計画の策定	未策定	策定
	地域情報を収録した冊子等の制作	未実施	実施
	文化会館自主事業の開催回数	10回/年	12回/年
	文化会館利用件数(貸館事業)	442件/年	600件/年
	町文化祭 出品件数	337件/年 (令和元年度)	350件/年
	町文化祭 発表団体数	15団体/年 (令和元年度)	16団体/年

第4次大淀町総合計画

後期基本計画

第2期大淀町地方創生総合戦略

発行：令和4年3月

編集：大淀町役場 総務部 企画財務課

〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地

電話：0747-52-5501（代表）

